

公 開

令和8年4月1日以降適用
総合評価落札方式実施の手引

土木部・交通政策局・農林水産部・農地部

令和8年3月26日



新潟県

目 次

第1章 令和8年4月1日の改正概要	1-1
第2章 新潟県土木部・交通政策局・農林水産部・農地部 総合評価落札方式 実施要領	2-1
第3章 新潟県土木部・交通政策局・農林水産部・農地部 総合評価落札方式 実施要領の運用基準	3-1
【別紙 評価項目及び評価基準の細目等】	
1 評価項目及び評価基準の細目	
(1) 企業の技術力	
(2) 配置予定技術者の能力	
(3) 地域貢献度・精通度	
(4) 担い手育成・確保	
(5) 簡易な施工計画	
(6) 技術提案	
2 評価項目の必須と選択	3-19
3 評価項目及び評価基準に係る過去の期間の考え方	3-20
4 その他の留意事項	3-22
(1) オーバースペックな提案について	
(2) ICT 活用工事（発注者指定型、受注者希望型）及び対象外工事における、 ICTに関する技術提案等の取扱いについて	
(3) Made in 新潟 新技術を技術提案（簡易な施工計画）に記載する場合の 留意点について	
(4) 共同企業体の評価基準等について	
(5) 合併企業の評価基準について	
5 評価値確定手続の意向確認	3-26
6 別表 評価項目	3-26
第4章 総合評価落札方式の手法（解説）	4-1
1 総合評価落札方式の経緯	4-1
2 総合評価落札方式の手法	4-1
(1) 総合評価落札方式とは	
(2) 総合評価落札方式の型式	
(3) 総合評価落札方式の取扱い（適用範囲及び型式選定）	
(4) 評価値の算出及び落札者の決定	
(5) 総合評価落札方式の様式	
3 総合評価落札方式の運用手順（発注者の業務）	4-5

- (1) 総合評価落札方式の運用手順（業務フロー）
- (2) 工事の選定、評価項目及び評価基準の決定
- (3) 簡易な施工計画について（※施工計画確認型）
- (4) 技術提案について（※技術評価型）
- (5) アドバイザー意見照会（学識経験者の意見聴取）
- (6) 技術資料及び技術提案の評価
- (7) 低入札価格調査
- (8) 評価結果の報告
- (9) 評価結果の公表、問合せ
- (10) 工事着手前の作業（必要事項の伝達）
- (11) 履行確認

4	手続きフロー図	4-15
5	最短入札スケジュール（例）	4-19
第5章 総合評価落札方式に関するQ&A		5- 1
第6章 関係法令等		6- 1

資料編その1

1	オーバースペック事例	資料編 1-1
2	監督員の業務について	資料編 2-1
3	様式の作成・入力手順	資料編 3-1
4	「簡易な施工計画」、「技術提案」の獲得ポイント方式による評価手順書	資料編 4-1
5	様式集	資料編 5-1

資料編その2【別冊】＜非公開＞

第1章 令和8年4月1日の改正概要

1 総合評価落札方式の取扱い【変更あり】

(1) 適用範囲

緊急的な工事着手が必要な工事^(※1)等を除き、原則として次に定める建設工事に係る請負契約を締結する場合に適用する。

- 一般競争入札（制限付きを含む）により発注する工事
- 指名競争入札により発注しようとする1千万円以上の工事で、総合評価落札方式によることが望ましい工事^(※2)

(※1) 「緊急的な工事着手が必要な工事」とは、次の場合等とする。

- i. 災害復旧工事等緊急に着手することを要する場合
- ii. 工期に余裕がなく、総合評価落札方式で実施した場合には事業の完成に支障をきたす場合

(※2) 「望ましい工事」とは、次の場合等とする。

- i. くじ引きが予想される工事
- ii. より品質の高い施工を行う企業を選定する必要がある工事
- iii. 地域の守り手の確保・担い手の育成にふさわしい工事

(2) 型式選定の目安

ア〔地域貢献担い手確保型〕（試行）

企業の地域貢献度・精通度及び担い手育成・確保の取組を主に評価するもの。

- ・ 概ね1.2億円未満の工事でくじ引きが予想される工事
- ・ 概ね1.2億円未満の工事で地域の守り手の確保・担い手の育成にふさわしい工事

イ〔技術者実績型〕

技術者の能力を特に重視して評価するもの。

- ・ 概ね1.2億円未満の工事でくじ引きが予想される工事
- ・ 概ね1.2億円未満の工事で、技術者の能力を特に求める工事に優先的に適用
- ・ 概ね3億円未満の工事で、技術的工夫の余地が小さい工事（電気通信工事、機械設備工事等で機器類の製作費が大部分を占めるものなどに限定）

ウ〔施工計画確認型〕

実績等の評価に加え、発注者が示す仕様に基づき、現場の特性等を理解して確実に施工を行う能力を簡易な施工計画で確認・評価するもの。

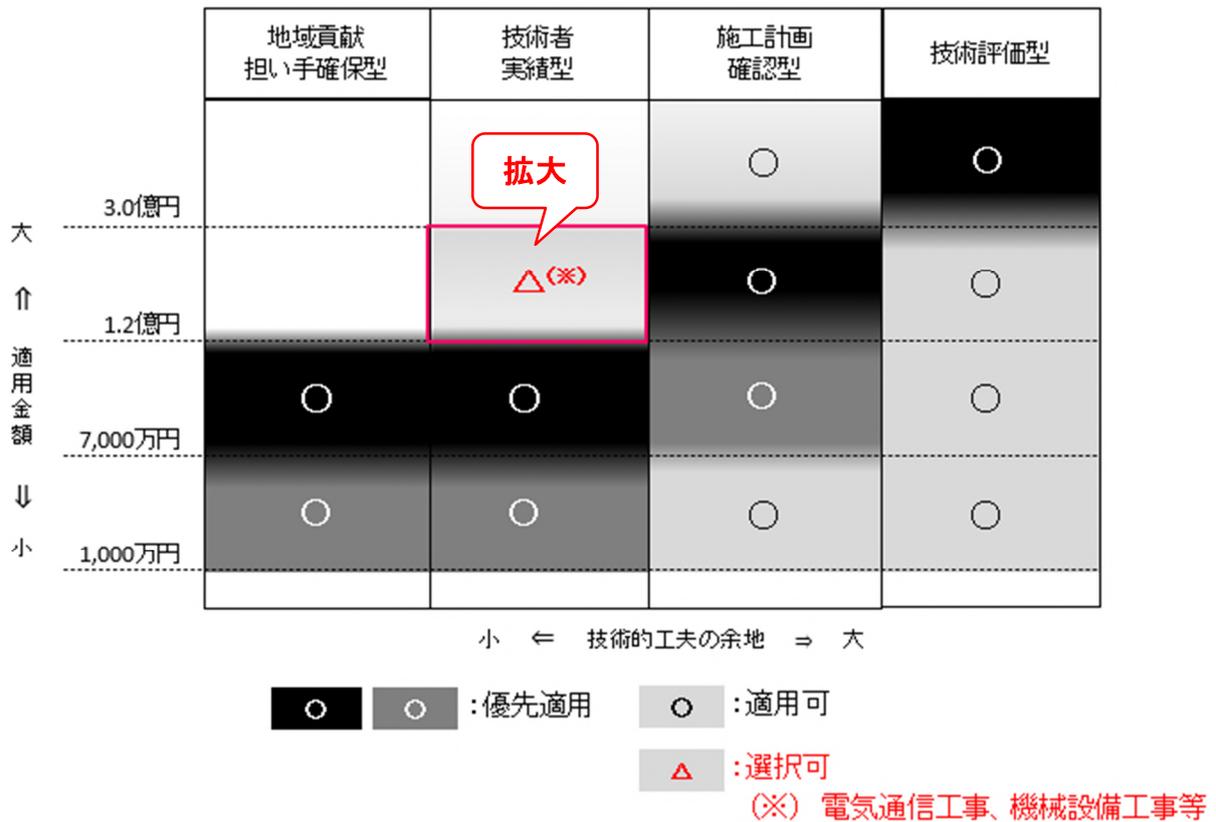
- ・ 概ね3億円未満の工事で、同種工事の実績を有するなど、より品質の高い施工を行う企業を選定する必要がある場合は施工計画確認型を優先的に適用
- ・ 概ね3億円以上の工事で、技術的工夫の余地が小さい工事

エ〔技術評価型〕

実績等の評価に加え、特定の課題を設定して発注者が示す仕様（標準案）より優れた施工方法に係る技術提案を評価するもの。

- ・ 技術的工夫の余地が大きい工事
- ・ 概ね3億円以上の工事は、技術評価型を優先的に適用

※ 型式の選定に当たっては、技術的工夫の余地の大小、施工上配慮すべき事項、安全管理に留意すべき事項等を考慮して決定する。



2 評価項目と配点【変更なし】

評価項目		地域貢献 担い手確保型	技術者 実績型	施工計画 確認型	技術評価型
企業の技術力	同種工事の実績	—	—	0.5	0.5
	工事成績	1.0	1.0	5.0	5.0
	優良工事表彰等	—	—	0.5	0.5
	登録基幹技能者の活用	—	—	0.5	0.5
配置予定技術者の能力	技術者の能力	—	1.0	0.5	0.5
	同種工事の実績	—	—	0.5	0.5
	優秀技術者表彰等	—	1.0	0.5	0.5
	継続教育(CPD)の取組状況	—	1.0	0.5	0.5
	工事成績	—	3.0	—	—
地域貢献度・精通度	Made in 新潟新技術の活用	—	—	0.5	0.5
	災害時における活動実績等	1.0	0.5	1.0	1.0
	維持管理実績	2.0	1.0	2.0	1.0
	実働拠点	2.0	1.0	2.0	2.0
	地域調達	1.0	0.5	2.0	2.0
担い手育成・確保	若手技術者の配置	1.0	—	0.5	0.5
	WLBの推進	1.0	—	0.5	0.5
	ICT活用工事の取組(※)	0.5	—	0.5	0.5
	ICT活用工事の実績	0.5	—	0.5	0.5
簡易な施工計画	—	—	8.0	—	
技術提案	—	—	—	16.0	
計		10.0	10.0	26.0	33.0

(※) 評価項目「ICT活用工事の取組」は、ICT活用工事(受注者希望型)で発注する場合に評価対象とする。

3 主な改正内容

(1) 技術者実績型の適用範囲の拡大について

これまで、予定価格が1.2億円を超える工事は、「施工計画確認型」や「技術評価型」を適用していたが、アンケート調査の結果等を踏まえ、技術的工夫の余地が小さい工事に限り、概ね3億円未満まで「技術者実績型」の適用範囲を拡大する。なお、「技術的工夫の余地が小さい工事」とは、電気通信工事、機械設備工事等で機器類の製作費が大部分を占めるものなどを指す。

(2) ICT 活用に関する技術提案の取扱いについて

ICT 活用工事のさらなる普及促進を図るため、技術提案等における ICT に関する提案を評価の対象とする。なお、評価時の取扱いについては、P3-22 の留意事項を参照すること。

(3) 評価項目「災害時における活動実績等」の評価対象を追加

「家畜伝染病まん延防止に係る防疫作業」は、緊急性が高く地域貢献に資する活動であることから、評価の対象とする。

(4) 評価項目「WLB（ワークライフバランス）の推進」を評価対象から削除

「ハッピー・パートナー企業登録制度」は令和8年3月31日をもって制度が廃止されることから、評価の対象から削除する。

第2章

新潟県土木部・交通政策局・農林水産部・農地部 総合評価落札方式 実施要領

第1 趣旨

この要領は、新潟県土木部、交通政策局、農林水産部、農地部及び関係地域機関が発注する建設工事において、工事の品質確保を目的として、価格に加えて入札参加資格者の技術力を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

総合評価落札方式とは、価格のほかに価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、品質や施工方法等を総合的に評価し、価格と品質の両面から最も優れたものをもって申し込みした者を落札者とする方式をいう。

第3 型式

総合評価落札方式は、当該工事の難易度や規模等に応じて、次に掲げる型式に区分するものとする。

(1) 実績確認型

技術者の能力、企業の施工実績等を確認するもの

(2) 地域貢献担い手確保型（試行）

企業の地域貢献度・精通度及び担い手育成・確保の取組を主に評価するもの

(3) 技術者実績型

技術者の能力を特に重視して評価するもの

(4) 施工計画確認型

実績等の評価に加え、発注者が示す仕様に基づき、現場の特性等を理解して確実に施工を行う能力を簡易な施工計画で確認・評価するもの

(5) 技術評価型

実績等の評価に加え、特定の課題を設定して発注者が示す仕様（標準案）より優れた施工方法に係る技術提案を評価するもの

(6) 高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きい工事で、民間企業の優れた技術を活用することにより、工事目的物の品質や社会的便益等の向上が期待できる場合、構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を評価するもの

第4 学識経験者の意見聴取

主務課長、地域機関の長（以下「主務課長等」という。）は、地方自治法施行令の定めによる段階において、学識経験を有する2人以上の者の意見をあらかじめ聴かなければならない。

第5 工事の選定、評価項目及び評価基準の決定

- 1 総合評価落札方式による工事は建設業者選定委員会（以下「選定委員会」）を設け、次に掲げる基準により選定するものとする。
 - (1) 実績確認型を適用する工事
第3の(1)によることを選定委員会が適当と認める工事
 - (2) 地域貢献担い手確保型を適用する工事
第3の(2)によることを選定委員会が適当と認める工事
 - (3) 技術者実績型を適用する工事
第3の(3)によることを選定委員会が適当と認める工事
 - (4) 施工計画確認型を適用する工事
第3の(4)によることを選定委員会が適当と認める工事
 - (5) 技術評価型又は高度技術提案型を適用する工事
第3の(5)又は(6)によることを選定委員会が適当と認める工事
- 2 価格以外の技術的な要素の評価項目及び評価基準については、新潟県土木部・交通政策局・農林水産部・農地部総合評価落札方式実施要領の運用基準（以下「運用基準」という。）により決定するものとする。
- 3 価格以外の技術的な要素の評価項目及び評価基準の決定にあたり、学識経験者の意見を聴くものとする。
- 4 選定委員会に関する事項は、次の各号に掲げるものを基準とする。
 - (1) 選定委員会の構成は、「新潟県建設工事参加資格・指名審査会等設置・運営要綱」第4条に規定する組織に準ずるものとし、「会長」「副会長」をそれぞれ「委員長」「副委員長」と読み替えるものとする。ただし、必要に応じて委員を変更できるものとする。
 - (2) 委員長は、会務を総括し、会長に事故あるとき、又は会議に出席できないときは、副委員長がその職務を代理する。
 - (3) 委員に事故あるとき、又は会議に出席できない相当の理由があるときは、当該委員の指定した者がその職務を代理することができる。
 - (4) 選定委員会の事務局は、業務担当課において行う。

第6 審査及び評価の資料

- 1 施工能力の審査及び価格以外の技術的な要素の評価については、実績確認型、地域貢献担い手確保型、技術者実績型、施工計画確認型及び技術評価型又は高度技術提案型について、それぞれ次に掲げる資料に基づき行うものとする。
 - (1) 実績確認型及び技術者実績型
 - ① 「企業の技術力・地域性申請資料」
 - ② 「配置予定技術者の能力等申請資料」
(上記①及び②については、以下「技術資料」という。)
 - (2) 地域貢献担い手確保型
 - ① 「企業の技術力・地域性申請資料」
 - ② 「ICT活用工事の取組申請書」
(上記①及び②については、以下「技術資料」という。)
 - (3) 施工計画確認型

- ①「企業の技術力・地域性申請資料」
 - ②「配置予定技術者の能力等申請資料」
 - ③「Made in 新潟 新技術の活用申請資料」
 - ④「現場の特性等を踏まえた施工上配慮すべき事項」を記した「簡易な施工計画」
 - ⑤「ICT活用工事の取組申請書」
- (上記①から⑤までについては、以下「技術資料」という。)

(4) 技術評価型又は高度技術提案型

- ①「企業の技術力・地域性申請資料」
 - ②「配置予定技術者の能力等申請資料」
 - ③「Made in 新潟 新技術の活用申請資料」
 - ④「発注者が指定した特定の課題について、発注者が示す仕様（標準案）より優れた施工方法」を記した「技術提案書」
 - ⑤「ICT活用工事の取組申請書」
- (上記①から③及び⑤については、以下「技術資料」という。上記④については、以下「技術提案」という。)

- 2 前項に規定する資料（技術資料及び技術提案）の様式については、別途運用基準で定めるものとする。

第7 技術資料及び技術提案の提出依頼

- 1 総合評価落札方式を行おうとする場合、主務課長等は、入札参加希望者又は指名業者（以下「入札参加希望者等」という。）に次に掲げる方法により技術資料及び技術提案の提出を求めるものとする。
- (1) 一般競争入札及び簡易公募型指名競争入札の場合
入札公告等による。
 - (2) 通常型指名競争入札の場合
指名通知書による。
- 2 前項の場合において、主務課長等は次に掲げる事項を明示するものとする。
- (1) 当該工事が総合評価落札方式の対象工事であること
 - (2) 価格以外の技術的な要素の評価項目及び評価基準
 - (3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法
 - (4) 技術資料及び技術提案の作成、提出方法
 - (5) 技術資料及び技術提案が履行できなかった場合の措置
 - (6) その他総合評価落札方式を行う上で必要な事項（入札参加条件、無効条件等）

第8 技術資料及び技術提案の評価

- 1 主務課長等は、提出された技術資料及び技術提案に基づき、各評価項目を点数化し評価を行うものとする。
- ただし、高度技術提案型については、必要に応じ、別途委員会等を設け評価を行うものとする。
- 2 前項の評価を行う場合においては、必要に応じ、入札参加希望者等に対してヒアリングを実施するものとする。

- 3 ヒアリングは、主務課長等が関係者の出席を求めて実施するものとする。
- 4 各評価項目を点数化した得点の合計値（以下「加算点」という。）が零点に満たない場合、配置予定技術者の申告が無い場合、簡易な施工計画や技術提案の内容が不適正な場合、その他技術資料に明らかな不備がある場合は、入札を無効とする。
- 5 主務課長等は、次に掲げるとおり学識経験者の意見を聴くものとする。
 - (1) 簡易な施工計画の評価結果は、学識経験者から意見を聞く必要があるとの意見が述べられた場合には、学識経験者の意見を聴くものとする。
 - (2) 技術提案の評価結果は、学識経験者の意見を聴くものとする。

第9 技術提案の改善

- 1 主務課長等は、技術提案の内容の一部を改善することで、より優れた技術提案となる場合や一部の不備を解決できる場合は、技術提案において、提案者に当該技術提案の改善を求め又は改善を提案する機会を与えることができるものとする。
- 2 前項の場合、主務課長等は、透明性、公正性の確保のため、技術提案の改善に係る過程について、その概要を速やかに公表するものとする。

第10 高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の設計額

- 1 主務課長等は、新技術及び特殊な施工方法等の高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めた場合には、経済性に配慮しつつ、各々の提案とそれに要する費用が適切であるかを審査し、最も優れた提案を採用できるよう設計額を作成することができる。
- 2 前項の場合、当該技術提案の審査にあたり、学識経験者の意見を聴くものとする。

第11 入札の実施

- 1 入札参加者は、提出した簡易な施工計画又は技術提案の内容に基づく入札を行うものとする。
- 2 入札書等比較調査基準価格未満かつ失格基準以上の額で入札を行った者は、過去の工事成績により必要に応じ、加算点の減点を行うものとする。
- 3 前項の減点により加算点が零点に満たなくなった場合は、当該者の入札を無効とする。
- 4 入札書等比較調査基準価格未満かつ失格基準以上の額で入札を行った者に対しては、総合評価による評価値の確定手続について意向を確認するものとする。
- 5 前項に規定する意向確認において、手続の継続を希望しない者は落札者とししない。
- 6 第4項に規定する意向確認の様式については、別途運用基準で定めるものとする。

第12 総合評価の方法

- 1 総合評価の方法は、除算方式によるものとする。
- 2 除算方式による評価値は、標準点（100点）に技術資料及び技術提案に係る加算点を加えた技術評価点を入札金額で除して求めるものとする。

$$\begin{aligned} \text{【除算方式】 評価値} &= \text{技術評価点} / \text{入札金額} \times \text{入札書等比較予定価格} \\ &= (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札金額} \times \text{入札書等比較予定価格} \end{aligned}$$

- 3 入札書等比較調査基準価格を下回る額で入札を行った者は、入札金額に応じて評価値を減点する。

第 13 落札者の決定

- 1 入札金額が入札書等比較予定価格の制限の範囲内にある者のうち、第 12 の方法によって得られた評価値が最も高い者を落札候補者とする。
- 2 評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定するものとする。
- 3 総合評価落札方式に関する評価結果については、選定委員会の審議を経て評価値を確定し、落札者を決定する。ただし、入札書等比較調査基準価格未滿かつ失格基準以上の額で入札を行った者が落札候補者となった場合は、評価値を確定後、低入札価格調査を実施した上で落札者を決定する。
- 4 入札金額が入札書等比較予定価格の制限の範囲内に評価値を有する者が 1 者のみで、かつ、その者の技術資料及び技術提案の内容を主務課長等が適切と判断する場合は、前項の選定委員会の審議を省略できるものとする。
- 5 主務課長等は、総合評価落札方式に関する評価調書により評価の経過等を明らかにしておくものとする。
- 6 前項に規定する評価調書の様式については、別途運用基準で定めるものとする。

第 14 技術資料及び技術提案の担保

提出された技術資料及び技術提案の担保として、その内容が履行できなかった場合に、実績確認型、地域貢献担い手確保型、技術者実績型、施工計画確認型及び技術評価型又は高度技術提案型を適用する工事について、それぞれ次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 実績確認型、地域貢献担い手確保型、技術者実績型又は施工計画確認型を適用する工事
提出された技術資料の内容が、受注者の責により履行できなかった場合は、工事成績評定点を減ずるものとする。
- (2) 技術評価型又は高度技術提案型を適用する工事
提出された技術資料の内容が、受注者の責により履行できなかった場合は、工事成績評定点を減ずるものとする。
提出された技術提案の内容が、受注者の責により履行できなかった場合で、再度の施工が困難あるいは合理的ではない場合は、工事成績評定点を減ずる措置を行い、併せて違約金の請求を行うものとする。この場合、損害賠償の請求を妨げないものとする。

第 15 技術提案等の秘密の保持

提出された簡易な施工計画及び技術提案については、入札参加希望者等の技術的財産であるため、公表しないものとする。

第 16 技術提案内容の使用

技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合、提案者に通知することなく新潟県が発注する工事に無償で使用できるものとする。

ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

第 17 書類等の作成費用

入札参加希望者等が技術資料及び技術提案書の作成に要した一切の費用は、入札参加希望者等の負担とする。

第 18 評価結果等の公表

- 1 総合評価落札方式を適用した工事においては、落札者決定後速やかに次に掲げる事項を公表する。
 - (1) 入札参加者名
 - (2) 各入札参加者の入札金額
 - (3) 各入札参加者の各評価項目の評点及び技術評価点
 - (4) 各入札参加者の評価値
 - (5) 総合評価落札方式を適用した理由
- 2 技術資料及び技術提案を提出した後に辞退した者及び入札しなかった者の前項(3)は公表しないものとする。
- 3 入札が不調となった場合は、第 1 項(1)(2)(5)を公表する。

第 19 非落札理由の説明

- 1 総合評価落札方式による入札における非落札者は、入札結果に疑義があるときは落札者決定日から起算して 14 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）に書面により非落札理由について発注者に説明を求めることができる。
- 2 発注者は非落札理由の説明を求められたときは、受理した翌日から起算して 14 日以内（休日を含まない。）に書面により回答するものとする。

第 20 その他

この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

付則

- この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。（平成 27 年 3 月 31 日制定）
この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。（平成 28 年 3 月 10 日改正）
この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。（平成 29 年 3 月 13 日改正）
この要領は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。（平成 30 年 5 月 22 日改正）
この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。（平成 31 年 3 月 18 日改正）
この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。（令和 3 年 3 月 30 日改正）
この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。（令和 4 年 3 月 29 日改正）
この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。（令和 5 年 3 月 30 日改正）
この要領は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。（令和 6 年 3 月 29 日改正）
この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。（令和 7 年 3 月 25 日改正）
この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。（令和 8 年 3 月 26 日改正）

第3章

新潟県土木部・交通政策局・農林水産部・農地部 総合評価落札方式 実施要領の運用基準

第1 趣旨

この基準は、新潟県土木部・交通政策局・農林水産部・農地部総合評価落札方式実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、新潟県土木部、交通政策局、農林水産部、農地部及び関係地域機関が発注する建設工事における総合評価落札方式の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

なお、本基準では、新潟県が発注する次の(1)から(4)までの建設工事を対象とする。

(1) 土木工事

- ① 土木部及びその関係地域機関が発注する工事で新潟県土木工事標準仕様書を適用する工事。
- ② 交通政策局及びその関係地域機関が発注する工事で新潟県港湾工事標準仕様書を適用する工事。（土木工事の中で区別する必要がある場合は「港湾工事」という。）
- ③ 農林水産部及びその関係地域機関が発注する工事で新潟県港湾工事標準仕様書を適用する工事。（土木工事の中で区別する必要がある場合は「漁港関係工事」という。）

(2) 建築・管・電気工事

土木部及びその関係地域機関が発注する工事で、共通仕様において国土交通省大臣官房庁営繕部監修の標準仕様書による旨を規定する工事。

(3) 森林土木工事

農林水産部及びその関係地域機関が発注する工事で新潟県林業土木工事標準仕様書を適用する工事。

(4) 農業土木工事

農地部及びその関係地域機関が発注する工事で新潟県農業土木工事標準仕様書及び新潟県農地部施設機械工事等標準仕様書を適用する工事。

第2 工事の選定の目安

総合評価落札方式による工事は、実施要領第5の第1項の基準と併せ、それぞれ次の工事金額（設計額）の範囲から選定するものとする。ただし、緊急的な工事着手が必要な工事は除くものとする。

(1) 実績確認型、地域貢献担い手確保型

・・・・・・・・・・10,000千円以上概ね120,000千円未満の工事

(2) 技術者実績型

・・・・・・・・・・10,000千円以上概ね300,000千円未満の工事

(3) 施工計画確認型

・・・・・・・・・・10,000千円以上の工事

(4) 技術評価型又は高度技術提案型

・・・・・・・・・・10,000千円以上の工事

第3 加算点、評価項目及び評価基準

- 1 加算点の上限は、実績確認型は18点、地域貢献担い手確保型及び技術者実績型は10点、

施工計画確認型は 26 点、技術評価型又は高度技術提案型は 33 点を標準とするものとする。

2 評価項目及び評価基準については、次の(1)～(5)及び別紙「評価項目及び評価基準の細目等」によるものとする。

(1) 実績確認型を適用する工事

別表 1 の評価項目及び評価基準を標準とするものとする。

(2) 地域貢献担い手確保型を適用する工事

別表 2 の評価項目及び評価基準を標準とするものとする。

(3) 技術者実績型を適用する工事

別表 3 の評価項目及び評価基準を標準とするものとする。

(4) 施工計画確認型を適用する工事

別表 4 の評価項目及び評価基準を標準とするものとする。

(5) 技術評価型又は高度技術提案型を適用する工事

別表 5 の評価項目及び評価基準を標準とするものとする。

3 前項の評価項目及び評価基準に基づいて算定した点数（以下「評点」という。）の合計を加算点とするものとする。ただし、入札書等比較調査基準価格未滿かつ失格基準以上の額で入札を行った者は、新潟県発注工事における過去 1 年間に完成した工事の工事成績評定点のうち最低の工事成績評定点が 65 点未滿の場合は加算点から 5 点を減じるものとする。

4 主務課長等は、加算点の上限、評価項目及び評価基準について、工事の種類、入札参加要件、地域特性等に応じて変更できるものとする。ただし、もともとは学識経験者への意見照会が対象外の案件であっても、評価項目や評価基準の変更により意見照会が必要となる場合があるため留意すること。

第 4 技術資料及び技術提案の提出様式

1 入札参加希望者等に提出を求める技術資料及び技術提案の様式は、次によるものとする。

(1) 技術資料

① 「企業の技術力・地域性申請資料」・・・第 1 号様式

② 「配置予定技術者の能力等申請資料」・・・第 1 号様式

③ 「Made in 新潟新技術の活用申請資料」・・・第 2 号様式

④ 「簡易な施工計画」・・・・・・・・・・・・第 3 号様式

⑤ 「ICT 活用工事の取組申請書」・・・・・・・・第 14 号様式（土木工事、森林土木工事及び農業土木工事で該当の場合。港湾工事、漁港関係工事及び建築・管・電気工事は除く。）

(2) 技術提案

① 「技術提案書」・・・・・・・・・・・・第 4 号様式

2 実績確認型、地域貢献担い手確保型、技術者実績型、施工計画確認型及び技術評価型又は高度技術提案型について、それぞれ次の様式（前項に定める様式）の提出を入札参加希望者等に求めるものとする。

(1) 実績確認型及び技術者実績型・・・第 1 号様式

(2) 地域貢献担い手確保型・・・・・・・・第 1 号様式、第 14 号様式（土木工事、森林土木工事及び農業土木工事で該当の場合。港湾工事、漁港

関係工事及び建築・管・電気工事は除く。)

- (3) 施工計画確認型・・・・・・・・・・第1号様式、第2号様式、第3号様式、第14号様式(同上)
- (4) 技術評価型又は高度技術提案型・・第1号様式、第2号様式、第4号様式、第14号様式(同上)

第5 技術資料及び技術提案の評価方法

- 1 技術資料及び技術提案の評価者は、原則として、主務課においては課長、課長補佐、担当係長及び課長が定める者の中から3者とし、地域機関においては部(所)長、副部(次)長、担当課長及び部(所)長が定める者の中から3者とする。
- 2 簡易な施工計画及び技術提案の評価については、評価者3者が入札参加希望者等名を伏せてそれぞれ個別に行い、3者の評価の平均をもって評点を算定(小数点以下第3位四捨五入2位止)するものとする。
- 3 前項以外の評価については、評価者3者のいずれか1者が行い、各評価項目の評点を算定(小数点以下第3位四捨五入2位止)するものとする。
なお、評価の確認資料提出の求めは、開札後に落札候補者のみ行う。

第6 落札者決定の際の評価値

標準点(100点)に加算点を加えた技術評価点を入札金額で除す除算方式により得られた値に、便宜上、入札書等比較予定価格を乗じた値(小数点以下第4位四捨五入3位止)を評価値として取り扱うものとする。

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{技術評価点} / \text{入札金額} \times \text{入札書等比較予定価格} \\ &= (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札金額} \times \text{入札書等比較予定価格} \end{aligned}$$

※入札金額が入札書等比較調査基準価格を下回った場合は、次のとおり評価値を補正する。

入札金額を入札書等比較調査基準価格として評価値(減点前)を算出し、入札金額に応じて次の式により評価値を減点する。

$$\text{減点} = (\text{入札書等比較調査基準価格} - \text{入札金額}) \times (30 / (\text{入札書等比較調査基準価格} - \text{失格基準})) \quad (\text{小数点以下第4位四捨五入3位止})$$

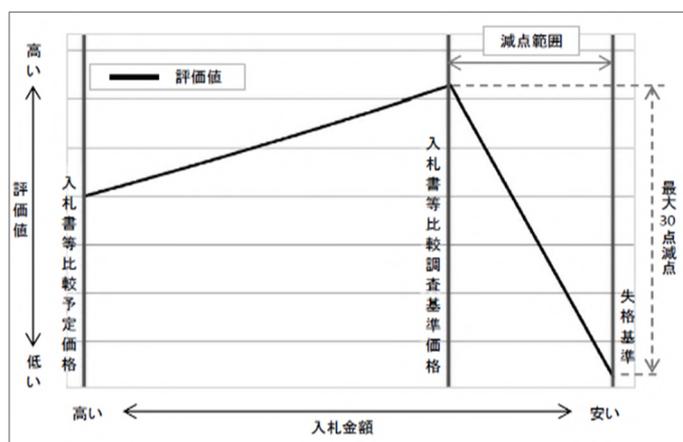


図1 入札金額と評価値の関係

第7 評価経過等の記録様式

評価の経過及び結果等は、次の様式及び落札候補者の評価の確認資料により明らかにしておくものとする。

- (1) 「総合評価落札方式に関する評価調書」・・・・・・・・第5号様式
- (2) 「技術資料評価表」・・・・・・・・第6号様式
- (3) 「施工計画等評価集計表」・・・・・・・・第7号様式
- (4) 「施工計画等評価表」・・・・・・・・第8号様式
- (5) 「総合評価実施工事概要書」・・・・・・・・第9号様式
- (6) 「履行確認票」・・・・・・・・第10号様式

第8 技術提案等に係る設計変更

施工計画確認型における簡易な施工計画、技術評価型における技術提案の記載内容に基づく設計変更は、原則として行わないものとする。

第9 技術資料及び技術提案の履行確認

監督員は、次に掲げる事項について、受注者の技術資料及び技術提案を確認し、「履行確認票」（第10号様式）に記録しなければならない。

- (1) 登録基幹技能者の活用
- (2) 配置予定技術者
- (3) Made in 新潟新技術普及制度登録技術（以下「Made in 新潟新技術」という。）の活用
- (4) 地域調達
- (5) ICT 活用工事の取組（土木工事、森林土木工事及び農業土木工事で該当の場合。港湾工事、漁港関係工事及び建築・管・電気工事は除く。）
- (6) 簡易な施工計画
- (7) 技術提案

第10 評価項目の履行確認方法

- 1 登録基幹技能者の活用は、監督員が施工計画書、施工体制台帳及び現場監督業務の中で確認を行うものとする。
- 2 配置予定技術者は、監督員が工事着手届、施工計画書、施工体制台帳、資格を証明する書類の写し、同種工事に係る契約書等の写し、優秀技術者表彰等の受賞等を証明する書類の写し、継続教育（CPD）単位の取得証明書の写し及び現場監督業務の中で確認を行うものとする。
なお、配置予定技術者を変更した場合は、当該工事の技術資料の提出期限時点における変更後の技術者の能力で確認を行うものとする。
- 3 Made in 新潟新技術の活用の履行確認は、監督員が施工計画書及び現場監督業務の中で確認を行うものとする。
- 4 地域調達の履行確認は、監督員が施工計画書、工事外注計画書、下請決定通知書、施

工体制台帳及び下請企業との契約書、注文書、請書及び現場監督業務の中で確認を行うものとする。

- 5 ICT 活用工事の取組の履行確認は、監督員が施工計画書及び現場監督業務の中で確認を行うものとする。
- 6 簡易な施工計画及び技術提案の内容の履行確認は、監督員が施工計画書及び現場監督業務のなかで行うものとする。
- 7 前項の確認において、不履行を確認した場合は、速やかに当該工事の評価者に報告を行うものとする。

第 11 評価項目の担保（ペナルティー）の算定

登録基幹技能者の活用、配置予定技術者、Made in 新潟新技術の活用、地域調達、若手技術者の配置、ICT 活用工事の取組、簡易な施工計画及び技術提案について、提出された技術資料及び技術提案の内容が履行できない場合の措置は、それぞれ次により算定し行うものとする。

(1) 登録基幹技能者の活用

登録基幹技能者を配置・活用できなかった場合の措置は、請負工事成績評定実施要領の審査項目「総合評価履行確認」にて 8 点の工事成績評定点の減点を行う。

(2) 配置予定技術者

配置予定技術者が配置できなかった場合の措置は、請負工事成績評定実施要領の審査項目「総合評価履行確認」にて 8 点の工事成績評定点の減点を行う。ただし、技術者の途中交代において、次の各号のいずれかに該当する場合は、減点を行わない。

- ① 配置予定技術者の評価と同等以上の技術者を配置する場合。
- ② 受注者の責めによらない理由による工事の一時中止、又は、契約工期の変更等に伴い技術者を途中交代する場合。
- ③ 病気、出産・育児、介護、退職等で技術者が職務遂行不能となり途中交代する場合。ただし、技術資料の提出期限時点であらかじめこれらの事由による途中交代が見込まれていた場合を除く。

(3) Made in 新潟新技術の活用

Made in 新潟新技術の活用が、受注者の責により履行できなかった場合の措置は、請負工事成績評定実施要領の審査項目「総合評価履行確認」にて 8 点の工事成績評定点の減点を行う。ただし、Made in 新潟新技術の活用で評価しなかった技術については、活用の有無に関わらず減点を行わない。

(4) 地域調達

地域調達が、受注者の責により履行できなかった場合の措置は、請負工事成績評定実施要領の審査項目「総合評価履行確認」にて 8 点の工事成績評定点の減点を行う。

(5) 若手技術者の配置

若手技術者が配置できなかった場合の措置は、請負工事成績評定実施要領の審査項目「総合評価履行確認」にて 8 点の減点を行う。ただし、途中交代において変更後に若手技術者(40 歳未満)の配置ができない場合については減点を行わない。

(6) ICT 活用工事の取組

ICT 活用工事の取組が、受注者の責により履行できなかった場合の措置は、請負工事成績評定実施要領の考査項目「総合評価履行確認」にて8点の工事成績評定点の減点を行う。

(7) 簡易な施工計画

施工計画確認型にあつては、簡易な施工計画に記載された内容が、受注者の責により履行できなかった場合は、これに係る評点を0点として評点の再計算を行い、落札時の評点との差に応じた工事成績評定点の減点を請負工事成績評定実施要領の考査項目「総合評価履行確認」にて行う。

$$\text{減点値} = 8 \text{ 点} \times (\alpha - \beta) / \alpha \quad (\text{小数点以下第 1 位四捨五入整数止})$$

α : 簡易な施工計画の当初の評点 (点)

β : 簡易な施工計画の達成度合いに応じて再計算した評点 (点)

※8点：請負工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当

(8) 技術提案

技術評価型又は高度技術提案型にあつては、技術提案が受注者の責により履行できなかった場合で、再度の施工が困難あるいは合理的ではない場合は、工事成績評定点を減ずる措置を請負工事成績評定実施要領の考査項目「総合評価履行確認」にて行い、併せて違約金の請求を行うものとする。この場合、損害賠償の請求を妨げないものとする。

① 工事成績評定の減点

技術提案の達成度合いに応じた評点の再計算を行い、提案項目の不履行として、落札時の評点との差に応じた工事成績評定点の減点を行う。

$$\text{減点値} = 8 \text{ 点} \times (\alpha - \beta) / \alpha \quad (\text{小数点以下第 1 位四捨五入整数止})$$

α : 技術提案の当初の評点 (点)

β : 技術提案の達成度合いに応じて再計算した評点 (点)

※8点：請負工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当

② 違約金の請求

技術提案の達成度合いに応じた加算点の再計算を行い、提案項目の不履行として、落札時の加算点との差に応じた金額を違約金として請求するものとする。

$$C' = \{ 1 - (100 + \delta) / (100 + \gamma) \} \times C$$

(小数点以下切り捨て整数止)

C : 当初の契約金額 (円)

C' : 達成度合いに応じた違約金 (円)

γ : 当初の加算点 (点)

δ : 技術提案の達成度合いに応じて再計算した加算点 (点)

第 12 非落札理由の説明に関する様式

実施要領第 19 に規定する説明を求める場合は「非落札理由請求書」(第 11 号様式)を提出するものとし、その回答については「非落札理由回答書」(第 12 号様式)により行うものとする。

第 13 評価値確定手続の意向確認に関する様式

実施要領第 11 第 4 項に規定する意向確認を求める場合は「意向確認通知書」（第 13 号様式）により行うものとする。

付則

- この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。（平成 27 年 3 月 31 日制定）
- この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。（平成 28 年 3 月 10 日改正）
- この基準は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。（平成 28 年 6 月 14 日改正）
- この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。（平成 29 年 3 月 13 日改正）
- この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。（平成 30 年 3 月 26 日改正）
- この基準は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。（平成 30 年 5 月 22 日改正）
- この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。（平成 30 年 3 月 18 日改正）
- この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。（令和 3 年 3 月 30 日改正）
- この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。（令和 4 年 3 月 29 日改正）
- この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。（令和 5 年 3 月 30 日改正）
- この基準は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。（令和 6 年 3 月 29 日改正）
- この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。（令和 7 年 3 月 25 日改正）
- この基準は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。（令和 8 年 3 月 26 日改正）

別紙 評価項目及び評価基準の細目等

1 評価項目及び評価基準の細目

総合評価落札方式における評価項目及び評価基準の細目等を以下に示す。なお、評価項目の基準日や期間の考え方は、後述の「3 評価項目及び評価基準に係る過去の期間の考え方」による。

(1) 企業の技術力

ア 同種工事の実績（【選択可】施工計画確認型、技術評価型）

- (ア) 高度技術を要する工事、専門性の高い工事、特殊性を有する工事など、施工経験(実績)を有することで工事品質の向上が期待できる工種の場合に設定する。これ以外の場合は評価項目として設定しない。なお、実績は国・旧公団・都道府県・市町村の発注工事で、県外の実績を含む請負金額が500万円以上の工事を評価の対象とする。

(参考工種)

- | | |
|---|------------|
| ・重要構造物工（橋梁工、トンネル工、ダム工、函渠、樋門・樋管、揚・排水機場等） | |
| ・重要構造物等の補修・補強工 | ・基礎工 |
| ・地盤改良工 | ・軟弱地盤対策工 |
| ・軽量盛土工 | ・砂防えん堤 |
| ・グラウンドアンカー工 | ・抑止杭工 |
| ・集水井工 | ・コンクリート舗装工 |
| ・下水道工（処理場施設、ポンプ場施設、管渠工） | |
| ・海上工事 | ・岸壁工 |
| ・防波堤工 | ・ほ場整備工 |
| | など |

- (イ) 競争参加資格に同種工事実績を設定する場合、総合評価における「同種工事の実績」は競争参加資格より厳しい条件設定とする。競争参加資格より厳しい条件を設定しない場合は、評価項目として設定しない。

【「同種工事の実績」設定例】 ～ 鋼橋上部工（単純桁橋）の場合 ～

■競争参加資格（同種工事の実績（同種条件）の例）

- ・下記の（ア）～（ウ）の要件を満たす製作及び架設の鋼橋工事の施工実績を有すること。
- （ア） 道路橋（A活加重又はTL-20以上）であること。
- （イ） 最大支間長が25m以上であること。
- （ウ） 架設工法がトラッククレーン工法、トラッククレーンステーキング工法以外であること。

※ 設定する際は、潜在的な競争参加者数（実績保有企業数）に十分配慮して設定すること。

■総合評価項目（同種工事の実績（より同種性の高い工事条件）の例）

- ・桁高変化の伴う橋梁であること。[構造・形式条件]
- ・架設工法が同一工法（例：ケーブル、片持ち、送出し）であること。[工法]
- ・供用中の道路（国道、一般都道府県道以上）の規制を伴う工事であること。[制約条件]
（例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め）

※ 総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、適宜設定すること。（1項目、複数項目、いずれの設定も可。）

【参考】

国土技術政策総合研究所 総合技術政策研究センター 建設マネジメント技術研究室

研究成果・ガイドライン『同種工事、より同種性の高い工事の設定例（平成25年3月）』より

[URL] <http://www.nilim.go.jp/lab/peg/img/file13.pdf>

- (ウ) 施工規模による細分化（施工規模による競争参加資格と総合評価項目の区分け）は行わない。ただし、施工規模（m、㎡、m³、t等）によって施工方法、使用機械、安全管理基準、品質管理基準、施工難易度等が著しく変わる場合は区分することがある。

【細分化の例】

■ 土工の場合

「土量が5,000m³（⇒10,000m³）以上の工事の施工実績を有すること。」

× 細分化しない … 土量が変わっても施工方法、使用機械等が著しく変わらない。

■ 橋梁上部工の場合

「最大支間長が10m以上（⇒25m以上）の工事の施工実績を有すること。」

○ 細分化できる … 支間長が変わると施工方法、使用機械等が著しく変わる。

- (エ) あきらかに進歩した施工技術（工法）が一般に普及していると認められる工種については、評価対象期間を短く設定することができる。

イ 工事成績（【必須】地域貢献担い手確保型、技術者実績型、施工計画確認型、技術評価型）

- (ア) 新潟県発注工事における工事成績評定点（発注工種（業種））の平均点を評価する。なお、過去3か月の最低点が65点未満の場合は評点を減点する。
- (イ) 「工事成績」の平均点は、「小数点以下第3位切り捨て2位止」として評点を判定する。また、平均点が72点以上82点未満の場合の評点は、別表の算定式により求め、「小数点以下第3位四捨五入2位止」とする。
- (ウ) 「工事成績」の平均点は、対象となる工事成績の件数により、以下のとおり補正する。
- ① 対象となる工事成績が2件以上の場合は補正しない。
 - ② 対象となる工事成績が1件の場合で、工事成績が81点※以上の場合は81点を加算し2で除して得た点を平均点として評価する。ただし、1件のみの点数が81点未満の場合は、その1件の点数を平均点として評価する。
- ※ 補正基準81点：5ヶ年（R2～R6年度）の工事成績平均
- (エ) 共同企業体の工事成績も「工事成績」の対象とする。
- (オ) ダム等建設工事請負約款による工事は、全体が完了した工事を対象とし、「工事成績」は年度別工事の工事成績平均とする。（少数点以下第1位四捨五入整数止）
- (カ) 専門性の高い工事など、県内の入札参加者が少ないと想定される場合は、選択しないことができる。（施工計画確認型又は技術評価型で一般競争入札により発注する場合に限る。）

ウ 優良工事表彰等（【必須】施工計画確認型、技術評価型）

- (ア) 土木工事・農業土木工事・森林土木工事の場合、優良工事表彰等は、優良工事表彰又は優良工事証（土木部、交通政策局、農地部及び農林水産部の地域機関交付）とする。
- (イ) 建築・管・電気工事の場合、優良工事表彰等は、建築・管・電気工事における優良工事表彰又は優良工事証（建築担当課交付）とする。

エ 登録基幹技能者の活用（【選択可】施工計画確認型、技術評価型）

- (ア) 県内企業に所属し、発注者が指定した登録基幹技能者の資格を有する者を評価の対象とする。（元請け、下請けを問わない。）なお、県内企業とは建設業法第3条第1項に規定する営業所であって、県内に主たる営業所（本店）を有する企業とする。
- (イ) 発注者は、指定する技能者の登録数等を踏まえ、元・下請企業双方への影響を考慮しな

から「登録基幹技能者の活用」の評価項目を設定する。

(ウ) 発注者が評価項目として設定する際は、以下の基準を目安に対象工事を選定する。

① 次の工種が主体の工事、より品質の高い施工が必要な工事※

- ・コンクリート工事
- ・電気工事

② 上記工種以外で、登録基幹技能者の配置により生産性や品質の向上が見込まれる工事

※「より品質の高い施工が必要な工事」とは、橋梁工、トンネル工、ダム工、函渠、樋門・樋管、揚・排水機場等

新潟県内 登録基幹技能者数集計表 (2025年9月30日現在) ※最新の情報を確認すること

No.	登録基幹技能者の種類	基幹的な役割を担う(実務経験を有する) 建設業の種類	登録基幹 技能者数
1	登録電気工事基幹技能者	電気工事業,電気通信工事業	211
2	登録橋梁基幹技能者	とび・土工事業,鋼構造物工事業	13
3	登録造園基幹技能者	造園工事業	46
4	登録コンクリート圧送基幹技能者	とび・土工事業	9
5	登録防水基幹技能者	防水工事業	53
6	登録トンネル基幹技能者	土工事業,とび・土工事業	0
7	登録建設塗装基幹技能者	塗装工事業	70
8	登録左官基幹技能者★	左官工事業	93
9	登録機械土工基幹技能者	土工事業,とび・土工事業	204
10	登録海上起重基幹技能者	土工事業,しゅんせつ工事業	59
11	登録プレストレスト・コンクリート工事基幹技能者	土工事業,とび・土工事業,鉄筋工事業	35
12	登録鉄筋基幹技能者★	鉄筋工事業	97
13	登録圧接基幹技能者	鉄筋工事業	1
14	登録型枠基幹技能者★	大工工事業	133
15	登録配管基幹技能者	管工事業	159
16	登録膚・土工基幹技能者	とび・土工事業	94
17	登録切断穿孔基幹技能者	とび・土工事業	27
18	登録内装仕上工事基幹技能者	内装仕上工事業	107
19	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	建具工事業	1
20	登録エクステリア基幹技能者	とび・土工事業,石工事業,タイル・れんが・ブロック工事業	1
21	登録建築板金基幹技能者	屋根工事業,板金工事業	207
22	登録外壁仕上基幹技能者	左官工事業,塗装工事業,防水工事業	0
23	登録ダクト基幹技能者	管工事業	33
24	登録保温保冷基幹技能者	熱絶縁工事業	18
25	登録グラウト基幹技能者	とび・土工事業	14
26	登録冷凍空調基幹技能者	管工事業	28
27	登録運動施設基幹技能者	土工事業,とび・土工事業,ほ装工事業,造園工事業	1
28	登録基礎工基幹技能者	土工事業,とび・土工事業	38
29	登録タイル張り基幹技能者	タイル・れんが・ブロック工事業	3
30	登録標識・路面標示基幹技能者	とび・土工事業,塗装工事業	23
31	登録消火設備基幹技能者	消防施設工事業	2
32	登録建築大工基幹技能者	大工工事業	8
33	登録硝子工事基幹技能者	ガラス工事業	0
34	登録ALC基幹技能者	タイル・れんが・ブロック工事業	12
35	登録土工基幹技能者	土工事業,とび・土工事業	25
36	登録ウレタン断熱基幹技能者	熱絶縁工事業	2
37	登録発破・破砕基幹技能者	とび・土工事業	1
38	登録建築測量基幹技能者	大工工事業	2
39	登録解体基幹技能者	解体工事業	53
40	登録圧入工基幹技能者	とび・土工事業	31
41	登録送電線工事基幹技能者	とび・土工事業,電気工事業	0
42	登録さく井基幹技能者	さく井工事業	32
43	登録あと施工アンカー基幹技能者	とび・土工事業	6
44	登録計装基幹技能者	電気工事業,管工事業,機械器具設置工事業,電気通信工事業	2
45	登録土質改良基幹技能者	土工事業,とび・土工事業	0
46	登録都市トンネル基幹技能者	土工事業,とび・土工事業	0
47	登録潜函基幹技能者	とび・土工事業	0
48	登録道路等法面保護基幹技能者	とび・土工事業	0
49	登録斜面防災基幹技能者	土工事業,とび・土工事業	0
50	登録石材施工基幹技能者	石工事業	0
		合計	1,954

※「★」印はコンクリート工事で活用が見込まれる職種

【参考】
登録基幹技能者(一般財団法人建設業振興基金)ホームページ
[職種紹介/県内の登録者数] ⇒ トップページ上段の「資格者数」をクリック
[URL] <https://www.kensetsu-kikin.or.jp/humanresources/technician/status.php>

(2) 配置予定技術者の能力

「配置予定技術者の能力」に係る評点は、配置予定技術者を5人まで記入できる。配置予定技術者が複数の場合、最も低い評価(これに係る評点の和が最低)となる者を評点とする。

なお、以下でいう「主任技術者」は、特別な記載がない限り、「監理技術者制度運用マニュアル」における専任特例1号の主任技術者を含み、「監理技術者」は、同マニュアルにおける専任特例の監理技術者を含むものとする。

ア 技術者の能力（【必須】技術者実績型、施工計画確認型、技術評価型）

- (ア) 工種や工事内容等を踏まえ、工事ごとに適切に設定する。
- (イ) 1級〇〇施工管理技士、2級〇〇施工管理技士及び技術士（建築工事においては1級建築士）の資格の保有を評価する。

(設定する資格の例)

- ・土木施工管理技士 ・建設機械施工技士 ・管工事施工管理技士 ・電気工事施工管理技士
- ・舗装施工管理技術者 ・造園施工管理技士 ・のり面施工管理技術者 ・地すべり防止工事事士 など

イ 同種工事の実績（【選択可】施工計画確認型、技術評価型）

- (ア) 配置予定技術者の実績における従事役職の範囲については、「元請工事の主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐（「監理技術者制度運用マニュアル」による。以下同様。）、現場代理人」又は「半年以上同一の工事で工事実績情報サービス（以下、「コリンズ」という。）に登録されている担当技術者」とする。

主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐、現場代理人においては、図1のとおり従事期間が「工期から工事着手するまでの準備期間（工種別に設定）、後片付け期間（20日）及び工事の全部中止期間等を除いた期間」以上となる工事を評価の対象とする。なお、準備期間は表1のとおりとする。



図1 従事期間と評価の考え方

表1 工種別準備期間一覧表

工種	準備期間	工種	準備期間
河川工事	40日	トンネル工事	80日
河川・道路構造物工事	40日	砂防・地すべり等工事	30日
海岸工事	40日	道路維持工事*1	50日
道路改良工事	40日	河川維持工事*1	30日
鋼橋架設工事	90日	電線共同溝工事	90日
PC橋工事	70日	ダム工事*2	90日
橋梁保全工事	60日	港湾工事（海上）	45日
舗装工事（新設）	50日	港湾工事（陸上）	30日
舗装工事（修繕）	60日	上記工事以外の農業農村整備工事	40日
共同溝等工事	80日	その他	30日

上記の従事期間の考え方に加え、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐、現場代理人が工期途中で交代した工事であっても、次に挙げる場合等※は評価の対象とする。

- ① 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
 - ② 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
 - ③ ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合
- ※「次に掲げる場合等」の「等」には、工事の規模の大小にかかわらず一つの契約工期が多年に及ぶ工事を含む。
- (イ) そのほか評価項目として設定する場合の考え方は、(1)ア「同種工事の実績(企業の技術力)」と同様とする。

ウ 優秀技術者表彰等(【必須】技術者実績型、施工計画確認型、技術評価型)

- (ア) 土木工事・農業土木工事・森林土木工事の場合、優秀技術者表彰等は優良工事表彰又は優秀技術者証(土木部、交通政策局、農地部及び農林水産部の地域機関交付)とする。
- (イ) 建築・管・電気工事の場合、優秀技術者表彰等は、建築・管・電気工事における優秀技術者表彰又は優秀技術者証(建築担当課交付)とする。

エ 継続教育(CPD)の取組状況(【必須】技術者実績型、施工計画確認型、技術評価型)

- (ア) 土木工事・農業土木工事・森林土木工事の場合、「建設系 CPD 協議会」に加盟している団体及び公告、指名通知で示す団体が証明した取得単位を評価の対象とする。
- (イ) 建築・管・電気工事の場合、「建築 CPD 情報提供制度(事務局:(公財)建築技術教育普及センター)」、「建築士会 CPD 制度」及び公告、指名通知で示す団体が証明した取得単位を評価の対象とする。
- (ウ) 前年度取得単位を登録認定団体毎の年間推奨単位で除した値で評価する。

【参考：登録認定団体毎の年間推奨単位】

(一社) 全国土木施工管理技士会連合会	20	ユニット/年
(公社) 日本技術士会	50	CPD 時間/年
(公社) 地盤工学会	50	ポイント/年
(公社) 土木学会	50	単位/年
(公社) 日本建築士会連合会	12	単位/年
(公財) 建築技術教育普及センター	12	認定時間/年
(公社) 農業農村工学会	50	CPD/年

オ 工事成績(【必須】技術者実績型)

- (ア) 対象工事はコリンズに登録されたもののうち、受注時の工事請負代金が 500 万円以上の工事を対象とする。なお、対象件数による工事成績の補正については、「(1)イ 工事成績(企業の技術力)」と同様に取扱う。
- (イ) 新潟県発注工事における、主任技術者、監理技術者、現場代理人として完成した直近 2 件の工事成績評定点(全業種)の平均点を評価する。なお、過去 3 か月の最低点が 65 点未満の場合は評点を減点する。

(3) 地域貢献度・精通度

ア Made in 新潟 新技術の活用（【必須】施工計画確認型、技術評価型）

(ア) 仮設・施工方法等で請負者の任意により自主的に施工できるものを評価する。

① 評価の対象とするもの

- ・ 仮設、施工方法等で受注者の任意により自主的に施工できるものであって、設計図書
の条件に基づき新技術を当該工事に適用する目的（理由）・期待される効果が妥当で
あるもの
- ・ 工事目的物であっても、設計図書と同等以上の品質として、一般に監督員が承諾した
材料を使用して施工され、設計変更の対象とならないもの

② 評価の対象外となるもの

- ・ 設計図書で指定されているもの
- ・ 工事目的物の全部又は一部となる製品、資材、材料（上記①を除く）
- ・ 活用の目的、効果、条件等から不適切な場合や活用の必要性がないもの
- ・ オーバースペックとなるもの
- ・ 効果を発揮することが不確実なもの

【事例1】 飛来塩や凍結防止剤による塩分の侵入を防ぐためのコンクリート塗装

要求水準に対して過剰な性能を実現するもので、活用の必要性が無い。また、必要性がある場合は、本来、設計計上すべきものである。

【事例2】 現場事故が発生した場合に効果を発揮するもの

現場事故を未然に防ぐために活用して効果を発揮するのではなく、とりあえず設置して、もし現場事故が起きたら（起きれば）効果が発揮できるもの。

イ 災害時における活動実績等（【必須】地域貢献担い手確保型、【選択可】技術者実績型、施工計画確認型、技術評価型）

(イ) 土木工事の場合、災害時における活動実績は、設定する地域（管内）におけるもので、評価内容は以下のとおり。

① 評価の対象とするもの

- ・ 緊急性を要し指示書等で対応した活動

・ 暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象に因り生ずる災害時（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による災害の成立は問わない。）の公共土木施設の応急工事、点検、パトロールなど、緊急的に対応したもの

・ **家畜伝染病まん延防止に係る防疫作業**

② 評価の対象外となるもの

- ・ 自主的な災害貢献活動
- ・ 災害採択後の災害復旧工事（応急工事を除く）

(イ) 農業土木工事・森林土木工事の場合、評価内容は「別表 付表」による。

(ウ) 建築・管・電気工事の場合、評価内容は以下のとおり。

① 評価の対象とするもの

- ・ 緊急性を要し指示書等で対応した活動

・ 災害発生直後の点検、被害状況調査（公共建築物又は電力・水道・ガスの点検、被害状況調査）
・ 災害発生直後の応急工事（公共建築物の応急復旧工事、応急仮設住宅の建設、電力・水道・ガスの応急復旧工事）

② 評価の対象外となるもの

- ・ 自主的な災害貢献活動
- ・ 災害採択後の災害復旧工事（応急工事を除く）

(エ) 防災協定とは、設定する地域内において技術資料提出期限現在有効な協定とする。（1社が単独で締結している防災協定を含む。）なお、新潟県と締結している防災協定は、県内すべての地域で有効とする。

ウ 【土木工事】維持管理実績（【必須】地域貢献担い手確保型、【選択可】技術者実績型、施工計画確認型、技術評価型）

（〔農業土木工事〕農地・農業用施設等の保全・耕作放棄防止活動実績又は維持管理活動実績）

（〔森林土木工事〕森林整備活動等の実績）

（〔建築・管・電気工事〕維持管理実績）

(ア) 土木工事の場合、道路除雪実績は、設定する地域（管内）におけるもので、評価内容は以下のとおり。

① 評価の対象とするもの

- ・ 通常の道路除雪作業（地域内における国・旧公団・新潟県・市町村管理道路のもの）で、シーズンを通じた道路除雪契約を締結し、除雪体制が維持されているもの

② 評価の対象外となるもの

- ・ 指示書等、一時的な契約で実施した道路除雪作業

(イ) 土木工事の場合、維持修繕（補修）実績は、当該地域整備部（事務所）における管理施設を対象とし、評価内容は以下のとおり。（ただし、災害時における活動の範ちゅうであると認められるものは含まない。）

① 評価の対象とするもの

- ・ 単価契約等による日常的な維持管理活動（道路や河川等の修繕（補修）や除草等、点検・休日パトロール等）
- ・ 指示書等による緊急的な維持管理活動（道路や河川等の修繕（補修）等）

② 評価の対象外となるもの

- ・ 道路や河川等修繕（補修）、除草等のそのものが目的で発注された修繕（補修）工事
- ・ 除草委託業務等
- ・ 当該地域整備部（事務所）指示していない自主的な活動

(ウ) 農業土木工事・森林土木工事の場合、「農地・農業用施設等の保全・耕作放棄防止活動実績又は維持管理活動実績」、「森林整備活動等の実績」の評価内容は「別表 付表」による。

(エ) 建築・管・電気工事の場合、維持修繕（補修）実績は、設定する地域内における公共建築物のもの（地域内における国・旧公団・新潟県・市町村のもの）を対象とし、評価内容は以下のとおり。（ただし、災害時における活動の範ちゅうであると認められるものは含まない。）

① 評価の対象とするもの

- ・ 緊急時における修繕（補修）実績
漏水や設備故障等の緊急時における修繕（補修）で、指示書等（施設管理者の証明書を含む）で対応した活動
- ・ 維持修繕（補修）実績
維持管理のために行う修繕（補修）等の活動

② 評価の対象外となるもの

- ・ 指示書や契約書等がない自主的な修繕（補修）活動

エ 実働拠点（【必須】地域貢献担い手確保型、技術者実績型、施工計画確認型、技術評価型）

- (ア) 主たる営業所とは「本店」、従たる営業所とは「本店以外の営業所」とする。
- (イ) 主たる・従たる営業所については、建設業法第3条第1項に規定する営業所であり、かつ工事発注年度の入札参加資格者名簿に登録されているものをいう。
- (ウ) 管内等の地域については、当該地域振興局（事務所）管内等とする。
- (エ) 隣接の地域については、上記の管内地域に隣接している等、発注者が定める地域とする。
- (オ) 過去10年間継続した営業活動のある従たる営業所（本店以外の営業所）であって、管内等の地域における実績が一定条件（下記の「主たる営業所として取扱う実績の条件」参照）を満たす場合は、主たる営業所（本店）と同等に取扱うものとする。なお、実績として評価する対象項目は以下のとおり。

① 土木工事の場合（対象項目数4）

- ・ 災害時における活動実績
- ・ 防災協定
- ・ 道路除雪実績
- ・ 維持修繕（補修）実績

② 農業土木工事の場合（対象項目数3）

- ・ 災害時における活動実績
- ・ 防災協定
- ・ 農地・農業用施設等の保全・耕作放棄防止活動実績又は維持管理活動実績

③ 森林土木工事の場合（対象項目数3）

- ・ 災害時における活動実績
- ・ 防災協定
- ・ 森林整備活動等の実績

④ 建築・管・電気工事の場合（対象項目数4）

- ・ 災害時における活動実績
- ・ 防災協定
- ・ 緊急時における修繕（補修）実績
- ・ 維持修繕（補修）実績

【主たる営業所として取扱う実績の条件】

$$〔過去5ヶ年度の対象項目の実績の合計年数〕 \div ((\text{対象項目数}^{\ast}) \times (5\text{ヶ年度})) \geq 75\%$$

〔計算例〕

（従たる営業所の過去5ヶ年度の実績（対象項目数4））

- 災害時における活動実績：○年度～○年度の2ヶ年度
- 防災協定：○年度～○年度の5ヶ年度
- 道路除雪実績：○年度～○年度の4ヶ年度
- 維持修繕（補修）実績：○年度～○年度の5ヶ年度

$$〔過去5ヶ年度の対象項目の実績の合計年数〕 \div ((\text{対象項目数}^{\ast}) \times (5\text{ヶ年度}))$$

$$= (2+5+4+5) \div (4 \times 5) = 80\%$$

よって、75%以上であることから主たる営業所と同様に取り扱う。

※上記ア、イ、ウ、エによる。

オ 地域調達（【必須】地域貢献担い手確保型、技術者実績型、施工計画確認型、技術評価型）

(ア) 地域調達は「地域内調達」及び「県内調達」を評価する。なお、評価判定の対象となる下請企業は、契約額（請負額）500万円以上の一次・二次下請負とする。

① 地域内調達に該当する場合（以下のいずれかが該当する場合）

- ・ 設定する工種の下請負が地域内企業、かつその他の工種の下請負が県内企業
- ・ 入札参加企業（元請企業）が地域内企業で下請企業との契約がない場合

② 県内調達に該当する場合（以下のいずれかに該当する場合）

- ・ 全ての下請負が県内企業
- ・ 入札参加企業（元請企業）が県内企業で下請負企業との契約がない場合

(イ) 地域内企業とは、設定する地域（当該地域振興局(事務所)管内等）に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する県内企業とする。

(ウ) 県内企業とは、県内に建設業法第3条第1項に規定する主たる営業所（本店）を有する企業とする。

(エ) その他、以下のような場合には、地域調達の評価内容を限定する。

① 「〇〇工種を除く」等の条件を加える場合

- ・ 地域内調達又は県内調達が困難な工種がある場合
- ・ 調達先が特定の者に限定される場合

② 「地域内調達」を設定しない場合（「県内調達」だけを設定する場合）

- ・ 地域内に設定する工種を請負う下請企業がないと想定される場合
- ・ 設定する工種における下請企業との契約額が500万円に満たないと想定される場合

③ 「地域調達」の評価項目自体を設定しない場合

- ・ 専門性の高い工法が主となる工事などで、県内にその工種を請負う下請企業がないと想定される場合

(4) 担い手育成・確保

ア 若手技術者の配置（【選択可】地域貢献担い手確保型、【必須】施工計画確認型、技術評価型）

(ア) 主任（監理）技術者に若手技術者（40歳未満）を配置する場合に評価する。

イ WLB（ワーク・ライフ・バランス）の推進（【選択可】地域貢献担い手確保型、【必須】施工計画確認型、技術評価型）

(ア) WLB（ワーク・ライフ・バランス）等の推進企業を評価する。評価をする対象制度は以下のとおり。

① 新潟県の登録制度

- ・ 新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業
- ・ にいがた健康経営推進企業

② 国（厚生労働省）の認定制度

- ・ えるぼし認定（女性活躍推進法）
- ・ くるみん認定（次世代育成支援対策推進法）
- ・ ユースエール認定（若者雇用促進法）

ウ ICT活用工事の取組（【ICT活用工事（受注者希望型）とする場合 必須】地域貢献担い手

確保型、施工計画確認型、技術評価型)

- (ア) 総合評価落札方式により発注する工事を ICT 活用工事(受注者希望型)とする場合、「ICT 活用工事の取組」を評価する。(土木工事、農業土木工事及び森林土木工事が対象。港湾工事、漁港関係工事及び建築・管・電気工事は除く。)
- (イ) 入札参加者は、「ICT 活用工事の取組申請書」(第 14 号様式)に、①「全面活用施工」②「ICT 建機活用施工」③「簡易型活用施工」又は「実施しない」のいずれかを記入して申請し、申請内容に応じて加点する。なお、①～③の評価分類は以下とする。



※農業土木工事及び森林土木工事の場合は、「全面活用施工」を「ICT 活用施工」、
「ICT 建機活用施工」を「ICT 建機による施工」、「簡易型活用施工」を「簡易型 ICT 活用工事」と読み替える。

- (ウ) 受注者の責により履行できない場合は、8 点の減点とする。また、以下の場合においても同様の減点とする。
- ・ 「全面活用施工」を申請して加点評価されたが、実際の工事において「ICT 建機活用施工」又は「簡易型活用施工」しか実施されなかった場合。
 - ・ 同評価点の申請（「ICT 建機活用施工」又は「簡易型活用施工」）の場合は、申請内容と異なる取組を実施しても不履行にはならない。(例：「簡易型活用施工」で申請したが「ICT 建機活用施工」となった場合)

エ ICT 活用工事の実績 (【選択可】地域貢献担い手確保型、【必須】施工計画確認型、技術評価型)

- (ア) 過去 3 か年度における新潟県発注工事での ICT 活用工事の実績を評価する。(土木工事、農業土木工事及び森林土木工事が対象。港湾工事、漁港関係工事及び建築・管・電気工事は除く。)
- (イ) 評価の対象とする実績は、土木工事は新潟県発注の土木工事における実績とし、農業土木工事は新潟県発注の農業土木工事における実績、森林土木工事は新潟県発注の森林土木工事における実績とする。
- (ウ) 「ICT 活用工事の実績」とは、①全面活用施工、②ICT 建機活用施工、③簡易型活用施工のうち、いずれかを実施した実績をいう。また過去 3 か年度に完了した工事実績を対象とする。(令和 8 年度は令和 5 年度～令和 7 年度の 3 か年度に完了した工事が対象)

※「全面活用施工」を「ICT 活用施工」、「ICT 建機活用施工」を「ICT 建機による施工」、
「簡易型活用施工」を「簡易型 ICT 活用工事」と読み替える。

(5) 簡易な施工計画 (【必須】施工計画確認型)

- (ア) 簡易な施工計画により、現場の特性等を理解して確実に施工を行う企業の能力を評価する。
- (イ) 簡易な施工計画の記載項目は、現場及び工事特性から特に確認すべき項目を発注者が指定する。なお、記載項目は次の 9 項目の中から 2 項目を指定する。ただし、概ね予定価

格 1.2 億円未満の工事では、工事規模や内容に応じて指定を 1 項目とする場合がある。

【発注者が指定する項目】

- ① 品質・出来型管理 ② 安全管理 ③ 施工方法 ④ 資材管理 ⑤ 緊急時の体制及び対応
⑥ 交通管理 ⑦ 環境対策 ⑧ 現場作業環境の整備 ⑨ 再生資源の利用促進

【公告等への記載例】

〔評価項目の設定意図がわかるように記載〕

(例) 海上交通の交通管理、周辺住宅に配慮した環境対策、出水期の安全管理 など

(ウ) 要領で規定する「簡易な施工計画の不適正」とは、以下のいずれかが認められた場合のことをいう。なお、不適正と認められた場合は、入札を無効とする。

- ① 配慮すべき項目とかけ離れている内容である
- ② 記載のない項目がある
- ③ 白紙である
- ④ その他明らかに適正でない（例；公告で示した技術資料の罫線枠等の書式変更、項目の記載を変更した場合など）

(エ) 簡易な施工計画に対する設計変更は原則行わない。

(6) 技術提案（【必須】技術評価型）

(ア) 発注者が特定の課題を設定し、仕様(標準案)より優れた施工方法に係る技術提案を評価する。

(イ) 技術提案を求める施工上の課題は、工事内容等から発注者が個別に 1～2 課題（基本は 1 課題）を設定する。

(ウ) 要領で規定する「技術提案の不適正」とは、以下のいずれかが認められた場合のことをいう。なお、不適正と認められた場合は、入札を無効とする。

- ① 技術提案が標準案より劣る
- ② 課題とかけ離れている内容である
- ③ 白紙である
- ④ その他明らかに適正でない（例：公告で示した技術提案の罫線枠等の書式変更、項目の記載を変更した場合など）

(エ) 技術提案に対する設計変更は原則行わない。

2 評価項目の必須と選択

評価項目の必須・選択の標準的な考え方は、以下のとおり。

必須項目は、入札参加資格要件により全員が同じ点数となる場合であっても、技術評価点と価格評価点のバランスが崩れないような評価項目とする。

評価項目	地域貢献 担い手確保型	技術者 実績型	施工計画 画確認型	技術 評価型	条件	凡例		
						●	○	—
企業の 技術力	同種工事の実績	—	—	○	○	・一般的な工事の場合は設定しない。施工実績を有することで工物品質の向上が期待できる工事の場合に設定。(運用基準「別紙 評価項目及び評価基準の細目等」1(1)ア「同種工事の実績」参照。) ・ 工事実績の少ない工種は設定しないことができる。		
	工事成績	●	●	●	●	・原則、必須とする。ただし、専門性の高い工事など、県内の入札参加者が少ないと想定される場合は、選択しないことができる。(施工計画画確認型又は技術評価型で一般競争入札により発注する場合に限る。)		
	優良工事表彰等	—	—	●	●			
	登録基幹技能者の活用	—	—	○	○	・以下の基準を目安に対象工種を選定する。 ア. 次の工種が主体の工事で、より品質の高い施工が必要な工事 ① コンクリート工事 ② 電気工事 イ. 上記の工種以外で、登録基幹技能者の配置により生産性や品質の向上が見込まれる工事 (運用基準「別紙 評価項目及び評価基準の細目等」3-1(ア)④「登録基幹技能者の活用」参照。)		
配置 予定 技術者 の 能力	技術者の能力	—	●	●	●			
	同種工事の実績	—	—	○	○	・一般的な工事の場合は設定しない。施工実績を有することで工物品質の向上が期待できる工事の場合に設定。(運用基準「別紙 評価項目及び評価基準の細目等」1(1)ア「同種工事の実績」参照。) ・ 工事実績の少ない工種は設定しないことができる。		
	優秀技術者表彰等	—	●	●	●			
	継続教育(CPD)の取組状況	—	●	●	●			
地域 貢献 度 ・ 精 通 度	Made in 新潟新技術の活用	—	—	●	●			
	災害時における活動実績等	●	○	○	○	・災害時における活動実績のエリア設定は、指名審査会の運用で設定しているものを用いてよい。(例:管内、旧土木事務所管内、ローカルルール) ・地域貢献担い手確保型は必須 ・土木一式工事、舗装工事:原則、必須。 ただし、次の場合は選択しないことができる。 ① 予定価格70,000千円以上の工事 ② 発注機関の実情に合わない場合 ・他の工事:工事の特性により選択しないことができる。		
	【土木工事等の場合】 維持管理実績 【農業土木工事の場合】 農地・農業用施設等の保全・耕作 放棄防止活動実績又は維持管理 活動実績 【森林土木工事の場合】 森林整備活動等の実績 【建築・管・電気工事の場合】 維持管理実績	●	○	○	○	・維持管理実績及び除雪(土木工事の場合)のエリア設定は、指名審査会の運用で設定しているものを用いてよい。(例:管内、旧土木事務所管内、ローカルルール) ・地域貢献担い手確保型は必須 ・土木一式工事、舗装工事:原則、必須。 ただし、次の場合は選択しないことができる。 ① 予定価格70,000千円以上の工事 ② 発注機関の実情に合わない場合 ・他の工事:工事の特性により選択しないことができる。		
	実働拠点	●	●	●	●	・実業拠点のエリア設定は、指名審査会の運用で設定しているものを用いてよい。(例:管内、旧土木事務所管内、ローカルルール)		
	地域調達	●	●	●	●	・地域内調達又は県内調達が困難な工種がある場合や、調達先が特定の者に限定される場合は、「○○工種を除く」等の条件を加える。 ・地域内に設定する工種を請負う下請企業がないと想定される場合や、設定する工種における下請企業との契約額が500万円に満たないと想定される場合は、地域内調達を設定しない。 ・専門性の高い工法が主となる工事などで、県内にその工種を請負う下請企業がないと想定される場合は、選択しないことができる。		
	担い 手 育 成 ・ 確 保	若手技術者の配置	○	—	●	●	・地域貢献担い手確保型は選択しないことができる。	
WLBの推進	○	—	●	●	・地域貢献担い手確保型は選択しないことができる。			
ICT活用工事取組	●	—	●	●	・ICT活用工事(受注者希望型)で発注する場合、必須。			
ICT活用工事の実績	○	—	●	●	・地域貢献担い手確保型は選択しないことができる。			
簡易な施工計画	—	—	●	—				
技術提案	—	—	—	●				

3 評価項目及び評価基準に係る過去の期間の考え方

(1) 土木工事・農業土木工事・森林土木工事の場合

技術資料等の提出期限が令和8年9月20日の場合

	平成23年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	技術資料等の提出期限
企業・技術者の 同種工事の実績				(平成23年4月1日から令和8年9月20日)				技術資料等の提出期限の前年度から過去15か年度及び今年度の4月1日から技術資料等提出期限までに完了した工事
工事成績の平均点 (企業)					(令和3年8月1日から令和8年7月31日)			技術資料等の提出期限から1か月遡った日の前且から過去5か年
工事成績の最低点 (企業)					(令和8年5月1日から令和8年7月31日)			技術資料等の提出期限から1か月遡った日の前且から過去3か月
優良工事・優秀技術者表彰等					(令和5年4月1日から令和8年3月31日)			技術資料等の提出期限の前年度から過去3か年度の間に受賞
継続教育 (CPD) の取組状況								技術資料等の提出期限の前年度の取得単位数
工事成績の平均点 (技術者)					うち、直近2件の平均点 (令和3年8月1日から令和8年7月31日)			技術資料等の提出期限から1か月遡った日の前且から過去5か年のうち直近2件
災害時における活動実績等 維持管理実績								技術資料等の提出期限の前年度から過去3か年度及び今年度の4月1日から技術資料等提出期限までに完了した実績
実績拠点								技術資料等の提出期限から過去3年間継続、過去10年間継続
								ただし、過去10年間継続した従たる営業所であつて、管内等の地域における実績により主たる営業所と同等に取り扱う条件の期間：技術資料等の提出期限の前年度から過去5か年度
								技術資料等の提出期限日において、40歳未満のもの、対象制度の認定等
担い手育成・確保 (若手技術者の配置・WLBの推進)								技術資料等の提出期限の前年度から過去3か年度に完了した実績
ICT活用工事の実績								技術資料等の提出期限から1か月遡った日の前且から過去1か年
低入札の減点 (過去1年間の工事成績)								技術資料等の提出期限から1か月遡った日の前且から過去1か年

(2) 建築・電気・配管工事の場合

技術資料等の提出期限が令和8年9月20日の場合

	平成23年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	技術資料等の提出期限
企業・技術者の 同種工事の実績				(平成23年4月1日から令和7年9月20日)				技術資料等の提出期限の前年度から過去15か年度及び今年度の4月1日から技術資料等提出期限までに完了した工事
工事成績の平均点 (企業)				(令和3年8月1日から令和7年7月31日)				技術資料等の提出期限から1か月遡った日の前月から過去5か年
工事成績の最低点 (企業)				(令和8年5月1日から令和8年7月31日)				技術資料等の提出期限から1か月遡った日の前月から過去3か月
優良工事・優秀技術者表彰等				(令和3年4月1日から令和8年3月31日)				技術資料等の提出期限の前年度から過去5か年度の間に受賞
継続教育 (CPD) の取組状況				(令和7年4月1日から令和8年3月31日)				技術資料等の提出期限の前年度の取得単位数
工事成績の平均点 (技術者)				うち、直近2件の平均点 (令和3年8月1日から令和8年7月31日)				技術資料等の提出期限から1か月遡った日の前日から過去5か年のうち直近2生
災害時における活動実績等 維持管理実績				(令和5年4月1日から令和8年9月20日)				技術資料等の提出期限の前年度から過去3か年度及び今年度の4月1日から技術資料等提出期限までに完了した実績
実働拠点				過去3年間継続 (令和5年9月21日からの継続)				技術資料等の提出期限から過去3年間継続、過去10年間継続
担い手育成・確保 (若手技術者の配置・WLBの推進)				過去10年間継続 (平成28年9月21日からの継続)				ただし、過去10年間継続した従たる営業所であって、管内等の地域における実績により主たる営業所と同等に取り扱う条件の期間：技術資料等の提出期限の前年度から過去5か年度
低入札の減点 (過去1年間の工事成績)				(令和3年4月1日から令和8年3月31日)				技術資料等の提出期限日において、40歳未満のもの、対象制度の認定等
				(令和8年9月20日時点)				技術資料等の提出期限から1か月遡った日の前日から過去1か年

4 その他の留意事項

(1) オーバースペックな提案について

- (ア) 総合評価落札方式においては、過度なコスト負担によるダンピングが下請業者へしわ寄せとなることが懸念されることなどから、オーバースペックな提案については評価の対象としない。
- (イ) 「オーバースペックな提案」とする判断は、以下に示す内容を目安に行う。
- ① 要求水準に対し過剰な品質・性能・効果を実現するため、高価な材料・施工方法等の使用により、過度なコスト負担を要する提案
 - ② 設計図書等に明記された仕様・規格を変更する提案（管理基準を厳格化する提案を含む）
 - ③ 設計図書に反映して実施するべき追加調査など、通常設計変更で対応している提案
 - ④ 業者の任意性によるところ（工法、使用機種、仮設等）について、過度なコスト負担を要する提案
- ※ 具体的な事例は「資料編 p1-1 オーバースペック事例」を参照
- ※ 上記提案が必ずしもオーバースペックと判断されるわけではない（現場条件、工事特性などを踏まえ、個別の提案毎に判断する）

(2) ICT 活用工事（発注者指定型、受注者希望型）及び対象外工事における、ICT に関する技術提案等の取扱いについて

発注者指定型、受注者希望型、対象外工事の区分に応じて、以下のとおりとする。

(ア) 【発注者指定型】

特記仕様書に記載された内容は、実施及び費用計上が前提となることから、評価の対象としない。また、特記仕様書に記載されていない内容は、評価の対象とするが、技術提案等の記載内容に基づく設計変更は、原則として行わない。※

(イ) 【受注者希望型】

特記仕様書に記載された内容は、実施した場合に費用計上を行うことになるため、評価の対象としない。また、特記仕様書に記載されていない内容は、評価の対象とするが、技術提案等の記載内容に基づく設計変更は、原則として行わない。※

(ウ) 【対象外工事】

全ての提案を評価の対象とするが、技術提案等の記載内容に基づく設計変更は、原則として行わない。※

※ 総合評価落札方式 実施要領の運用基準 第8条「技術提案等に係る設計変更」のとおり

(3) 評価項目「ICT 活用工事の取組」の評価について

受注者希望型の場合は、ICT に関する技術提案等の有無に関わらず、申請内容に応じて評価する。

(4) Made in 新潟 新技術を技術提案（簡易な施工計画）に記載する場合の留意点について

技術提案（簡易な施工計画）において、「Made in 新潟 新技術の活用」評価項目で活用申請した技術と同じ技術の利用に関する提案があったとしても評価しない。

(5) 共同企業体の評価基準等について

評価基準の細目は下表のとおり。なお、各評価項目における共同企業体の取り扱いについては、「出資比率が〇〇%以上の場合のものとする」「代表構成員のものとする」等と定める。

評価項目	共同企業体により入札参加する際の取扱		過去に共同企業体の構成員として得た実績等の取扱	
	特定共同企業体	経常共同企業体		
企業の技術力	同種工事の実績	構成員(出資比率が〇〇%以上)のいずれかの実績を対象とする。	当該経常共同企業体または構成員(出資比率が〇〇%以上)のいずれかの実績を対象とする。	出資比率が〇〇%以上の構成員として得た実績は、当該企業の実績として取り扱う。
	工事成績の平均点	<ul style="list-style-type: none"> 全構成員の発注工種(業種)の工事成績評定点を対象とする。 構成員の工事成績が1件の場合は、その構成員の工事成績は上記(ア)②の補正を行う。 構成員の工事成績がない場合は、その構成員の工事成績を工事1件、工事成績65点と見なす。 	<ul style="list-style-type: none"> 全構成員の発注工種(業種)の工事成績評定点を対象とする。 構成員の工事成績が1件の場合は、その構成員の工事成績は上記(ア)②の補正を行う。 構成員の工事成績がない場合は、その構成員の工事成績を工事1件、工事成績65点と見なす。 	共同企業体の構成員で獲得した工事成績は、当該企業の工事成績として取り扱う。
	工事成績の最低点	<ul style="list-style-type: none"> 全構成員の発注工種(業種)の工事成績評定点を対象とする。 構成員の工事成績がない場合は、その構成員の最低点を65点と見なす。 	<ul style="list-style-type: none"> 全構成員の発注工種(業種)の工事成績評定点を対象とする。 構成員の工事成績がない場合は、その構成員の最低点を65点と見なす。 	共同企業体の構成員で獲得した工事成績は、当該企業の工事成績として取り扱う。
	優良工事表彰等	構成員(出資比率が〇〇%以上)のいずれかの受賞を対象とする。	当該経常共同企業体及び構成員(出資比率が〇〇%以上)のいずれかの受賞を対象とする。	出資比率が〇〇%以上の構成員として得た実績は、当該企業の実績として取り扱う。
	登録基幹技能者の活用	元請け、下請けを問わず発注者が指定する職種の県内の登録基幹技能者の有資格者を対象とする。	元請け、下請けを問わず発注者が指定する職種の県内の登録基幹技能者の有資格者を対象とする。	
配置予定技術者の能力	技術者の能力	代表構成員の配置予定技術者を対象とする。	代表構成員の配置予定技術者を対象とする。	
	同種工事の実績	代表構成員の配置予定技術者を対象とする。	代表構成員の配置予定技術者を対象とする。	出資比率が〇〇%以上の構成員で従事した実績は、当該技術者の実績として取り扱う。
	優秀技術者表彰等	代表構成員の配置予定技術者を対象とする。	代表構成員の配置予定技術者を対象とする。	
	継続教育(CPD)の取組状況	代表構成員の配置予定技術者を対象とする。	代表構成員の配置予定技術者を対象とする。	

評価項目		共同企業体により入札参加する際の取扱		過去に共同企業体の構成員として得た実績等の取扱
		特定共同企業体	経常共同企業体	
の能力 配置 予定 技術者	工事成績の平均点(技術者)	代表構成員の配置予定技術者を対象とする。工事成績は上記(ア)②の補正を行う。	代表構成員の配置予定技術者を対象とする。工事成績は上記(ア)②の補正を行う。	代表構成員で従事した実績は、当該技術者の実績として取り扱う。
	Made in 新潟新技術	(共同企業体・単体企業によらず同様)	(共同企業体・単体企業によらず同様)	
地域貢献度・精進度	災害時における活動実績等	構成員(出資比率が〇〇%以上)のいずれかの実績を対象とする。	当該経常共同企業体及び構成員(出資比率が〇〇%以上)のいずれかの実績を対象とする。	出資比率が〇〇%以上の構成員として得た実績は、当該企業の実績として取り扱う。
	【土木工事】維持管理実績 【農業土木工事】農地・農業用施設等の保全・耕作放棄防止活動実績又は維持管理活動実績 【森林土木工事】森林整備活動等の実績 【建築・管・電気工事】維持管理実績	・構成員(出資比率が〇〇%以上)のいずれかの実績を対象とする。 ・維持管理業務や除雪業務のJVの場合は、出資比率を設定しないことがある。このため、出資比率を設定しないこともできることとする。	・当該経常共同企業体及び構成員(出資比率が〇〇%以上)のいずれかの実績を対象とする。 ・維持管理業務や除雪業務のJVの場合は、出資比率を設定しないことがある。このため、出資比率を設定しないこともできることとする。	・出資比率が〇〇%以上の構成員として得た実績は、当該企業の実績として取り扱う。 以下、【土木工事】【建築・管・電気工事】の場合 ・維持管理業務や除雪業務のJVの場合は、出資比率を設定しないことがある。 このため、過去の実績については、出資比率を 設定しない 。
	実働拠点	代表構成員等の営業所を評価の対象とする。	代表構成員の営業所を評価の対象とする。	
	地域調達	(共同企業体・単体企業によらず同様)	(共同企業体・単体企業によらず同様)	
担い手育成・確保	若手技術者の配置	主任(監理)技術者の評価は構成員のいずれかの技術者を対象とする。	主任(監理)技術者の評価は構成員のいずれかの技術者を対象とする。	
	WLBの推進	対象制度の評価は、構成員のいずれかが認定等を受けたものを対象とする。	対象制度の評価は、構成員のいずれかが認定等を受けたものを対象とする。	
	ICT活用工事の取組	(共同企業体・単体企業によらず同様)	(共同企業体・単体企業によらず同様)	
	ICT活用工事の実績	構成員(出資比率が〇〇%以上)のいずれかの実績を対象とする。	当該経常共同企業体及び構成員(出資比率が〇〇%以上)のいずれかの実績を対象とする。	出資比率が〇〇%以上の構成員として得た実績は、当該企業の実績として取り扱う。

(5) 企業の評価基準について

評価基準の細目は下表のとおり。なお、県内に主たる営業所を有する建設業者のみが合併等した場合、合併前企業の実績等も評価対象とできる。その際は、合併等を行った事実を証する書面（合併等契約書、協業組合設立認定書、総会等議事録、定款、商業登記簿謄本などの写し）を提出すること。

評価項目		吸収合併 (合併前 A 社・B 社 ⇒ 合併後 A 社)	新設合併 (合併前 A 社・B 社 ⇒ 合併後 C 社)
企業の技術力	同種工事の実績	合併前企業と合併後企業を対象とする。	合併前企業と合併後企業を対象とする。
	工事成績の平均点	合併前企業と合併後企業を対象とする。	合併前企業と合併後企業を対象とする。
	工事成績の最低点	合併前企業と合併後企業を対象とする。	合併前企業と合併後企業を対象とする。
	優良工事表彰等	合併前企業と合併後企業を対象とする。	合併前企業と合併後企業を対象とする。
	登録基幹技能者の活用	—	—
配置予定技術者の能力	技術者の能力	—	—
	同種工事の実績	企業によらない。	企業によらない。
	優秀技術者表彰等	企業によらない。	企業によらない。
	継続教育（CPD）の取組状況	企業によらない。	企業によらない。
	工事成績の平均点（技術者）	企業によらない。	企業によらない。
地域貢献度・精進度		—	—
	災害時における活動実績等	合併前企業と合併後企業を対象とする。	合併前企業と合併後企業を対象とする。
	【土木工事の場合】維持管理実績，【農業土木工事の場合】農地・農業用施設等の保全・耕作放棄防止活動実績又は維持管理活動実績，【森林土木工事の場合】森林整備活動等の実績，【建築・管・電気工事の場合】維持管理実績	合併前企業と合併後企業を対象とする。	合併前企業と合併後企業を対象とする。

評価項目		吸収合併 (合併前 A 社・B 社 ⇒ 合併後 A 社)	新設合併 (合併前 A 社・B 社 ⇒ 合併後 C 社)
地域貢献度・精通度	実働拠点	合併前企業と合併後企業を対象とする。なお、合併前の主たる営業所は、合併日から 3 ケ年は主たる営業所として、以降、7 ケ年は従たる営業所として扱うことができる。また、合併前の従たる営業所は、合併日から 10 ケ年は従たる営業所として扱うことができる。	合併前企業と合併後企業を対象とする。なお、合併前の主たる営業所は、合併日から 3 ケ年は主たる営業所として、以降、7 ケ年は従たる営業所として扱うことができる。また、合併前の従たる営業所は、合併日から 10 ケ年は従たる営業所として扱うことができる。
	地域調達	—	—
担い手育成・確保	若手技術者の配置	—	—
	WLB の推進	—	—
	ICT 活用工事の取組	—	—
	ICT 活用工事の実績	合併前企業と合併後企業を対象とする。	合併前企業と合併後企業を対象とする。

5 評価値確定手続の意向確認

入札書等比較調査基準価格未滿かつ失格基準以上の額の入札者（以下、「低入札の者」という。）があった場合は、確認資料の提出を求める前に、低入札の者すべてに対し総合評価による評価値の確定手続について意向を確認する。なお、手続の継続を希望しない者は落札者とししない。（※第 13 号様式「意向確認通知書」による。）

低入札の者が手続の継続を希望する場合は、通知日の翌日から起算して 2 日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く。）に意向確認回答書を提出するものとする。

6 別表 評価項目

評評価項目及び評価基準は、入札公告又は指名通知書等に明示する。

- 別表 1 評価項目(実績確認型) … 運用停止中のため未掲載
- 別表 2 評価項目(地域貢献担い手確保型) … p3-27～
- 別表 3 評価項目(技術者実績型) … p3-31～
- 別表 4 評価項目(施工計画確認型) … p3-36～
- 別表 5 評価項目(技術評価型・高度技術提案型) … p3-42～

※別表 2～別表 5 は次ページ以降に掲載

[地域貢献担い手確保型]

別表2 評価項目（地域貢献担い手確保型）

評価項目	評価内容	評価基準	配点	評点
【企業の技術力】				
工事成績※ （新潟県発注工事における土木部、交通政策局、農林水産部、農地部の4部局の工事成績※が対象） ※発注工種（業種）の工事成績を評価の対象とする	新潟県発注工事における過去5年間の工事成績※評定点の平均点	82点以上	1.00	（小数点以下第3位四捨五入2位止） / 1.00
		72点以上 82点未満 $評点 = 1.00 \times (\text{平均点} - 72) / 10$	1.00 ~ 0.00	
		65点以上72点未満 又は 実績なし	0.00	
		65点未満	-2.00	
新潟県発注工事における過去3か月の工事成績※評定点の最低点	新潟県発注工事における過去3か月の工事成績※評定点の最低点	65点以上 又は 実績なし	0.00	/ 0.00
		65点未満	-1.00	
【地域貢献度・精通度】				
災害時における活動実績等	【土木工事の場合】 ・過去3か年度（当年度含む）の災害時における活動実績の有無 ・技術資料等の提出期限現在有効な防災協定の締結の有無（地域内における、国・旧公団・新潟県・市町村のもの） 【農業土木工事・森林土木工事の場合】 ・過去3か年度（当年度含む）の災害時における活動実績の有無 ・技術資料等の提出期限現在有効な防災協定の締結の有無（地域内における、国・旧公団・新潟県・市町村のもの） ※農業土木工事においては、土地改良区含む ※付表A、C参照 【建築・管・電気工事の場合】 ・過去3か年度（当年度含む）の災害時における活動実績の有無 ・技術資料等の提出期限現在有効な防災協定の締結の有無（新潟県内における、国・旧公団・新潟県・市町村のもの）	活動実績あり（防災協定の締結の有無を問わない）	1.00	/ 1.00
		活動実績はないが、防災協定の締結あり	0.50	
		実績・締結なし	0.00	

[地域貢献担い手確保型]

<p>【土木工事の場合】 維持管理実績</p> <p>【農業土木工事の場合】 農地・農業用施設等の保全・耕作放棄防止活動実績又は維持管理活動実績</p> <p>【森林土木工事の場合】 森林整備活動等の実績</p> <p>【建築・管・電気工事の場合】 維持管理実績</p>	<p>【土木工事の場合】 過去3か年度（当年度含む）の道路除雪又は維持修繕（補修）実績の有無 （道路除雪は、地域内における国・旧公団・新潟県・市町村管理道路のもの、維持修繕は、当該地域整備部（事務所）管理施設のもの）</p> <p>【農業土木工事の場合】 過去3か年度（当年度含む）活動実績 ※付表B参照</p> <p>【森林土木工事の場合】 過去3か年度（当年度含む）活動実績 ※付表D参照</p> <p>【建築・管・電気工事の場合】 公共建築物の過去3か年度（当年度含む）の修繕（補修）実績の有無 （地域内における国・旧公団・新潟県・市町村のもの）</p>	<p>【土木工事の場合】 道路除雪及び維持修繕（補修）の両方の実績あり</p> <p>【農業土木工事の場合】 地域（範囲）内における活動実績あり</p> <p>【森林土木工事の場合】 地域貢献度の高い取組をしている。（2項目以上）又は地域内でのCSR活動実績有り。</p> <p>【建築・管・電気工事の場合】 緊急時における修繕（補修）実績あり</p> <p>【土木工事の場合】 道路除雪又は維持修繕（補修）のいずれかの実績あり</p> <p>【農業土木工事の場合】 その他の地域（県内）における活動実績あり</p> <p>【森林土木工事の場合】 地域貢献の取組が認められる。（1項目）又は地域外（県内）でのCSR活動実績あり。</p> <p>【建築・管・電気工事の場合】 維持修繕（補修）実績あり</p> <p>実績なし（地域貢献の取組が認められない。）</p>	<p>2.00</p> <p>1.00</p> <p>0.00</p>	<p>／ 2.00</p>
<p>実働拠点</p>	<p>地域内における過去3年間継続した営業所（実働拠点）の有無</p>	<p>管内等に過去3年間継続した主たる営業所あり</p> <p>管内等に過去10年間継続した従たる営業所あり</p> <p>管内等に過去3年間継続した従たる営業所又は隣接の地域に過去3年間継続した主たる営業所あり</p> <p>県内に過去3年間継続した主たる営業所又は過去10年間継続した従たる営業所あり</p> <p>上記以外</p>	<p>2.00</p> <p>1.50</p> <p>1.00</p> <p>0.50</p> <p>0.00</p>	<p>／ 2.00</p>
<p>地域調達</p>	<p>全ての下請負[※]における地域企業活用の有無</p> <p>※評価判定の対象となる下請企業は、契約額（請負額）500万円以上の一次・二次下請負とする</p> <p>注) 地域内調達又は県内調達が困難な工種がある場合や、調達先が特定の者に限定される場合は、「〇〇工種を除く」等の条件を加える</p>	<p>〔地域内調達〕 下請負[※]が以下のいずれかの条件を満たす場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設定する工種の下請負[※]が地域内企業、かつその他の工種の下請負[※]は県内企業 ・入札参加企業（元請企業）が地域内企業で下請負[※]がない場合 <p>注) 地域内に設定する工種を請負う下請企業がないと想定される場合や、設定する工種における下請企業との契約額が500万円に満たないと想定される場合は、地域内調達を設定しない</p> <p>〔県内調達〕 下請負[※]が以下のいずれかの条件を満たす場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての下請負[※]が県内企業 ・入札参加企業（元請企業）が県内企業で下請負[※]がない場合 <p>上記以外</p>	<p>1.00</p> <p>0.50</p> <p>0.00</p>	<p>／ 1.00</p>

[地域貢献担い手確保型]

【担い手育成・確保】

若手技術者の配置 <small>注)地域の実情等により 選択しないことができる</small>	若手技術者の配置の有無 主任(監理)技術者に40歳未満 の者を配置	40歳未満の者の配置あり	1.00	/ 1.00
		上記以外	0.00	
WLB(ワーク・ラ イフ・バランス)の 推進 <small>注)地域の実情等により 選択しないことができる</small>	WLB企業認定等の有無 〔対象制度〕 ①新潟県多様で柔軟な働き方・女 性活躍実践企業 ②にいがた健康経営推進企業 ③えるぼし認定 ④くるみん認定 ⑤ユースエール認定	いずれか2つ以上の認定等あり	1.00	/ 1.00
		いずれか1つの認定等あり	0.50	
		上記以外	0.00	
ICT活用工事の取組 <small>注)土木工事、農業土木工事及び森林土木工事で該当の場合に 評価。建築・管・電気工事、港湾工事、漁港関係工事は除く。</small>	受注者希望型での発注をする 場合におけるICT活用工事の取 組申請の有無	「全面活用施工」を実施する	0.50	/ 0.50
		「ICT建機活用施工」又は「簡易型活用施 工」を実施する	0.25	
		実施しない	0.00	
ICT活用工事の実績 ※(土木or農業土木 or森林土木)工事の 実績を評価の対象 とする <small>注)土木工事、農業土木工事及び森林土木工事で評価(必須項 目)。建築・管・電気工事、港湾工事、漁港関係工事は除く。</small>	新潟県発注の〇〇工事でのICT 活用工事の実績の有無 <small>注)地域の実情等により 選択しないことができる</small>	過去3か年度に完了したICT活用工事の実 績あり(新潟県発注工事)	0.50	/ 0.50
		実績なし	0.00	
加算点				/ 10.00

【各評価項目および評価基準に係る過去過去の期間の考え方】

	〇〇年	前年度	発注年度	技術資料等の提出期限
・企業・技術者の同種工事の実績 ・災害時における活動実績等 【土木工事】維持管理実績 【農業土木工事】農地・農業用施設等の保全・耕作放棄防止 活動実績又は維持管理活動実績 【森林土木工事】森林整備活動等の実績				技術資料等の提出期限の前年度から過去〇〇 か年度及び今年度の4月1日から技術資料等提 出期限まで
・工事成績の平均点・最低点(企業)				技術資料等の提出期限から1か月遡った日の前 月から過去〇か年、〇か月
・ICT活用工事の実績				技術資料等の提出期限の前年度から過去〇年 度
・実働拠点				技術資料等の提出期限から過去〇〇年間継 続。ただし、過去10年間継続した従たる営業 所であって、管内等の地域における実績によ り主たる営業所と同等に取り扱う条件の期 間：技術資料等の提出期限の前年度から過去5 か年度
・担い手育成・確保(若手技術者の配置・WLBの推進)				技術資料等の提出期限日

【地域貢献担い手確保型】

<別表2 付表>

(農業土木工事・森林土木工事)

農業土木工事

A 災害時における活動実績等

1. 評価項目及び評価基準の補足及び注意事項

1) 「災害時における活動実績等」の活動実績とは、設定する地域(範囲)内で技術資料等の提出期限までに完了した以下のものをいう。(ただし、通常の維持管理の範ちゅうであると認められるものは含まない。)

○緊急性を要し、指示書等で対応した

①農地・農業用施設を対象とした活動

- ・災害復旧工事の応急工事等(査定等の前に実施しているもの)
- ・災害応急ポンプの貸出し等
- ・災害時の点検、パトロール等
- ・農地・農業用施設の小規模災害復旧等(非国庫補助)において緊急的に指示書で実施した工事

②家畜伝染病まん延防止に係る防疫作業

2) 「災害時における活動実績等」の防災協定とは、設定する地域(範囲)内において技術資料提出期限現在有効な協定とする。(1社が単独で締結している防災協定を含む。)

なお、新潟県と締結している防災協定は、県内すべての地域で有効とする。

B 農地・農業用施設等の保全・耕作放棄防止活動実績又は維持管理活動実績

農地・農業用施設等の保全・耕作放棄防止活動又は維持管理活動実績	過去3か年度※の農地・農業用施設等の保全・耕作放棄防止活動又は維持管理活動実績の有無(県、市町村、土地改良区、保全活動組織、農家組合等が実施する活動に対する企業としての参加又は協力)	・地域(範囲)内における活動実績あり ・協定に基づいた通年の活動実績あり	2.00
		その他の地域(県内)における活動実績あり	1.00
		実績なし	0.00

(※農地・農業用施設に関係する区域又は施設が対象であり、河川又は道路のみの場合は対象としない。)

1. 評価項目及び評価基準の補足及び注意事項

1) 「農地・農業用施設等の保全活動実績」、「耕作放棄防止活動実績」とは、以下のものをいう。

(ただし、社員が個人の資格で参加した活動は含まない。)

○農地・農業用施設等の保全活動、耕作放棄防止活動に機材等を提供したもの

・江ざらい・道普請におけるダンプトラック・バックホウの貸出し等

○農地・農業用施設等の保全活動に技術的支援を行ったもの

・共同作業として行う道・水路の舗装における丁張出し等

・グラウンドカバープランツの植栽方法の指導等

○農地・農業用施設等の保全活動に企業支援を行ったもの

・企業の地域貢献、企業力向上、人材育成などを目的として参加した棚田みらい応援団や棚田サポーター

活動等として参加した企業。農業分野へ企業として参入し保全活動しているもの。

○中山間地域直接支払制度の集落協定への参加

2) 「農地・農業用施設の維持管理実績」とは以下のものをいう。

(ただし、災害時における活動の範ちゅうであると認められるものは含まない。)

○単価契約等による日常的な維持管理活動

・用排水路・用排水機場等の修繕(補修)、除草等

○指示書等による緊急的又は単発的な維持管理活動

・用排水路・用排水機場等の修繕(補修)等

・パイプライン等の通水試験等

※「単価契約等による日常的な維持管理活動」とは、取水期間や耕作期間などの一定期間において、維持管理(修繕)契約(単価契約等)を締結し、一定期間を通じた維持管理(修繕)体制が確保され、農業用施設や管理道路のパトロール、除草、浚渫や農業用施設の点検が実施されたと認められるものが評価の対象で、除草、修繕等そのものを目的に発注された除草、浚渫、修繕(補修)委託や工事業務等は評価の対象としない。

※「指示書等による緊急的維持管理活動」とは、当該農業(農林)振興(農林整備、農林水産振興)部、市町村、土地改良区等の指示により緊急的(又は単発的)に対応した当該土地改良施設の維持修繕活動を指しており、指示書又は指示書に基づく契約書が存在するものを評価し、指示書又は指示書に基づく契約書の残存しないものや指示していない自主的な活動は評価対象としない。

森林土木工事

C 災害時における活動実績等

1. 評価項目及び評価基準の補足及び注意事項

1) 「災害時における活動実績等」の活動実績とは、設定する地域(範囲)内で技術資料等の提出期限までに完了した以下のものをいう。(ただし、通常の維持管理の範ちゅうであると認められるものは含まない。)

○緊急性を要し、指示書等で対応した

①森林・治山林道施設を対象とした活動

- ・災害復旧工事の応急工事等(査定等の前に実施しているもの)
- ・災害応急ポンプの貸出し等
- ・災害時の点検、パトロール等

②家畜伝染病まん延防止に係る防疫作業

2) 「災害時における活動実績等」の防災協定とは、設定する地域(範囲)内において技術資料提出期限現在有効な協定とする。(1社が単独で締結している防災協定を含む。)

なお、新潟県と締結している防災協定は、県内すべての地域で有効とする。

D 森林整備活動等の実績

森林整備活動等の実績	過去3か年度の ・自社有林や受託での森林整備活動 ・治山・林道の維持活動 ・県産材製品の建設資材、工作物への利活用 ・企業の森、カーボンオフセット等森林整備に対するCSR活動	地域貢献度の高い取組をしている。 (2項目以上)又は地域内でのCSR活動実績有り。	2.00
		地域貢献の取組が認められる。 (1項目)又は地域外(県内)でのCSR活動実績有り。	1.00
		実績なし(地域貢献の取組が認められない。)	0.00

1. 評価項目及び評価基準の補足及び注意事項

1) 評価の対象となる活動実績等は次の条件を満たすものとする。

① 活動等が当該場所等を所管する地域振興局管内で行われたもの

ただし、CSR活動は地域外(県内)を含む。

② 会社として取り組んだ活動等を対象とし、個人の資格でイベント等に参加したものは含めない。

③ CSR活動とは二酸化炭素吸収源対策等のために行う間伐等の森林整備に対する企業貢献をいう。

2) 県産材製品の建設資材、工作物への利活用実績とは、設計にない任意で施工した建設資材の活用や工作物(階段工、看板等)への利活用をいう。(設計の延長線上で施工した任意のものは含まない)

[技術者実績型]

別表3 評価項目（技術者実績型）

評価項目	評価内容	評価基準	配点	評点
【企業の技術力】				
工事成績※ （新潟県発注工事における土木部、交通政策局、農林水産部、農地部の4部局の工事成績※が対象） ※発注工種（業種）の工事成績を評価の対象とする	新潟県発注工事における過去5年間の工事成績※評定点の平均点	82点以上	1.00	(小数点以下第3位四捨五入2位止) / 1.00
		72点以上 82点未満 $評点 = 1.00 \times (\text{平均点} - 72) / 10$	1.00 ~ 0.00	
		65点以上72点未満 又は 実績なし	0.00	
		65点未満	-2.00	
新潟県発注工事における過去3か月の工事成績※評定点の最低点	65点以上 又は 実績なし 65点未満	65点以上 又は 実績なし	0.00	/ 0.00
		65点未満	-1.00	
【配置予定技術者の能力】				
技術者の能力	主任（監理）技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士又は技術士（〇〇部門） 【建築工事】1級建築施工管理技士又は1級建築士 【管工事】1級管工事施工管理技士又は技術士（上下水道部門、衛生工学部門又は機械部門（ただし「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」を選択した者に限る）に合格した者） 【電気工事】1級電気工事施工管理技士又は技術士（電気電子部門に合格した者） 工種や工事内容等を踏まえ、工事ごとに適切に設定（上記資格又は相当する資格を設定）する。	1.00	/ 1.00
		2級土木施工管理技士又は2級建設機械施工技士 【建築工事】2級建築施工管理技士又は2級建築士 【管工事】2級管工事施工管理技士 【電気工事】2級電気工事施工管理技士 ・工種や工事内容等を踏まえ、工事ごとに適切に設定（上記資格又は相当する資格を設定）する。 ・公告文等で1級を求める場合、この評価基準を削除する。	0.50	
		その他	0.00	
優秀技術者表彰等	【土木工事・農業土木工事・森林土木工事】 過去3か年度の新潟県優秀技術者表彰または新潟県優秀技術者証の有無 【建築・管・電気工事の場合】 過去5か年度の新潟県優秀技術者表彰または新潟県優秀技術者証の有無	優秀技術者表彰（知事表彰）あり	1.00	/ 1.00
		【土木工事・農業土木工事・森林土木工事】 優秀技術者証（地域機関交付）あり 【建築・管・電気工事の場合】 優秀技術者証（建築担当課交付）あり	0.50	
		上記以外	0.00	

[技術者実績型]

継続教育（CPD）の取組状況	前年度の継続教育（CPD）の取得単位数	【推奨単位以上】 $1.0 \leq \alpha$ ($\alpha = a/b$) ※a=取得単位数, b=各団体推奨単位数 ※小数点以下第2位切捨て1位止	1.00	/ 1.00
		【推奨単位未満かつ5割以上】 $0.5 \leq \alpha < 1.0$ ($\alpha = a/b$) ※a=取得単位数, b=各団体推奨単位数 ※小数点以下第2位切捨て1位止	0.50	
		上記以外	0.00	
工事成績※ (新潟県発注工事における土木部、交通政策局、農林水産部、農地部の4部署の工事成績※が対象) ※全業種の工事成績を評価の対象とする	新潟県発注工事における過去5年間における主任(監理)技術者、現場代理人として完成した直近2件の工事成績※評定点の平均点	82点以上	3.00	(小数点以下第3位四捨五入2位止) / 3.00
		72点以上 82点未満 評点 = $3.00 \times (\text{平均点} - 72) / 10$	3.00 ~ 0.00	
		65点以上72点未満 又は 実績なし	0.00	
		65点未満	-2.00	

【地域貢献度・精通度】

災害時における活動実績等	<p>【土木工事の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去3か年度（当年度含む）の災害時における活動実績の有無 ・技術資料等の提出期限現在有効な防災協定の締結の有無（地域内における、国・旧公団・新潟県・市町村のもの） <p>【農業土木工事・森林土木工事の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去3か年度（当年度含む）の災害時における活動実績の有無 ・技術資料等の提出期限現在有効な防災協定の締結の有無（地域内における、国・旧公団・新潟県・市町村のもの） <p>※農業土木工事においては、土地改良区含む ※付表A, C参照</p> <p>【建築・管・電気工事の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去3か年度（当年度含む）の災害時における活動実績の有無 ・技術資料等の提出期限現在有効な防災協定の締結の有無（新潟県内における、国・旧公団・新潟県・市町村のもの） 	活動実績あり（防災協定の締結の有無を問わない）	0.50	/ 0.50
		活動実績はないが、防災協定の締結あり	0.25	
		実績・締結なし	0.00	

[技術者実績型]

<p>【土木工事の場合】 維持管理実績</p> <p>【農業土木工事の場合】 農地・農業用施設等の保全・耕作放棄防止活動実績又は維持管理活動実績</p> <p>【森林土木工事の場合】 森林整備活動等の実績</p> <p>【建築・管・電気工事の場合】 維持管理実績</p>	<p>【土木工事の場合】 過去3か年度（当年度含む）の道路除雪又は維持修繕（補修）実績の有無 （道路除雪は、地域内における国・旧公団・新潟県・市町村管理道路のもの、維持修繕は、当該地域整備部（事務所）管理施設のもの）</p> <p>【農業土木工事の場合】 過去3か年度（当年度含む）活動実績 ※付表B参照</p> <p>【森林土木工事の場合】 過去3か年度（当年度含む）活動実績 ※付表D参照</p> <p>【建築・管・電気工事の場合】 公共建築物の過去3か年度（当年度含む）の修繕（補修）実績の有無 （地域内における国・旧公団・新潟県・市町村のもの）</p>	<p>【土木工事の場合】 道路除雪及び維持修繕（補修）の両方の実績あり</p> <p>【農業土木工事の場合】 地域（範囲）内における活動実績あり</p> <p>【森林土木工事の場合】 地域貢献度の高い取組をしている。（2項目以上）又は地域内でのCSR活動実績有り。</p> <p>【建築・管・電気工事の場合】 緊急時における修繕（補修）実績あり</p>	1.00		
		<p>【土木工事の場合】 道路除雪又は維持修繕（補修）のいずれかの実績あり</p> <p>【農業土木工事の場合】 その他の地域（県内）における活動実績あり</p> <p>【森林土木工事の場合】 地域貢献の取組が認められる。（1項目）又は地域外（県内）でのCSR活動実績有り。</p> <p>【建築・管・電気工事の場合】 維持修繕（補修）実績あり</p>	0.50	／ 1.00	
		<p>公共建築物の過去3か年度（当年度含む）の修繕（補修）実績の有無 （地域内における国・旧公団・新潟県・市町村のもの）</p>	<p>実績なし（地域貢献の取組が認められない。）</p>	0.00	
<p>実働拠点</p>	<p>地域内における過去3年間継続した営業所（実働拠点）の有無</p>	<p>管内等に過去3年間継続した主たる営業所あり</p> <p>管内等に過去10年間継続した従たる営業所あり</p> <p>管内等に過去3年間継続した従たる営業所又は隣接の地域に過去3年間継続した主たる営業所あり</p> <p>県内に過去3年間継続した主たる営業所又は過去10年間継続した従たる営業所あり</p> <p>上記以外</p>	<p>1.00</p> <p>0.75</p> <p>0.50</p> <p>0.25</p> <p>0.00</p>	<p>／ 1.00</p>	
	<p>注) 県外企業の参加がない場合は、この評価基準を削除する</p>				
<p>地域調達</p>	<p>全ての下請負※における地域企業活用の有無</p> <p>※評価判定の対象となる下請企業は、契約額（請負額）500万円以上の一次・二次下請負とする</p> <p>注) 地域内調達又は県内調達が困難な工種がある場合や、調達先が特定の者に限定される場合は、「〇〇工種を除く」等の条件を加える</p> <p>注) 専門性の高い工法が主となる工事などで、県内にその工種を請負う下請企業がいないと想定される場合は、選択しないことができる</p>	<p>〔地域内調達〕 下請負※が以下のいずれかの条件を満たす場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設定する工種の下請負※が地域内企業、かつその他の工種の下請負※は県内企業 ・ 入札参加企業（元請企業）が地域内企業で下請負※がない場合 <p>注) 地域内に設定する工種を請負う下請企業がいないと想定される場合や、設定する工種における下請企業との契約額が500万円に満たないと想定される場合は、地域内調達を設定しない</p> <p>〔県内調達〕 下請負※が以下のいずれかの条件を満たす場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての下請負※が県内企業 ・ 入札参加企業（元請企業）が県内企業で下請負※がない場合 <p>上記以外</p>	<p>0.50</p> <p>0.25</p> <p>0.00</p>	<p>／ 0.50</p>	
<p>加算点</p>				<p>／ 10.00</p>	

[技術者実績型]

【各評価項目および評価基準に係る過去過去の期間の考え方】

	平成〇〇年度	前年度	発注年度	技術資料等の提出期限
・災害時における活動実績等 【土木工事】維持管理実績 【農業土木工事】農地・農業用施設等の保全・耕作放棄防止 活動実績又は維持管理活動実績 【森林土木工事】森林整備活動等の実績				技術資料等の提出期限の前年度から過去〇〇か年度及び今年度の4月1日から技術資料等提出期限まで
・工事成績の平均点・最低点（企業）				技術資料等の提出期限から1か月遡った日の前月から過去〇か年、〇か月
・工事成績の平均点（技術者）				技術資料等の提出期限から1か月遡った日の前月から過去〇か年のうち直近2件
・優秀技術者表彰等 ・ICT活用工事の実績				技術資料等の提出期限の前年度から過去〇年度
・継続教育（CPD）の取組状況				技術資料等の提出期限の前年度
・実働拠点				技術資料等の提出期限から過去〇〇年間継続。ただし、過去10年間継続した従たる営業所であって、管内等の地域における実績により主たる営業所と同等に取り扱う条件の期間：技術資料等の提出期限の前年度から過去5か年度

<別表3 付表>

農業土木工事

A 災害時における活動実績等

1. 評価項目及び評価基準の補足及び注意事項

- 1) 「災害時における活動実績等」の活動実績とは、設定する地域(範囲)内で技術資料等の提出期限までに完了した以下のものをいう。(ただし、通常の維持管理の範ちゅうであると認められるものは含まない。)
- 緊急性を要し、指示書等で対応した
 - ①農地・農業用施設を対象とした活動
 - ・災害復旧工事の応急工事等(査定等の前に実施しているもの)
 - ・災害応急ポンプの貸出し等
 - ・災害時の点検、パトロール等
 - ・農地・農業用施設の小規模災害復旧等(非国庫補助)において緊急的に指示書で実施した工事
 - ②家畜伝染病まん延防止に係る防疫作業
- 2) 「災害時における活動実績等」の防災協定とは、設定する地域(範囲)内において技術資料提出期限現在有効な協定とする。(1社が単独で締結している防災協定を含む。)
- なお、新潟県と締結している防災協定は、県内すべての地域で有効とする。

B 農地・農業用施設等の保全・耕作放棄防止活動実績又は維持管理活動実績

農地・農業用施設等の保全・耕作放棄防止活動又は維持管理活動実績	過去3か年度※の農地・農業用施設等の保全・耕作放棄防止活動又は維持管理活動実績の有無(県、市町村、土地改良区、保全活動組織、農家組合等が実施する活動に対する企業としての参加又は協力)	・地域(範囲)内における活動実績あり ・協定に基づいた通年の活動実績あり	1.00
		その他の地域(県内)における活動実績あり	0.50
		実績なし	0.00

(※農地・農業用施設に関係する区域又は施設が対象であり、河川又は道路のみの場合は対象としない。)

1. 評価項目及び評価基準の補足及び注意事項

- 1) 「農地・農業用施設等の保全活動実績」、「耕作放棄防止活動実績」とは、以下のものをいう。(ただし、社員が個人の資格で参加した活動は含まない。)
- 農地・農業用施設等の保全活動、耕作放棄防止活動に機材等を提供したもの
 - ・江ざらい・道普請におけるダンプトラック・バックホウの貸出し等
 - 農地・農業用施設等の保全活動に技術的支援を行ったもの
 - ・共同作業として行う道・水路の舗装における丁張出し等
 - ・グラウンドカバープランツの植栽方法の指導等
 - 農地・農業用施設等の保全活動に企業支援を行ったもの
 - ・企業の地域貢献、企業力向上、人材育成などを目的として参加した棚田みらい応援団や棚田サポーター活動等として参加した企業。農業分野へ企業として参入し保全活動しているもの。
 - 中山間地域直接支払制度の集落協定への参加

- 2) 「農地・農業用施設の維持管理実績」とは以下のものをいう。(ただし、災害時における活動の範ちゅうであると認められるものは含まない。)
- 単価契約等による日常的な維持管理活動
 - ・用排水路・用排水機場等の修繕(補修)、除草等
 - 指示書等による緊急的又は単発的な維持管理活動
 - ・用排水路・用排水機場等の修繕(補修)等
 - ・バイパス等の通水試験等

※「単価契約等による日常的な維持管理活動」とは、取水期間や耕作期間などの一定期間において、維持管理(修繕)契約(単価契約等)を締結し、一定期間を通じた維持管理(修繕)体制が確保され、農業用施設や管理道路のパトロール、除草、浚渫や農業用施設の点検が実施されたと認められるものが評価の対象で、除草、修繕等そのものを目的に発注された除草、浚渫、修繕(補修)委託や工事業務等は評価の対象としない。

※「指示書等による緊急的維持管理活動」とは、当該農業(農林)振興(農村整備、農林水産振興)部、市町村、土地改良区等の指示により緊急的(又は単発的)に対応した当該土地改良施設の維持修繕活動を指しており、指示書又は指示書に基づく契約書が存在するものを評価し、指示書又は指示書に基づく契約書の残存しないものや指示していない自主的な活動は評価対象としない。

森林土木工事

C 災害時における活動実績等

1. 評価項目及び評価基準の補足及び注意事項

- 1) 「災害時における活動実績等」の活動実績とは、設定する地域(範囲)内で技術資料等の提出期限までに完了した以下のものをいう。(ただし、通常の維持管理の範ちゅうであると認められるものは含まない。)
- 緊急性を要し、指示書等で対応した
 - ①森林・治山林道施設を対象とした活動
 - ・災害復旧工事の応急工事等(査定等の前に実施しているもの)
 - ・災害応急ポンプの貸出し等
 - ・災害時の点検、パトロール等
 - ②家畜伝染病まん延防止に係る防疫作業
- 2) 「災害時における活動実績等」の防災協定とは、設定する地域(範囲)内において技術資料提出期限現在有効な協定とする。(1社が単独で締結している防災協定を含む。)
- なお、新潟県と締結している防災協定は、県内すべての地域で有効とする。

D 森林整備活動等の実績

森林整備活動等の実績	過去3か年度の ・自社所有林や受託での森林整備活動 ・治山・林道の維持活動 ・県産材製品の建設資材、工作物への利活用 ・企業の森、カーボンオフセット等森林整備に対するCSR活動	地域貢献度の高い取組をしている。(2項目以上)又は地域内でのCSR活動実績有り。	1.00
		地域貢献の取組が認められる。(1項目)又は地域外(県内)でのCSR活動実績有り。	0.50
		実績なし(地域貢献の取組が認められない。)	0.00

1. 評価項目及び評価基準の補足及び注意事項

- 1) 評価の対象となる活動実績等は次の条件を満たすものとする。
- ① 活動等が当該場所等を所管する地域振興局管内で行われたもの
ただし、CSR活動は地域外(県内)を含む。
 - ② 会社として取り組んだ活動等を対象とし、個人の資格でイベント等に参加したものは含まない。
 - ③ CSR活動とは二酸化炭素吸収源対策等のために行う間伐等の森林整備に対する企業貢献をいう。

2) 県産材製品の建設資材、工作物への利活用実績とは、設計にない任意で施工した建設資材の活用や工作物(階段工、看板等)への利活用をいう。(設計の延長線上で施工した任意のものは含まない)

[施工計画確認型]

別表4 評価項目（施工計画確認型）

評価項目	評価内容	評価基準	配点	評点
【企業の技術力】				
同種工事の実績 <small>（注）運用基準 別紙参照</small>	過去15か年度（当年度含む）の同種工事の実績の有無（技術資料提出期限まで完了） （実績は、国・旧公団・都道府県・市町村の発注工事以外での実績を含む請負金額が500万円以上の工事）	国・旧公団・都道府県・市町村の発注工事の実績あり	0.50	／ 0.50
		上記以外	0.00	
工事成績※ （新潟県発注工事における土木部、交通政策局、農林水産部、農地部の4部局の工事成績※が対象） ※発注工種（業種）の工事成績を評価の対象とする	新潟県発注工事における過去5年間の工事成績※評定点の平均点	82点以上	5.00	(小数点以下第3位四捨五入2位止) ／ 5.00
		72点以上 82点未満 評点=5.00×(平均点-72)÷10	5.00 ~ 0.00	
		65点以上72点未満 又は 実績なし	0.00	
		65点未満	-2.00	
新潟県発注工事における過去3か月の工事成績※評定点の最低点	65点以上 又は 実績なし	0.00	／ 0.00	
	65点未満	-1.00		
優良工事表彰等	【土木工事・農業土木工事・森林土木工事】 過去3か年度の新潟県優良工事表彰又は新潟県優良工事証の有無 【建築・管・電気工事の場合】 過去5か年度の新潟県優良工事表彰又は新潟県優良工事証の有無	優良工事表彰（知事表彰）あり	0.50	／ 0.50
		【土木工事・農業土木工事・森林土木工事】 優良工事証（地域機関交付）あり 【建築・管・電気工事の場合】 優良工事証（建築担当課交付）あり	0.25	
		上記以外	0.00	
登録基幹技能者の活用	配置・活用の有無 県内の登録基幹技能者の資格を有する者を評価の対象とする(元請け、下請けを問わない) なお、指定する職種は以下の職種とし、いずれか1つ以上が該当すれば評価する 〔指定職種〕 ①登録〇〇基幹技能者 ②登録△△基幹技能者 ③登録□□基幹技能者	配置・活用する	0.50	／ 0.50
		上記以外	0.00	

[施工計画確認型]

【配置予定技術者の能力】

技術者の能力	主任(監理)技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士(又は1級建設機械施工技士)、かつ技術士(〇〇部門) 【建築工事】1級建築施工管理技士、かつ1級建築士 【管工事】1級管工事施工管理技士、かつ技術士(上下水道部門、衛生工学部門又は機械部門(ただし「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」を選択した者に限る)に合格した者) 【電気工事】1級電気工事施工管理技士、かつ技術士(電気電子部門に合格した者)	0.50	/ 0.50
		1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士 又は 技術士(〇〇部門) 【建築工事】1級建築施工管理技士 又は1級建築士 【管工事】1級管工事施工管理技士 又は技術士(上下水道部門、衛生工学部門又は機械部門(ただし「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」を選択した者に限る)に合格した者) 【電気工事】1級電気工事施工管理技士又は技術士(電気電子部門に合格した者)	0.25	
		その他	0.00	
同種工事の実績	過去15か年度(当年度含む)の同種工事の実績の有無(技術資料提出期限まで完了) (実績は、国・旧公団・都道府県・市町村の発注工事で県外での実績を含む請負金額が500万円以上の工事)	国・旧公団・都道府県・市町村の発注工事で元請工事の主任技術者・監理技術者・監理技術者補佐・現場代理人の実績あり又は担当技術者としての1年以上の実績あり	0.50	/ 0.50
		国・旧公団・都道府県・市町村の発注工事で担当技術者としての半年以上の実績あり	0.25	
		上記以外	0.00	
優秀技術者表彰等	【土木工事・農業土木工事・森林土木工事】 過去3か年度の新潟県優秀技術者表彰または新潟県優秀技術者証の有無 【建築・管・電気工事の場合】 過去5か年度の新潟県優秀技術者表彰または新潟県優秀技術者証の有無	優秀技術者表彰(知事表彰)あり	0.50	/ 0.50
		【土木工事・農業土木工事・森林土木工事】 優秀技術者証(地域機関交付)あり 【建築・管・電気工事の場合】 優秀技術者証(建築担当課交付)あり	0.25	
		上記以外	0.00	

[施工計画確認型]

継続教育（CPD）の取組状況	前年度の継続教育（CPD）の取得単位数	【推奨単位以上】 $1.0 \leq \alpha$ ($\alpha = a/b$) ※a=取得単位数, b=各団体推奨単位数 ※小数点以下第2位切捨て1位止	0.50	/ 0.50
		【推奨単位未満かつ5割以上】 $0.5 \leq \alpha < 1.0$ ($\alpha = a/b$) ※a=取得単位数, b=各団体推奨単位数 ※小数点以下第2位切捨て1位止	0.25	
		上記以外	0.00	

【地域貢献度・精通度】

Made in 新潟新技術の活用	「Made in 新潟 新技術普及制度」登録技術の活用	2 技術※の活用あり ※申請技術のうち、活用の目的が当該工事に合致し、現場条件に適合するもの	0.50	/ 0.50
		1 技術※の活用あり ※申請技術のうち、活用の目的が当該工事に合致し、現場条件に適合するもの	0.25	
		上記以外	0.00	
災害時における活動実績等	<p>【土木工事の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去3か年度（当年度含む）の災害時における活動実績の有無 ・技術資料等の提出期限現在有効な防災協定の締結の有無（地域内における、国・旧公団・新潟県・市町村のもの） <p>【農業土木工事・森林土木工事の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去3か年度（当年度含む）の災害時における活動実績の有無 ・技術資料等の提出期限現在有効な防災協定の締結の有無（地域内における、国・旧公団・新潟県・市町村のもの） ※農業土木工事においては、土地改良区含む ※付表A, C参照 <p>【建築・管・電気工事の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去3か年度（当年度含む）の災害時における活動実績の有無 ・技術資料等の提出期限現在有効な防災協定の締結の有無（新潟県内における、国・旧公団・新潟県・市町村のもの） 	活動実績あり（防災協定の締結の有無を問わない）	1.00	/ 1.00
		活動実績はないが、防災協定の締結あり	0.50	
		実績・締結なし	0.00	

[施工計画確認型]

<p>【土木工事の場合】 維持管理実績</p> <p>【農業土木工事の場合】 農地・農業用施設等の保全・耕作放棄防止活動実績又は維持管理活動実績</p> <p>【森林土木工事の場合】 森林整備活動等の実績</p> <p>【建築・管・電気工事の場合】 維持管理実績</p>	<p>【土木工事の場合】 過去3か年度（当年度含む）の道路除雪又は維持修繕（補修）実績の有無 （道路除雪は、地域内における国・旧公団・新潟県・市町村管理道路のもの、維持修繕は、当該地域整備部（事務所）管理施設のもの）</p> <p>【農業土木工事の場合】 過去3か年度（当年度含む）活動実績 ※付表B参照</p> <p>【森林土木工事の場合】 過去3か年度（当年度含む）活動実績 ※付表D参照</p> <p>【建築・管・電気工事の場合】 公共建築物の過去3か年度（当年度含む）の修繕（補修）実績の有無 （地域内における国・旧公団・新潟県・市町村のもの）</p>	<p>【土木工事の場合】 道路除雪及び維持修繕（補修）の両方の実績あり</p> <p>【農業土木工事の場合】 地域（範囲）内における活動実績あり</p> <p>【森林土木工事の場合】 地域貢献度の高い取組をしている。（2項目以上）又は地域内でのCSR活動実績有り。</p> <p>【建築・管・電気工事の場合】 緊急時における修繕（補修）実績あり</p> <p>【土木工事の場合】 道路除雪又は維持修繕（補修）のいずれかの実績あり</p> <p>【農業土木工事の場合】 その他の地域（県内）における活動実績あり</p> <p>【森林土木工事の場合】 地域貢献の取組が認められる。（1項目）又は地域外（県内）でのCSR活動実績あり。</p> <p>【建築・管・電気工事の場合】 維持修繕（補修）実績あり</p> <p>実績なし（地域貢献の取組が認められない。）</p>	<p>2.00</p> <p>1.00</p> <p>0.00</p>	<p>／ 2.00</p>
<p>実働拠点</p>	<p>地域内における過去3年間継続した営業所（実働拠点）の有無</p>	<p>管内等に過去3年間継続した主たる営業所あり</p> <p>管内等に過去10年間継続した従たる営業所あり</p> <p>管内等に過去3年間継続した従たる営業所又は隣接の地域に過去3年間継続した主たる営業所あり</p> <p>県内に過去3年間継続した主たる営業所又は過去10年間継続した従たる営業所あり</p> <p>上記以外</p>	<p>2.00</p> <p>1.50</p> <p>1.00</p> <p>0.50</p> <p>0.00</p>	<p>／ 2.00</p>
<p>地域調達</p>	<p>全ての下請負[※]における地域企業活用の有無</p> <p>※評価判定の対象となる下請企業は、契約額（請負額）500万円以上の一次・二次下請負とする</p>	<p>〔地域内調達〕 下請負[※]が以下のいずれかの条件を満たす場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設定する工種の下請負[※]が地域内企業、かつその他の工種の下請負[※]は県内企業 ・入札参加企業（元請企業）が地域内企業で下請負[※]がない場合 <p>〔県内調達〕 下請負[※]が以下のいずれかの条件を満たす場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての下請負[※]が県内企業 ・入札参加企業（元請企業）が県内企業で下請負[※]がない場合 <p>上記以外</p>	<p>2.00</p> <p>1.00</p> <p>0.00</p>	<p>／ 2.00</p>

注) 県外企業の参加がない場合は、この評価基準を削除する

注) 地域内調達又は県内調達が困難な工種がある場合や、調達先が特定の者に限定される場合は、「〇〇工種を除く」等の条件を加える

注) 地域内に設定する工種を請負う下請企業がないと想定される場合や、設定する工種における下請企業との契約額が500万円に満たないと想定される場合は、地域内調達を設定しない

注) 専門性の高い工法が主となる工事などで、県内にその工種を請負う下請企業がないと想定される場合は、選択しないことができる

[施工計画確認型]

【担い手育成・確保】

若手技術者の配置	若手技術者の配置の有無 主任(監理)技術者に40歳未満の者を配置	40歳未満の者の配置あり	0.50	/ 0.50
		上記以外	0.00	
WLB(ワーク・ライフ・バランス)の推進	WLB企業認定等の有無 〔対象制度〕 ①新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業 ②にいがた健康経営推進企業 ③えるぼし認定 ④くるみん認定 ⑤ユースエール認定	いずれか2つ以上の認定等あり	0.50	/ 0.50
		いずれか1つの認定等あり	0.25	
		上記以外	0.00	
ICT活用工事の取組	受注者希望型での発注をする場合におけるICT活用工事の取組申請の有無 注)土木工事、農業土木工事及び森林土木工事で該当の場合に評価。建築・管・電気工事、港湾工事、漁港関係工事は除く。	「全面活用施工」を実施する	0.50	/ 0.50
		「ICT建機活用施工」又は「簡易型活用施工」を実施する	0.25	
		実施しない	0.00	
ICT活用工事の実績 ※(土木or農業土木or森林土木)工事の実績を評価の対象とする	新潟県発注の〇〇工事でのICT活用工事の実績の有無 注)土木工事、農業土木工事及び森林土木工事で評価(必須項目)。建築・管・電気工事、港湾工事、漁港関係工事は除く。	過去3か年度に完了したICT活用工事の実績あり(新潟県発注工事)	0.50	/ 0.50
		実績なし	0.00	

【簡易な施工計画】

簡易な施工計画	確実な施工を確保するための施工上の配慮すべき事項について評価を行う。	工事特性の理解度と記述内容の妥当性により評価する。 2項目の場合 項目A:4.0点 項目B:4.0点 1項目の場合 項目A:8.0点	8.00	3者で評価し、その平均点を評点とする。(小数点以下第3位四捨五入2位止) / 8.00
			~	
			0.00	

加算点		/ 26.00
-----	--	---------

【各評価項目および評価基準に係る過去過去の期間の考え方】

	〇〇年	前年度	発注年度	技術資料等の提出期限
・企業・技術者の同種工事の実績 ・災害時における活動実績等 【土木工事】維持管理実績 【農業土木工事】農地・農業用施設等の保全・耕作放棄防止活動実績又は維持管理活動実績 【森林土木工事】森林整備活動等の実績	←			技術資料等の提出期限の前年度から過去〇〇か年度及び今年度の4月1日から技術資料等提出期限まで
・工事成績の平均点・最低点(企業)	←			技術資料等の提出期限から1か月遡った日の前月から過去〇か年、〇か月
・工事成績の平均点(技術者)	←			技術資料等の提出期限から1か月遡った日の前月から過去〇か年のうち直近2件
・優良工事・優秀技術者表彰等 ・ICT活用工事の実績	←			技術資料等の提出期限の前年度から過去〇年度
・継続教育(CPD)の取組状況	←			技術資料等の提出期限の前年度
・実働拠点	←			技術資料等の提出期限から過去〇〇年間継続。ただし、過去10年間継続した従たる営業所であって、管内等の地域における実績により主たる営業所と同等に取り扱う条件の期間：技術資料等の提出期限の前年度から過去5か年度
・担い手育成・確保(若手技術者の配置・WLBの推進)	←			技術資料等の提出期限日

<別表4 付表>

農業土木工事

A 災害時における活動実績等

1. 評価項目及び評価基準の補足及び注意事項

1) 「災害時における活動実績等」の活動実績とは、設定する地域(範囲)内で技術資料等の提出期限までに完了した以下のものをいう。(ただし、通常の維持管理の範ちゅうであると認められるものは含まない。)

○緊急性を要し、指示書等で対応した

①農地・農業用施設を対象とした活動

- ・災害復旧工事の応急工事等(査定等の前に実施しているもの)
- ・災害応急ポンプの貸出し等
- ・災害時の点検、パトロール等
- ・農地・農業用施設の小規模災害復旧等(非国庫補助)において緊急的に指示書で実施した工事

②家畜伝染病まん延防止に係る防疫作業

2) 「災害時における活動実績等」の防災協定とは、設定する地域(範囲)内において技術資料提出期限現在有効な協定とする。(1社が単独で締結している防災協定を含む。)
なお、新潟県と締結している防災協定は、県内すべての地域で有効とする。

B 農地・農業用施設等の保全・耕作放棄防止活動実績又は維持管理活動実績

農地・農業用施設等の保全・耕作放棄防止活動又は維持管理活動実績	過去3か年度※の農地・農業用施設等の保全・耕作放棄防止活動又は維持管理活動実績の有無(県、市町村、土地改良区、保全活動組織、農家組合等が実施する活動に対する企業としての参加又は協力)	・地域(範囲)内における活動実績あり ・協定に基づいた通年の活動実績あり	2.00
	その他の地域(県内)における活動実績あり		1.00
	実績なし		0.00

(※農地・農業用施設に係る区域又は施設が対象であり、河川又は道路のみの場合は対象としない。)

1. 評価項目及び評価基準の補足及び注意事項

1) 「農地・農業用施設等の保全活動実績」、「耕作放棄防止活動実績」とは、以下のものをいう。

(ただし、社員が個人の資格で参加した活動は含まない。)

○農地・農業用施設等の保全活動、耕作放棄防止活動に機材等を提供したもの

- ・江ざらい・道普請におけるダンプトラック・バックホウの貸出し等

○農地・農業用施設等の保全活動に技術的支援を行ったもの

- ・共同作業として行う道・水路の舗装における丁張出し等
- ・グラウンドカバープランツの植栽方法の指導等

○農地・農業用施設等の保全活動に企業支援を行ったもの

- ・企業の地域貢献、企業力向上、人材育成などを目的として参加した棚田みらい応援団や棚田サポーター活動等として参加した企業、農業分野へ企業として参入し保全活動しているもの。

○中山間地域直接支払制度の集落協定への参加

2) 「農地・農業用施設の維持管理実績」とは以下のものをいう。

(ただし、災害時における活動の範ちゅうであると認められるものは含まない。)

○単価契約等による日常的な維持管理活動

- ・用排水路・用排水機場等の修繕(補修)、除草等

○指示書等による緊急的又は単発的な維持管理活動

- ・用排水路・用排水機場等の修繕(補修)等
- ・パイプライン等の通水試験等

※「単価契約等による日常的な維持管理活動」とは、取水期間や耕作期間などの一定期間において、維持管理(修繕)契約(単価契約等)を締結し、一定期間を通じた維持管理(修繕)体制が確保され、農業用施設や管理道路のパトロール、除草、浚渫や農業用施設の点検が実施されたものと認められるものが評価の対象で、除草、修繕等そのものを目的に発注された除草、浚渫、修繕(補修)委託や工事業務等は評価の対象としない。

※「指示書等による緊急的維持管理活動」とは、当該農業(農林)振興(農村整備、農林水産振興)部、市町村、土地改良区等の指示により緊急的(又は単発的)に対応した当該土地改良施設の維持修繕活動を指しており、指示書又は指示書に基づく契約書が存在するものを評価し、指示書又は指示書に基づく契約書の残存しないものや指示していない自主的な活動は評価対象としない。

森林土木工事

C 災害時における活動実績等

1. 評価項目及び評価基準の補足及び注意事項

1) 「災害時における活動実績等」の活動実績とは、設定する地域(範囲)内で技術資料等の提出期限までに完了した以下のものをいう。(ただし、通常の維持管理の範ちゅうであると認められるものは含まない。)

○緊急性を要し、指示書等で対応した

①森林・治山林道施設を対象とした活動

- ・災害復旧工事の応急工事等(査定等の前に実施しているもの)
- ・災害応急ポンプの貸出し等
- ・災害時の点検、パトロール等

②家畜伝染病まん延防止に係る防疫作業

2) 「災害時における活動実績等」の防災協定とは、設定する地域(範囲)内において技術資料提出期限現在有効な協定とする。(1社が単独で締結している防災協定を含む。)
なお、新潟県と締結している防災協定は、県内すべての地域で有効とする。

D 森林整備活動等の実績

森林整備活動等の実績	過去3か年度の ・自社所有林や受託での森林整備活動 ・治山・林道の維持活動 ・県産材製品の建設資材、工作物への利活用 ・企業の森、カーボンオフセット等森林整備に対するCSR活動	地域貢献度の高い取組をしている。(2項目以上)又は地域内でのCSR活動実績有り。	2.00
		地域貢献の取組が認められる。(1項目)又は地域外(県内)でのCSR活動実績有り。	1.00
		実績なし(地域貢献の取組が認められない。)	0.00

1. 評価項目及び評価基準の補足及び注意事項

1) 評価の対象となる活動実績等は次の条件を満たすものとする。

① 活動等が当該場所等を所管する地域振興局管内で行われたもの

ただし、CSR活動は地域外(県内)を含む。

② 会社として取り組んだ活動等を対象とし、個人の資格でイベント等に参加したものは含まない。

③ CSR活動とは二酸化炭素吸収源対策等のために行う間伐等の森林整備に対する企業貢献をいう。

2) 県産材製品の建設資材、工作物への利活用実績とは、設計にない任意で施工した建設資材の活用や工作物(階段工、看板等)への利活用をいう。(設計の延長線上で施工した任意のものは含まない)

[技術評価型・高度技術提案型]

別表5 評価項目（技術評価型）

評価項目	評価内容	評価基準	配点	評点
【企業の技術力】				
同種工事の実績 <small>(注)運用基準 別紙参照</small>	過去15か年度（当年度含む）の同種工事の実績の有無（技術資料提出期限まで完了） （実績は、国・旧公団・都道府県・市町村の発注工事で県外での実績を含む請負金額が500万円以上の工事）	国・旧公団・都道府県・市町村の発注工事の実績あり	0.50	／ 0.50
		上記以外	0.00	
工事成績※ （新潟県発注工事における土木部、交通政策局、農林水産部、農地部の4部局の工事成績※が対象） ※発注工種（業種）の工事成績を評価の対象とする	新潟県発注工事における過去5年間の工事成績※評定点の平均点	82点以上	5.00	(小数点以下第3位四捨五入2位止) ／ 5.00
		72点以上 82点未満 評点=5.00×(平均点-72)÷10	5.00 ~ 0.00	
		65点以上72点未満 又は 実績なし	0.00	
		65点未満	-2.00	
新潟県発注工事における過去3か月の工事成績※評定点の最低点	65点以上 又は 実績なし	0.00	／ 0.00	
	65点未満	-1.00		
優良工事表彰等	【土木工事・農業土木工事・森林土木工事】 過去3か年度の新潟県優良工事表彰又は新潟県優良工事証の有無 【建築・管・電気工事の場合】 過去5か年度の新潟県優良工事表彰又は新潟県優良工事証の有無	優良工事表彰（知事表彰）あり	0.50	／ 0.50
		【土木工事・農業土木工事・森林土木工事】 優良工事証（地域機関交付）あり 【建築・管・電気工事の場合】 優良工事証（建築担当課交付）あり	0.25	
		上記以外	0.00	
登録基幹技能者の活用	配置・活用の有無 県内の登録基幹技能者の資格を有する者を評価の対象とする(元請け、下請けを問わない) なお、指定する職種は以下の職種とし、いずれか1つ以上が該当すれば評価する 〔指定職種〕 ①登録〇〇基幹技能者 ②登録△△基幹技能者 ③登録□□基幹技能者	配置・活用する	0.50	／ 0.50
		上記以外	0.00	

[技術評価型・高度技術提案型]

【配置予定技術者の能力】

技術者の能力	主任(監理)技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士(又は1級建設機械施工技士)、かつ技術士(〇〇部門) 【建築工事】1級建築施工管理技士、かつ1級建築士 【管工事】1級管工事施工管理技士、かつ技術士(上下水道部門、衛生工学部門又は機械部門(ただし「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」を選択した者に限る)に合格した者) 【電気工事】1級電気工事施工管理技士、かつ技術士(電気電子部門に合格した者)	0.50	/ 0.50
		<div style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">工種や工事内容等を踏まえ、工事ごとに適切に設定(上記資格又は相当する資格を設定)する。</div>		
		1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士 又は 技術士(〇〇部門) 【建築工事】1級建築施工管理技士 又は1級建築士 【管工事】1級管工事施工管理技士 又は技術士(上下水道部門、衛生工学部門又は機械部門(ただし「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」を選択した者に限る)に合格した者) 【電気工事】1級電気工事施工管理技士又は技術士(電気電子部門に合格した者)	0.25	
	その他		0.00	
同種工事の実績	過去15か年度(当年度含む)の同種工事の実績の有無(技術資料提出期限まで完了) (実績は、国・旧公団・都道府県・市町村の発注工事以外での実績を含む請負金額が500万円以上の工事)	国・旧公団・都道府県・市町村の発注工事で元請工事の主任技術者・監理技術者・監理技術者補佐・現場代理人の実績あり又は担当技術者としての1年以上の実績あり	0.50	/ 0.50
		国・旧公団・都道府県・市町村の発注工事で担当技術者としての半年以上の実績あり	0.25	
		上記以外	0.00	
<div style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">注)運用基準 別紙参照</div>				
優秀技術者表彰等	【土木工事・農業土木工事・森林土木工事】 過去3か年度の新潟県優秀技術者表彰または新潟県優秀技術者証の有無 【建築・管・電気工事の場合】 過去5か年度の新潟県優秀技術者表彰または新潟県優秀技術者証の有無	優秀技術者表彰(知事表彰)あり	0.50	/ 0.50
		【土木工事・農業土木工事・森林土木工事】 優秀技術者証(地域機関交付)あり 【建築・管・電気工事の場合】 優秀技術者証(建築担当課交付)あり	0.25	
		上記以外	0.00	

[技術評価型・高度技術提案型]

継続教育（CPD）の取組状況	前年度の継続教育（CPD）の取得単位数	【推奨単位以上】 $1.0 \leq \alpha$ ($\alpha = a/b$) ※a=取得単位数, b=各団体推奨単位数 ※小数点以下第2位切捨て1位止	0.50	/ 0.50
		【推奨単位未満かつ5割以上】 $0.5 \leq \alpha < 1.0$ ($\alpha = a/b$) ※a=取得単位数, b=各団体推奨単位数 ※小数点以下第2位切捨て1位止	0.25	
		上記以外	0.00	

【地域貢献度・精通度】

Made in 新潟新技術の活用	「Made in 新潟 新技術普及制度」登録技術の活用	2 技術※の活用あり ※申請技術のうち、活用の目的が当該工事に合致し、現場条件に適合するもの	0.50	/ 0.50
		1 技術※の活用あり ※申請技術のうち、活用の目的が当該工事に合致し、現場条件に適合するもの	0.25	
		上記以外	0.00	
災害時における活動実績等	<p>【土木工事の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去3か年度（当年度含む）の災害時における活動実績の有無 ・技術資料等の提出期限現在有効な防災協定の締結の有無（地域内における、国・旧公団・新潟県・市町村のもの） <p>【農業土木工事・森林土木工事の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去3か年度（当年度含む）の災害時における活動実績の有無 ・技術資料等の提出期限現在有効な防災協定の締結の有無（地域内における、国・旧公団・新潟県・市町村のもの） ※農業土木工事においては、土地改良区含む ※付表A, C参照 <p>【建築・管・電気工事の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去3か年度（当年度含む）の災害時における活動実績の有無 ・技術資料等の提出期限現在有効な防災協定の締結の有無（新潟県内における、国・旧公団・新潟県・市町村のもの） 	活動実績あり（防災協定の締結の有無を問わない）	1.00	/ 1.00
		活動実績はないが、防災協定の締結あり	0.50	
		実績・締結なし	0.00	

[技術評価型・高度技術提案型]

<p>【土木工事の場合】 維持管理実績</p> <p>【農業土木工事の場合】 農地・農業用施設等の保全・耕作放棄防止活動実績又は維持管理活動実績</p> <p>【森林土木工事の場合】 森林整備活動等の実績</p> <p>【建築・管・電気工事の場合】 維持管理実績</p>	<p>【土木工事の場合】 過去3か年度（当年度含む）の道路除雪又は維持修繕（補修）実績の有無 （道路除雪は、地域内における国・旧公団・新潟県・市町村管理道のもの、維持修繕は、当該地域整備部（事務所）管理施設のもの）</p> <p>【農業土木工事の場合】 過去3か年度（当年度含む）活動実績 ※付表B参照</p> <p>【森林土木工事の場合】 過去3か年度（当年度含む）活動実績 ※付表D参照</p> <p>【建築・管・電気工事の場合】 公共建築物の過去3か年度（当年度含む）の修繕（補修）実績の有無 （地域内における国・旧公団・新潟県・市町村のもの）</p>	<p>【土木工事の場合】 道路除雪及び維持修繕（補修）の両方の実績あり</p> <p>【農業土木工事の場合】 地域（範囲）内における活動実績あり</p> <p>【森林土木工事の場合】 地域貢献度の高い取組をしている。（2項目以上）又は地域内でのCSR活動実績有り。</p> <p>【建築・管・電気工事の場合】 緊急時における修繕（補修）実績あり</p> <p>【土木工事の場合】 道路除雪又は維持修繕（補修）のいずれかの実績あり</p> <p>【農業土木工事の場合】 その他の地域（県内）における活動実績あり</p> <p>【森林土木工事の場合】 地域貢献の取組が認められる。（1項目）又は地域外（県内）でのCSR活動実績あり。</p> <p>【建築・管・電気工事の場合】 維持修繕（補修）実績あり</p> <p>実績なし（地域貢献の取組が認められない。）</p>	<p>1.00</p> <p>0.50</p> <p>0.00</p>	<p>／ 1.00</p>
<p>実働拠点</p>	<p>地域内における過去3年間継続した営業所（実働拠点）の有無</p>	<p>管内等に過去3年間継続した主たる営業所あり</p> <p>管内等に過去10年間継続した従たる営業所あり</p> <p>管内等に過去3年間継続した従たる営業所又は隣接の地域に過去3年間継続した主たる営業所あり</p> <p>県内に過去3年間継続した主たる営業所又は過去10年間継続した従たる営業所あり</p> <p>上記以外</p>	<p>2.00</p> <p>1.50</p> <p>1.00</p> <p>0.50</p> <p>0.00</p>	<p>／ 2.00</p>
<p>地域調達</p>	<p>全ての下請負[※]における地域企業活用の有無</p> <p>※評価判定の対象となる下請企業は、契約額（請負額）500万円以上の一次・二次下請負とする</p>	<p>〔地域内調達〕 下請負[※]が以下のいずれかの条件を満たす場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設定する工種の下請負[※]が地域内企業、かつその他の工種の下請負[※]は県内企業 ・入札参加企業（元請企業）が地域内企業で下請負[※]がない場合 <p>〔県内調達〕 下請負[※]が以下のいずれかの条件を満たす場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての下請負[※]が県内企業 ・入札参加企業（元請企業）が県内企業で下請負[※]がない場合 <p>上記以外</p>	<p>2.00</p> <p>1.00</p> <p>0.00</p>	<p>／ 2.00</p>

注) 県外企業の参加がない場合は、この評価基準を削除する

注) 地域内調達又は県内調達が困難な工種がある場合や、調達先が特定の者に限定される場合は、「〇〇工種を除く」等の条件を加える

注) 地域内に設定する工種を請負う下請企業がないと想定される場合や、設定する工種における下請企業との契約額が500万円に満たないと想定される場合は、地域内調達を設定しない

注) 専門性の高い工法が主となる工事などで、県内にその工種を請負う下請企業がないと想定される場合は、選択しないことができる

[技術評価型・高度技術提案型]

【担い手育成・確保】

若手技術者の配置	若手技術者の配置の有無 主任(監理)技術者に40歳未満の者を配置	40歳未満の者の配置あり	0.50	／ 0.50
		上記以外	0.00	
WLB(ワーク・ライフ・バランス)の推進	WLB企業認定等の有無 〔対象制度〕 ①新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業 ②にいがた健康経営推進企業 ③えるぼし認定 ④くるみん認定 ⑤ユースエール認定	いずれか2つ以上の認定等あり	0.50	／ 0.50
		いずれか1つの認定等あり	0.25	
		上記以外	0.00	
ICT活用工事の取組	受注者希望型での発注をする場合におけるICT活用工事の取組申請の有無 注)土木工事、農業土木工事及び森林土木工事で該当の場合に評価。建築・管・電気工事、港湾工事、漁港関係工事は除く。	「全面活用施工」を実施する	0.50	／ 0.50
		「ICT建機活用施工」又は「簡易型活用施工」を実施する	0.25	
		実施しない	0.00	
ICT活用工事の実績 ※(土木or農業土木or森林土木)工事の実績を評価の対象とする	新潟県発注の〇〇工事でのICT活用工事の実績の有無 注)土木工事、農業土木工事及び森林土木工事で評価(必須項目)。建築・管・電気工事、港湾工事、漁港関係工事は除く。	過去3か年度に完了したICT活用工事の実績あり(新潟県発注工事)	0.50	／ 0.50
		実績なし	0.00	

【技術提案】

技術提案	発注者が指定した設計図書等の仕様(標準案)より優れた効果・効用の提案の評価を行う	提案の具体性及び提案の効果について評価 ①提案の具体性 (8.0点) ②提案の効果 (8.0点)	16.00	3者で評価し、その平均点を評点とする。 (小数点以下第3位四捨五入2位止)
			0.00	
【ヒアリングを行う場合】 必要に応じて、技術提案の実現性や有効性を確認することを目的に、評価後、技術提案の記載内容についてヒアリングを行う。その場合、説明等が不十分な場合は、評点から1点を減じる。				

加算点	／ 33.00
-----	---------

【各評価項目および評価基準に係る過去過去の期間の考え方】

	〇〇年	前年度	発注年度 技術資料等の提出期限	
・企業・技術者の同種工事の実績 ・災害時における活動実績等 【土木工事】維持管理実績 【農業土木工事】農地・農業用施設等の保全・耕作放棄防止 活動実績又は維持管理活動実績 【森林土木工事】森林整備活動等の実績				技術資料等の提出期限の前年度から過去〇〇か年度及び今年度の4月1日から技術資料等提出期限まで
・工事成績の平均点・最低点(企業)				技術資料等の提出期限から1か月遡った日の前月から過去〇か年、〇か月
・工事成績の平均点(技術者)				技術資料等の提出期限から1か月遡った日の前月から過去〇か年のうち直近2件
・優良工事・優秀技術者表彰等 ・ICT活用工事の実績				技術資料等の提出期限の前年度から過去〇年度
・継続教育(CPD)の取組状況				技術資料等の提出期限の前年度
・実働拠点				技術資料等の提出期限から過去〇〇年間継続。ただし、過去10年間継続した従たる営業所であって、管内等の地域における実績により主たる営業所と同等に取り扱う条件の期間：技術資料等の提出期限の前年度から過去5か年度
・担い手育成・確保(若手技術者の配置・WLBの推進)				技術資料等の提出期限日

[技術評価型・高度技術提案型]

(農業土木工事・森林土木工事)

<別表5 付表>

農業土木工事

A 災害時における活動実績等

1. 評価項目及び評価基準の補足及び注意事項

1) 「災害時における活動実績等」の活動実績とは、設定する地域(範囲)内で技術資料等の提出期限までに完了した以下のものをいう。(ただし、通常の維持管理の範ちゅうであると認められるものは含まない。)

○緊急性を要し、指示書等で対応した

①農地・農業用施設を対象とした活動

- ・災害復旧工事の応急工事等(査定等の前に実施しているもの)
- ・災害応急ポンプの貸出し等
- ・災害時の点検、パトロール等

・農地・農業用施設の小規模災害復旧等(非国庫補助)において緊急的に指示書で実施した工事

②家畜伝染病まん延防止に係る防疫作業

2) 「災害時における活動実績等」の防災協定とは、設定する地域(範囲)内において技術資料提出期限現在有効な協定とする。(1社が単独で締結している防災協定を含む。)

なお、新潟県と締結している防災協定は、県内すべての地域で有効とする。

B 農地・農業用施設等の保全・耕作放棄防止活動実績又は維持管理活動実績

農地・農業用施設等の保全・耕作放棄防止活動又は維持管理活動実績	過去3か年度※の農地・農業用施設等の保全・耕作放棄防止活動又は維持管理活動実績の有無(県、市町村、土地改良区、保全活動組織、農家組合等が実施する活動に対する企業としての参加又は協力)	・地域(範囲)内における活動実績あり ・協定に基づいた通年の活動実績あり	1.00	
		その他の地域(県内)における活動実績あり	0.50	
		実績なし	0.00	

(※農地・農業用施設に関係する区域又は施設が対象であり、河川又は道路のみの場合は対象としない。)

1. 評価項目及び評価基準の補足及び注意事項

1) 「農地・農業用施設等の保全活動実績」、「耕作放棄防止活動実績」とは、以下のものをいう。

(ただし、社員が個人の資格で参加した活動は含まない。)

○農地・農業用施設等の保全活動、耕作放棄防止活動に機材等を提供したもの

・江ざらい・道普請におけるダンプトラック・バックホウの貸出し等

○農地・農業用施設等の保全活動に技術的支援を行ったもの

・共同作業として行う道・水路の舗装における丁張出し等

・グラウンドカバープランツの植栽方法の指導等

○農地・農業用施設等の保全活動に企業支援を行ったもの

・企業の地域貢献、企業力向上、人材育成などを目的として参加した棚田みらい応援団や棚田サポーター

活動等として参加した企業。農業分野へ企業として参入し保全活動しているもの。

○中山間地域直接支払制度の集落協定への参加

2) 「農地・農業用施設の維持管理実績」とは以下のものをいう。

(ただし、災害時における活動の範ちゅうであると認められるものは含まない。)

○単価契約等による日常的な維持管理活動

・用排水路・用排水機場等の修繕(補修)、除草等

○指示書等による緊急的又は単発的な維持管理活動

・用排水路・用排水機場等の修繕(補修)等

・パイプライン等の通水試験等

※「単価契約等による日常的な維持管理活動」とは、取水期間や耕作期間などの一定期間において、維持管理(修繕)契約(単価契約等)を締結し、一定期間を通じた維持管理(修繕)体制が確保され、農業用施設や管理道路のパトロール、除草、浚渫や農業用施設の点検が実施されたと認められるものが評価の対象で、除草、修繕等そのものを目的に発注された除草、浚渫、修繕(補修)委託や工事業務等は評価の対象としない。

※「指示書等による緊急的維持管理活動」とは、当該農業(農林)振興(農村整備、農林水産振興)部、市町村、土地改良区等の指示により緊急的(又は単発的)に対応した当該土地改良施設の維持修繕活動を指しており、指示書又は指示書に基づく契約書が存在するものを評価し、指示書又は指示書に基づく契約書の残存しないものや指示していない自主的な活動は評価対象としない。

森林土木工事

C 災害時における活動実績等

1. 評価項目及び評価基準の補足及び注意事項

1) 「災害時における活動実績等」の活動実績とは、設定する地域(範囲)内で技術資料等の提出期限までに完了した以下のものをいう。(ただし、通常の維持管理の範ちゅうであると認められるものは含まない。)

○緊急性を要し、指示書等で対応した

①森林・治山林道施設を対象とした活動

・災害復旧工事の応急工事等(査定等の前に実施しているもの)

・災害応急ポンプの貸出し等

・災害時の点検、パトロール等

②家畜伝染病まん延防止に係る防疫作業

2) 「災害時における活動実績等」の防災協定とは、設定する地域(範囲)内において技術資料提出期限現在有効な協定とする。

(1社が単独で締結している防災協定を含む。)

なお、新潟県と締結している防災協定は、県内すべての地域で有効とする。

D 森林整備活動等の実績

森林整備活動等の実績	過去3か年度の ・自社所有林や受託での森林整備活動 ・治山・林道の維持活動 ・県産材製品の建設資材、工作物への利活用 ・企業の森、カーボンオフセット等森林整備に対するCSR活動	地域貢献度の高い取組をしている。 (2項目以上)又は地域内でのCSR活動実績有り。	1.00	
		地域貢献の取組が認められる。 (1項目)又は地域外(県内)でのCSR活動実績有り。	0.50	
		実績なし(地域貢献の取組が認められない。)	0.00	

1. 評価項目及び評価基準の補足及び注意事項

1) 評価の対象となる活動実績等は次の条件を満たすものとする。

① 活動等が当該場所等を所管する地域振興局管内で行われたもの

ただし、CSR活動は地域外(県内)を含む。

② 会社として取り組んだ活動等を対象とし、個人の資格でイベント等に参加したものは含めない。

③ CSR活動とは二酸化炭素吸収源対策等のために行う間伐等の森林整備に対する企業貢献をいう。

2) 県産材製品の建設資材、工作物への利活用実績とは、設計にない任意で施工した建設資材の活用や工作物(階段工、看板等)への利活用をいう。(設計の延長線上で施工した任意のものは含まない)

第4章 総合評価落札方式の手法（解説）

1 総合評価落札方式の経緯

平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）が施行され、総合評価落札方式の適用が掲げられた。当時、公共工事の受注競争が激化し、著しい低価格による入札が増加するとともに、工事中の事故や手抜き工事の発生、下請け業者や労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質低下の懸念が高まり、その対応として導入された入札契約制度である。

土木部では平成18年度、農林水産部・農地部は平成19年度から総合評価落札方式を試行として開始し、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされるようにしている。

また、平成26年度及び令和元年度に品確法が改正され、平成26年度の改正では、現在及び将来の公共工事の品質確保、そのために必要となる担い手の中長期的な育成・確保の促進が掲げられ、令和元年度の改正では災害時の緊急対応の充実強化、働き方改革への対応、生産性向上への取組、調査設計の品質確保の考え方が新たに盛り込まれたことから、品確法改正の理念に則った制度設計に努めている。

以上の経緯とともに新潟県では総合評価落札方式の試行を継続し、総合評価落札方式による入札制度の定着が図られたことから、令和5年度より試行から実施に移行した。

2 総合評価落札方式の手法

(1) 総合評価落札方式とは

総合評価落札方式とは、価格のほかに価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から最も優れたものをもって申込みした者を落札者とする方式をいう。

(2) 総合評価落札方式の型式（実施要領 第3）

総合評価落札方式は、当該工事の難易度等に応じて以下の6つの型式に区別する。

ア 実績確認型（※運用停止中）

技術者の能力、企業の施工実績等を確認するもの

イ 地域貢献担い手確保型

企業の地域貢献度・精通度及び担い手育成・確保の取組を主に評価するもの

ウ 技術者実績型

技術者の能力を特に重視して評価するもの

エ 施工計画確認型

実績等の評価に加え、発注者が示す仕様に基づき、現場の特性等を理解して確実に施工を行う能力を簡易な施工計画で確認・評価するもの

オ 技術評価型

実績等の評価に加え、特定の課題を設定して発注者が示す仕様（標準案）より優れた施工方法に係る技術提案を評価するもの

カ 高度技術提案型（※運用実績なし）

技術的な工夫の余地が大きい工事で、民間企業の優れた技術を活用することにより工事目的物の品質や社会的便益等の向上が期待できる場合、構造上の工夫や特殊な施工方法等

を含む高度な技術提案を評価するもの

(3) 総合評価落札方式の取扱い（適用範囲及び型式選定）

（実施要領 第5、実施要領の運用基準（以下、「運用基準」という）第2）

ア 適用範囲

緊急的な工事着手が必要な工事（※1）等を除き、原則として次に定める建設工事に係る請負契約を締結する場合に適用する。

- (ア) 一般競争入札（制限付きを含む）により発注する工事
- (イ) 指名競争入札により発注しようとする1千万円以上の工事で、総合評価落札方式によることが望ましい工事（※2）

（※1）「緊急的な工事着手が必要な工事」とは、次の場合等とする。

- i. 災害復旧工事等緊急に着手することを要する場合
- ii. 工期に余裕がなく、総合評価落札方式で実施した場合には事業の完成に支障をきたす場合

（※2）「望ましい工事」とは、次の場合等とする。

- i. くじ引きが予想される工事
- ii. より品質の高い施工を行う企業を選定する必要がある工事
- iii. 地域の守り手の確保・担い手の育成にふさわしい工事

イ 型式選定の目安

(ア) 〔地域貢献担い手確保型〕

- ・概ね1.2億円未満の工事でくじ引きが予想される工事
- ・概ね1.2億円未満の工事で地域の守り手の確保・担い手の育成にふさわしい工事

(イ) 〔技術者実績型〕

- ・概ね1.2億円未満の工事でくじ引きが予想される工事
- ・概ね1.2億円未満の工事で、技術者の能力を特に求める工事に優先的に適用
- ・概ね3億円未満の工事で、技術的工夫の余地が小さい工事（電気通信工事、機械設備工事等で機器類の製作費が大部分を占めるものなどに限定）

(ウ) 〔施工計画確認型〕

- ・概ね3億円未満の工事で、同種工事の実績を有するなど、より品質の高い施工を行う企業を選定する必要がある場合は施工計画確認型を優先的に適用
- ・概ね3億円以上の工事で、技術的工夫の余地が小さい工事

(エ) 〔技術評価型〕

- ・技術的工夫の余地が大きい工事
- ・概ね3億円以上の工事は、技術評価型を優先的に適用

	地域貢献担い手確保型	技術者実績型	施工計画確認型	技術評価型
大			○	○
↑		△(※)	○	○
適用金額	○	○	○	○
↓	○	○	○	○
小				

小 ← 技術的工夫の余地 ⇒ 大

○ ○ :優先適用 ○ :適用可

△ :選択可

(※) 電気通信工事、機械設備工事等

- ※ 型式の選定に当たっては、技術的工夫の余地の大小、施工上配慮すべき事項、安全管理に留意すべき事項等を考慮して決定する。
- ※ 高度技術提案型、WTO（工事政府調達協定の趣旨を踏まえて決定）を試行する場合は、技術管理課・農業総務課・農地管理課と協議する。

(4) 評価値の算出及び落札者の決定

以下の手法により評価値を算出し、技術（技術評価点）と価格（入札金額）の両面から最も優れたものを落札者として決定する。

ア 評価値の算出（実施要領 第 11, 第 12, 運用基準 第 3, 第 6, 第 13）

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札金額}} \times \frac{\text{入札書等比較}}{\text{予定価格}} = \frac{(\text{標準点} + \text{加算点})}{\text{入札金額}} \times \frac{\text{入札書等比較}}{\text{予定価格}}$$

注) 数値のまるめは、小数点以下第 4 位四捨五入 3 位止とする。

- (ア) 評価値の算出方法は、価格当たりの工事品質を表す指標（Value for Money）である除算方式とする。
- (イ) 技術評価点は、標準点（100 点）に加算点を加えたものとする。
- (ウ) 加算点は、技術資料及び技術提案の評価点の合計とする。
- (エ) 入札金額が入札書等比較調査基準価格を下回った場合は、以下のとおり評価値を補正する。

① 低入札の減点①

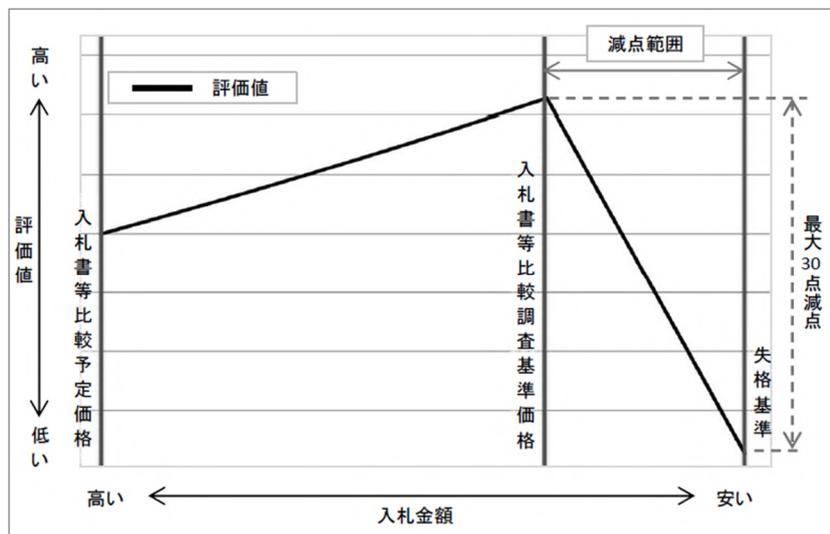
新潟県発注工事における過去 1 年間に完成した工事の工事成績評定点のうち最低の工事成績評定点が 65 点未満の場合は加算点から 5 点を減じる。

② 低入札の減点②

入札金額を入札書等比較調査基準価格として評価値(減点前)を算出し、入札金額に応じて次の式により評価値を減点する。

$$\text{減点} = (\text{入札書等比較調査基準価格} - \text{入札金額}) \times \frac{30}{(\text{入札書等比較調査基準価格} - \text{失格基準})}$$

注) 数値のまるめは、小数点以下第 4 位四捨五入 3 位止とする。



(計算例)

入札書等比較予定価格:100,000,000 円, 入札書等比較調査基準価格:91,000,000 円*, 失格基準:87,000,000 円*
(※便宜上、「入札書等比較調査基準価格=入札書等比較予定価格×91%」「失格基準=入札書等比較予定価格×87%」として計算。)

⇒ 入札金額: 89,000,000 円, 技術評価点: 115 点 の場合

- 「入札金額<入札書等比較調査基準価格」のため、「入札金額=入札書等比較調査基準価格」として評価値(減点前)を算出する。

$$〔評価値(減点前)〕 = (115 / 91,000,000) \times 100,000,000 = 126.374$$

- 「入札金額<入札書等比較調査基準価格」のため、減点の値を算出する。

$$〔減点〕 = (91,000,000 - 89,000,000) \times 30 / (91,000,000 - 87,000,000) = 15.000$$

- 評価値(減点后)を算出する。

$$〔評価値(減点后)〕 = 126.374 - 15.000 = 111.374$$

(オ) 入札書等比較調査基準価格未滿かつ失格基準以上の額の入札者(以下「低入札の者」という。)があった場合は、確認資料の提出を求める前に、低入札の者すべてに対し総合評価による評価値の確定手続について意向を確認する。(※第13号様式「意向確認通知書」による。)

イ 落札候補者の決定(実施要領 第13, 運用基準 第5)

入札金額が入札書等比較予定価格の制限の範囲内にある者のうち、上記の方法によって得られた評価値が最も高い者を落札候補者とする。なお、評価の確認資料提出の求めは、開札後に落札候補者のみ行う。なお、前述の意向確認において、手続の継続を希望しない者は落札者(落札候補者)としない。

ウ 落札者の決定(実施要領 第5, 第13)

総合評価落札方式に関する評価結果については、選定委員会の審議を経て評価値を確定し、落札者を決定する。ただし、低入札の者が落札候補者となった場合は、評価値を確定後、低入札価格調査を実施した上で落札者を決定する。

(5) 総合評価落札方式の様式(実施要領 第4, 第7, 第12, 第13)

総合評価落札方式で使用する資料様式は、以下の第1号様式から第14号様式とする。

〔※詳細は「資料編その1」p資料編5-1「5 様式集」参照〕

様式番号	様式名称	地域貢献担 い手確保型	技術者 実績型	施工計画 確認型	技術 評価型	備考
第1号様式	企業の技術力・地域性申請資料* 配置予定技術者の能力等申請資料*	○	○	○	○	評価対象資料
第2号様式	Made in 新潟新技術の活用申請資料*	-	-	○	○	評価対象資料
第3号様式	簡易な施工計画*	-	-	○	-	評価対象資料
第4号様式	技術提案書*	-	-	-	○	評価対象資料
第5号様式	総合評価落札方式に関する評価調書	○	○	○	○	評価等の記録様式, 公表様式
第6号様式	技術資料評価表	○	○	○	○	評価等の記録様式
第7号様式	施工計画等評価集計表	-	-	○	○	評価等の記録様式
第8号様式	施工計画等評価表	-	-	○	○	評価等の記録様式
第9号様式	総合評価実施工事概要書	○	○	○	○	評価等の記録様式
第10号様式	履行確認票	○	○	○	○	監督員による施工時の履行確認
第11号様式	非落札理由請求書*	△	△	△	△	評価内容の説明に関する様式
第12号様式	非落札理由回答書	△	△	△	△	評価内容の説明に関する様式
第13号様式	意向確認通知書*	△	△	△	△	低入札時の確認様式
第14号様式	ICT活用工事の取組申請書*	△	-	△	△	評価対象資料

〔※〕印は入札参加者希望者に関する書類

【型式ごとの表記について】

〔○〕… 使用する様式

〔-〕… 使用しない様式

〔△〕… 該当する場合に使用する様式

3 総合評価落札方式の運用手順（発注者の業務）

(1) 総合評価落札方式の運用手順（業務フロー）



(2) 工事の選定、評価項目及び評価基準の決定（実施要領 第5、運用基準 第3）

総合評価落札方式による工事は、選定委員会（審査会）を設けて選定する。その際、当該工事の評価項目及び評価基準についても併せて審議する。

評価項目及び評価基準は「運用基準 別紙 評価項目及び評価基準の細目等」を標準とするが、工事内容等に応じて内容を変更することができる。なお、内容を変更する際は後述の「アドバイザー意見照会」対象外の案件であっても意見照会が必要となる場合がある。（内容を変更する際は、技術管理課に意見照会の必要性について確認すること。）

総合評価落札方式の対象工事では、公告又は指名通知の前に以下の資料を準備する。

ア 第9号様式 … 総合評価実施工事概要書

工事概要、評価基準（設定理由）、評価ポイント等を記入する。評価項目及び評価基準の設定について、透明性を確保するための様式。全ての欄を記入する。

イ 第6号様式 … 技術資料評価表

入札参加者希望者から提出された技術資料（第1号様式）の内容を取りまとめるために利用する。工事名等、評価者、評価項目及び評価基準(様式上段)を記入する。

ウ 第5号様式 … 総合評価落札方式に関する評価調書

総合評価落札方式の評価結果を一枚にまとめた調書。工事箇所、工事概要、評価項目及び評価基準を記入する。

エ その他

- ① 総合評価落札方式説明書 ※通常型指名競争入札の場合
- ② 公告文 ※一般競争入札(制限付きを含む)の場合
- ③ 別表 評価項目
- ④ 技術資料等作成要領
- ⑤ 施工計画書（標準案） ※技術評価型の場合
- ⑥ 入札スケジュール ※必要に応じて（任意様式でも可）

〔※調書（様式）作成の流れは「資料編その1」 p 資料編 3-1 「様式の作成・入力手順」参照〕

(3) 簡易な施工計画について（※施工計画確認型）

ア 確認する項目の設定

現場及び工事特性を踏まえ、特に配慮すべき事項を以下の9項目の中から2項目を選択する。（同じ項目は選択しない。）ただし、概ね予定価格1.2億円未満の工事は、工事規模や内容に応じて1項目にすることができる。

【簡易な施工計画の選択項目】

No.	項目	確認内容の例	項目の設定例
1	品質・出来形管理	各工種の管理基準、管理・試験方法、頻度、位置、社内検査体制など	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートの品質・出来形管理 ・盛土工の品質・出来形管理 ・場所打杭工の品質・出来形管理
2	安全管理	各工種の安全措置、安全施設の配置状況、作業中止基準、安全教育、現場点検計画、社内現場安全点検など	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害に対する安全管理 ・施工上の安全管理 ・第三者への安全管理
3	施工方法	各工種に対応する工法の選定、施工順序、任意仮設・仮設備の設置位置・方法など	<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場整備の均平度を確保するための施工方法 ・畦畔のひび割れ防止のための施工方法 ・鋼矢板工の施工方法
4	資材管理	資材の運搬、現場保管方法、取扱方法など	<ul style="list-style-type: none"> ・（特殊製品）の資材管理 ・（危険物）の管理
5	緊急時の体制及び対応	緊急時の連絡方法、連絡必要関係機関・企業、連絡系統、曜日・時間帯別体制など	<ul style="list-style-type: none"> ・想定される災害・事故の緊急時の体制及び対応
6	交通管理	交通誘導方法、標識・保安施設の設置状況、工事車両の経路、期間、方法、交通誘導員の配置など	<ul style="list-style-type: none"> ・現道施工時の交通管理 ・土砂運搬の交通管理 ・ケーソン曳航時の海上交通管理
7	環境対策	振動、騒音、粉塵、水質汚濁の対策方法など	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民に対する環境対策 ・河川に対する環境対策 ・周辺に対する環境対策
8	現場作業環境の整備	現場事務所、休憩所及び現場周辺等の作業環境の整備、工事現場のイメージアップ（経費計上時のみ）など	<ul style="list-style-type: none"> ・作業員に配慮した現場作業環境の整備 ・工事現場のイメージアップとなる現場作業環境の整備
9	再生資源の利用促進	建設副産物処理方法、運搬・処理委託先、確認方法など	<ul style="list-style-type: none"> ・現場発生 Co 殻、As 殻の処理方法 ・建設発生土の利用方法

(7) 公告文等への表記

簡易な施工計画は、入札参加者が工事現場をどの程度理解し、確実な施工をすることができるかを確認するものである。公告文等には、配慮すべき各事項の設定理由及び発注者が重要と考えるポイントを記載する。公告文等への記載に当たっては当該工事内容や過去の事例等を参考に適切に行う。

(イ) 「簡易な施工計画（第3号様式）」について

簡易な施工計画（第3号様式）の記載に関する留意事項は以下のとおり。

- ・ 図表等も含めて A4 判 1 枚（設定が 1 項目の場合は、上段（項目 A）のみに記載）
- ・ 文字フォントは 10 ポイント以上、行間隔や罫線枠等の書式変更は不可

- ・1項目あたりの記述数1～4事項（最大4事項）

※ 工事内容等を勘案し、公告文等で指定する

(4) 技術提案について（※技術評価型）

ア 施工上の課題の設定

発注者が示す仕様（標準案）より優れた施工方法の技術提案を求めるもので、工事毎に施工上の課題を1～2（基本は1）設定する。また、公告文等には、その課題の設定理由及び発注者が重要と考えるポイントを記載する。

【課題の設定例】

- 交通規制による渋滞等の社会損失を低減するため、交通規制期間の日数短縮の技術提案を求める。
- 水上での鋼矢板護岸の施工は不可視部分があるなど施工管理が重要なため、施工方法及び管理方法の技術提案を求める。
- 冬(夏)期の施工となるコンクリートの品質向上を図るため、施工方法の技術提案を求める。
- 鉄道との近接工事のため、より安全な施工方法の提案を求める。
- 病院（学校、図書館等）との近接工事となるため、騒音を低減する施工方法の技術提案を求める。
- 工事で発生する濁水を河川に流出させないため、施工方法の技術提案を求める。
- 法面掘削をするため資機材搬入路や足場などの仮設が必要となるが、景勝地であることから、立木の伐採や土地の改変を低減する仮設の施工方法の技術提案を求める。
- 地下水路内での施工の安全を確保するため、確実に安全を確保する施工方法の技術提案を求める。

イ 「技術提案書（第4号様式）」について

技術提案書（第4号様式）の記載に関する留意事項は以下のとおり。

- ・1課題あたりの記述数4～7提案程度（基本は4提案）
- ・1課題あたりA4版1～2枚
- ・文字フォントは10ポイント以上、図表等を含め枠内におさめるものとし、行間隔や罫線枠等の書式変更は不可
- ・施工上の課題数、記載できる提案数、提出枚数は、工事内容を勘案し、公告文等で指定

(5) アドバイザー意見照会（学識経験者の意見聴取）

（実施要領 第4, 第5, 第8, 第10）

地方自治法施行令第167条の10の2及び地方自治法施行規則第12条の4に、地方公共団体において総合評価落札方式を行う場合は、以下の2つの時点において、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならないと定められている。

【意見照会①】落札者決定基準を定めようとするとき（評価項目等の設定時）

【意見照会②】落札者を決定しようとするとき（技術資料及び技術提案の評価時）

※「意見照会②」は、アドバイザーから「必要がある」と意見が述べられた場合に実施

上記を踏まえ、当県では下記の基準でアドバイザー意見照会を実施する。

ア 地域貢献担い手確保型及び技術者実績型

意見照会①②とも実施しない^(※1)

イ 施工計画確認型

〔予定価格3億円未満〕意見照会①②とも実施しない^(※1) ^(※2)

〔予定価格 3 億円以上〕意見照会①②とも実施する

ウ 技術評価型

予定価格にかかわらず、意見照会①②とも実施する

(※1) あらかじめ「アドバイザー全体会議」を開催し、落札者決定基準についてアドバイザーの意見を伺っているため

(全体会議は意見照会①を兼ねており、意見照会②は「必要なし」との判断)

(※2) 意見照会を実施していない案件から、アドバイザーが任意に案件を抽出し、意見照会を実施する（評価内容の妥当性も含め事後評価を実施）

なお、「アドバイザー意見照会」対象外の案件であっても意見照会が必要となる場合があるため留意すること。

(6) 技術資料及び技術提案の評価

ア 評価する資料（実施要領 第 6，運用基準 第 4）

	資料	地域貢献 担い手 確保型	技術者 実績型	施工計画 確認型	技術 評価型
技術 資料	企業の技術力・地域性申請資料 配置予定技術者の能力等申請資料 (第 1 号様式)	○	○	○	○
	Made in 新潟新技術の活用申請資料 (第 2 号様式)			○	○
	ICT 活用工事の取組申請書 (第 14 号様式) (※該当工事の場合) (建築・管・電気工事、港湾工事、漁港関係工事は除く)	○		○	○
	簡易な施工計画 (第 3 号様式)			○	
技術 提案	技術提案書 (第 4 号様式)				○

イ 評価者（実施要領 第 8，運用基準 第 5～第 7）

(ア) 「簡易な施工計画」(第 3 号様式(施工計画確認型)) 及び「技術提案書」(第 4 号様式(技術評価型)) の評価者は、本庁各課(主務課)においては、課長、課長補佐、担当係長及び課長が定める者の中から 3 者とし、地域機関においては、部(所)長、副部(次)長、担当課長及び部(所)長が定める者の中から 3 者とする。

(イ) 「企業の技術力・地域性申請資料」及び「配置予定技術者の能力等申請資料」(第 1 号様式)、「Made in 新潟新技術の活用申請資料」(第 2 号様式)、「ICT 活用工事の取組申請書」(第 14 号様式)の評価者は、上記の評価者 3 者のうちいずれか 1 者とする。

(ウ) 評価点 (加算点) の算出は、上記の評価者 3 者のうちいずれか 1 者が「総合評価落札方式に関する評価調書」(第 5 号様式) に集計して行う。

ウ 評価方法

(ア) 評価は、各所属の建設業担当者が企業名を伏せた後に行う。

(イ) 開札前の評点で、入札参加者の自己申告の評点と記載された内容に差違がある場合は、自己申告の評点を採用する。

(ウ) 開札前の評点及び評点の確認方法は以下の区分とする。

〔※評価基準は第 3 章 (運用基準) p3-8「別紙 評価項目及び評価基準の細目等」 参照〕

〔※評点の取りまとめは「資料編その 1」 p 資料編 3-1 「3 様式の作成・入力手順」 参照〕

〔※「簡易な施工計画」「技術提案書」の評価は「資料編その 1」 p 資料編 4-1 「4 「簡易な施工計画」、
「技術提案」の獲得ポイント方式による評価手順書」 参照〕

	開札前の評点	評点の確認方法
【企業の技術力】		
同種工事の実績	入札参加者の自己申告の評点	確認資料の審査（落札候補者のみ）
工事成績	【評価者】による評点	－
優良工事表彰等	入札参加者の自己申告の評点	確認資料の審査（落札候補者のみ）
登録基幹技能者の活用	入札参加者の自己申告の評点	－
【配置予定技術者の能力】		
技術者の能力	入札参加者の自己申告の評点	確認資料の審査（落札候補者のみ）
同種工事の実績	入札参加者の自己申告の評点	確認資料の審査（落札候補者のみ）
優秀技術者表彰等	入札参加者の自己申告の評点	確認資料の審査（落札候補者のみ）
継続教育(CPD)の取組状況	入札参加者の自己申告の評点	確認資料の審査（落札候補者のみ）
工事成績	入札参加者の自己申告の評点	確認資料の審査及びシステムでの確認（落札候補者のみ）
【地域貢献度・精通度】		
Made in 新潟新技術の活用	【評価者】による評点	－
災害時における活動実績等	入札参加者の自己申告の評点	確認資料の審査（落札候補者のみ）
【土木・建築等工事の場合】 維持管理実績 【農業土木工事の場合】 農地・農業用施設等の保全・耕作 放棄防止活動実績又は維持管理 活動実績 【森林土木工事の場合】 森林整備活動等の実績	入札参加者の自己申告の評点	確認資料の審査（落札候補者のみ）
実働拠点	入札参加者の自己申告の評点	確認資料の審査（落札候補者のみ）
地域調達	入札参加者の自己申告の評点	－
【担い手育成・確保】		
若手技術者の配置	入札参加者の自己申告の評点	確認資料の審査（落札候補者のみ）
WLB(ワーク・ライフ・バランス)の推進	入札参加者の自己申告の評点	確認資料の審査（落札候補者のみ）
ICT活用工事の取組	入札参加者の自己申告の評点	－
ICT活用工事の実績	入札参加者の自己申告の評点	県ホームページ（土木工事のみ）又は 確認資料の審査（落札候補者のみ）
【簡易な施工計画】		
簡易な施工計画	【評価者】による評点	－
【技術提案】		
技術提案	【評価者】による評点	－

エ 工事成績の入手方法（その1）【企業の技術力】

- ① 新潟県公共事業管理システム（：県独自システム）で、「企業情報」→「帳票印刷」→「指定業者施工成績」で出力
- ② 抽出区分は、JV 工事・単体工事に関わらず「JV で施工した工事を含む」を選択

オ 工事成績の入手方法（その2）【配置予定技術者の能力】

- ・ コリンズに登録されたもののうち、請負代金が 500 万円以上の工事を対象
- ・ 工事成績の入手手順は以下のとおり

- 1) JCIS(ジェイス) 発注者支援データベース・システムへログイン
(ログイン ID と PW は土木部・交通政策局は建設業室へ確認)
- 2) 「技術検定合格者の検索」から従事工事実績を検索
- 3) 直近 2 件の主任 (監理) 技術者として従事した工事を確認
- 4) 新潟県公共事業管理システムにより工事成績を確認
「統計・報告」→「作表依頼」→「14 工事台帳」→ 年度、執行課所、
契約番号を入力→統計・報告の画面に戻り帳票印刷から工事台帳を印刷
して工事成績を確認

カ ICT 活用工事の実績企業の確認方法（土木工事）

(ア) 土木工事における入札参加者の実績有無については入札参加者が第1号様式に実績有無を申請し、落札候補者について評価者が技術管理課ホームページより実績有無を確認評価する。（申請内容との相違確認）

(イ) 実績企業は、「土木部技術管理課」→「i-Construction トップページ」→「新潟県土木部 ICT 活用工事 トップページ」に掲載されている「ICT 活用工事実績企業」※で確認する。

※ 令和5年度以降に完了した工事は「令和〇年度実施状況」に統合。この実施状況は発注年度により取りまとめられているため、対象となる完了年度の実績を確認する際は、繰越等に留意すること。（例：R5 完了実績を確認する際は、令和5年度及び令和4年度実施状況を確認）

The image shows a sequence of three web pages from the Niigata Prefecture Civil Engineering Department. The first page is the 'Technical Management' page, where the 'i-Construction Top Page' link is circled in red. The second page is the 'i-Construction Top Page', where the 'ICT Utilization Top Page' link is circled in red. The third page is the 'ICT Utilization Top Page', which features a red box around the 'ICT Utilization Performance Companies' section. This section lists PDF links for performance records from fiscal years 2023 to 2025. A red arrow points from the circled link in the second page to the red box in the third page.

(ウ) ICT 活用工事の実績がホームページで確認できない業者について

集計において事務処理等の都合により実績がホームページに反映されないことがある。ICT 活用工事の実績を申告した落札候補者の実績がホームページで確認できない場合、発注者は完了した実績を証明する書類（工事成績評定通知書等）の提出を要請し、提出された書類を確認した上で評価することとする。

キ 確認資料の審査

(ア) 開札後、落札候補者に対し、落札候補者が申告した評点の内容を証明する確認資料の提出を求め、配置予定技術者の工事成績のシステムでの確認を含め、申告した評点が正し

いか審査を行う。

- (イ) 確認の結果、評価が変更となり次点の者が落札候補者となる場合は、その者に対し確認資料の提出を求め、同様の審査を行う。(繰り返し)
- (ウ) 各評価項目に関する確認資料は、以下に示す様式を参考にすること。(評点の内容が証明できれば、確認資料は任意の様式で構わない。)

項目	確認資料	地域貢献 担い手 確保型	技術者 実績型	施工計画 確認型	技術 評価型
【企業の技術力】					
同種工事の実績	コリンズ等	-	-	○	○
工事成績	(評価者による確認)	●	●	●	●
優良工事表彰等	表彰状、工事証等の写し	-	-	●	●
登録基幹技能者の活用	(履行時に確認)	-	-	○	○
【配置予定技術者の能力】					
技術者の能力	資格者証、合格証明書の写し 監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民 税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被 保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用 証明書又はこれらに準ずる資料(いずれも写し 可) ※ ※「直接的かつ恒常的な雇用関係」の確認資料	-	●	●	●
同種工事の実績	コリンズ等	-	-	○	○
優秀技術者表彰等	表彰状、優秀技術者証等の写し	-	●	●	●
継続教育(CPD)の取組状況	学習履歴証明書の写し	-	●	●	●
工事成績	工事成績評定通知書、コリンズ等 (評価者によるシステムでの確認も必要※実績なし や空欄での申告であっても、マイナス評価の可能性 があるので確認が必要)	-	●	-	-
【地域貢献度・精通度】					
Made in 新潟新技術の活用	(評価者による確認)	-	-	●	●
災害時における活動実績等	指示書(契約書)、防災協定等の写し	●	○	○	○
【土木・建築等工事の場合】 維持管理実績 【農業土木工事の場合】 農地・農業用施設等の保全・耕作 放棄防止活動実績又は維持管理 活動実績 【森林土木工事の場合】 森林整備活動等の実績	【土木・建築等工事の場合】 契約書、履行確認資料等の写し 【農業土木工事の場合】 活動実績が確認できる資料 契約書、履行確認資料等の写し 【森林土木工事の場合】 活動実績が確認できる資料	●	○	○	○
実働拠点	参加資格者名簿、法人登記等の写し	●	●	●	●
地域調達	(履行時に確認)	●	●	●	●
【担い手育成・確保】					
若手技術者の配置	生年月日が確認できる資料の写し ※ 評価に該当し、かつ、実際に配置する者のもの	○	-	●	●
WLB(ワーク・ライフ・バランス)の推進	登録証、認定証等の写し	○	-	●	●
ICT活用工事の取組	(履行時に確認)	○	-	○	○
ICT活用工事の実績	(評価者による確認)	○	-	●	●

凡例
● : 原則、対象
○ : 対象工事の場合
- : 対象外

(7) 低入札価格調査(運用基準 第13)

入札書等比較調査基準価格未満かつ失格基準以上の入札者が落札候補者となった場合は、評価値を確定後、低入札価格調査を実施した上で落札者を決定する。調査方法は、「新潟県公共工事低入札価格調査取扱要領」に基づく。

(8) 評価結果の報告

ア 落札者決定後速やかに、総合評価担当者に以下のファイルをメールで提出する。

- ① 第5号様式・第6号様式 (Excel ファイル)
- ② 第7号様式・第8号様式 (Excel ファイル) ※地域貢献担い手確保型、技術者実績型は不要
- ③ 第9号様式 (Excel ファイル)

イ 提出の際はファイルにパスワードを設定する。(機密性レベル2に該当) ファイルの提出先は以下のとおり。

【土木部、交通政策局所管工事】 → 技術管理課 技術管理班

※漁港関係事業等、地域整備部などが発注する執行委任工事も含む

【農地部所管工事】 → 農業土木工事検査監

【農林水産部所管】 → 農業総務課予算係

(9) 評価結果の公表、問合せ

ア 評価結果の公表 (実施要領 第18)

(ア) 落札者決定後速やかに、発注機関のホームページに第5号様式を公表する。

※ 本庁契約は「技術管理課」「農地管理課」「農業総務課」のホームページ

(イ) 入札辞退 (入札に参加しなかった場合) 又は無効の者は、技術評価点及びその内訳を公表しない。

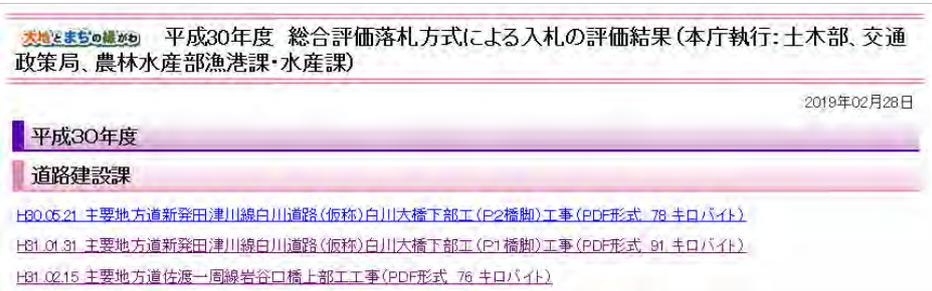
(ウ) アドバイザー意見照会の欄 (アドバイザー名、日付等) は公表しない。

(エ) 総合評価落札方式の結果は、2カ年度分(当年度・前年度)を公表する。

【公表資料のタイトル例】

(開札日)

(工事名)



2019年02月28日

平成30年度

道路建設課

[H30.05.21 主要地方道新発田津川線白川道路\(仮称\)白川大橋下部工\(P2橋脚\)工事\(PDF形式 78 キロバイト\)](#)

[H31.01.31 主要地方道新発田津川線白川道路\(仮称\)白川大橋下部工\(P1橋脚\)工事\(PDF形式 91 キロバイト\)](#)

[H31.02.15 主要地方道佐渡一周線岩谷口橋上部工工事\(PDF形式 76 キロバイト\)](#)

H30.05.21 一般国道〇〇号〇〇道路改良工事

イ 評価結果等に関する問合せ・情報公開(実施要領 第15)

(ア) 民間の提案自体が提案者の知的財産であり、公にすることにより当該法人の利益等を害するおそれがあるためこれを示さない。

※非公開理由：新潟県情報公開条例 第7条第3号 法人等に関する情報

(イ) 改善すべき点等を知ることが公共工事の品質確保につながることから、提案企業自らの提案に限り「評価したもの」と「評価されないもの」を口頭にて説明を受けることができる。

(10) 工事着手前の作業（必要事項の伝達）

ア 評価者（主に担当課長）から監督員への伝達

(ア) 評価者は受注者の評価内容（技術資料及び技術提案）について、監督員へ以下の資料を手渡して伝達する。

- ① 技術資料及び技術提案（型式に応じて第1号様式～第4号様式及び第14号様式）
- ② 履行確認票（第10号様式）※必要事項を転記してExcelファイルを渡す
- ③ 説明資料「監督員の業務について」

〔※詳細は「資料編その1 公開」資料編 p2-1 「2 監督員の業務について」参照〕

(イ) 技術資料及び技術提案に「施工してはならない提案」がある場合は、その旨を監督員に伝える。

- ・「Made in 新潟新技術活用申請資料」(第2号様式)で評価しなかったもの
- ・「簡易な施工計画」(第3号様式)や「技術提案書」(第4号様式)で施工してはならないと判断したもの

(ウ) 監督員は技術資料及び技術提案（型式に応じて第1号～第4号及び第14号様式）を設計書につづる。

イ 監督員から受注者への伝達

「施工してはならない提案」がある場合、監督員は受注者に対し、その旨を工事打合簿で指示する。

(11) 履行確認

総合評価落札方式は、技術提案等が履行されることを前提として落札者を決定するため、技術提案等は契約事項である。このため、提案どおりに工事が履行されたかを確認する必要がある。なお、評価（加点）しなかった提案も、契約事項として履行義務が生じる。（「施工してはならない」と判断したものは除く）。ただし、「Made in 新潟新技術の活用」は、評価（加点）しなかった場合には履行義務を課さない。

ア 履行確認の手法（運用基準 第9, 第10）

技術提案等のおおりに工事が履行されたかどうか、監督員は履行確認票（第10号様式）などと照らし合わせ、日々の監督業務等の中で確認を行う。

〔※詳細は「資料編その1」p資料編 2-1 「2 監督員の業務について」参照〕

イ 不履行時のペナルティー（実施要領 第14, 運用基準 第11）

(ア) 工事成績評定点の減点

請負工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当として、各項目8点減点とする。

① 登録基幹技能者の活用, 配置予定技術者, Made in 新潟新技術, 地域調達, ICT 活用工事の取組

受注者の責により履行できない場合は、それぞれ8点減点とする。

② 簡易な施工計画

記載された内容が受注者の責により履行できない場合は、これに係る評点を0点として評点の再計算を行い、落札時の評点との差に応じた減点を行う。

【計算式】

$$〔減点値〕 = 〔8点〕 \times (a - \beta) / a \quad ※小数点以下第1位四捨五入整数止$$

a : 簡易な施工計画の当初の評点 (点)

β : 簡易な施工計画の達成度合いに応じて再計算した評点 (点)

③ 技術提案

記載された内容が受注者の責により履行できなかった場合で、再度の施工が困難あるいは合理的ではない場合、技術提案の達成度合いに応じた評点の再計算を行い、提案項目の不履行として落札時の評点との差に応じた減点を行う。

【計算式】

$$〔減点値〕 = 〔8点〕 \times (a - \beta) / a \quad ※小数点以下第1位四捨五入整数止$$

a : 技術提案の当初の評点 (点)

β : 技術提案の達成度合いに応じて再計算した評点 (点)

(4) 違約金の請求 (技術提案(技術評価型))

技術提案が受注者の責により履行できなかった場合、技術提案の達成度合いに応じた加算点の再計算を行い、提案項目の不履行として、落札時の加算点との差に応じた金額を違約金として請求する。

【計算式】

※小数点以下切捨て

$$C' = \{ 1 - (100 + \delta) / (100 + \gamma) \} \times C \quad \text{整数止}$$

C : 当初の契約金額 (円)

C' : 達成度合いに応じた違約金 (円)

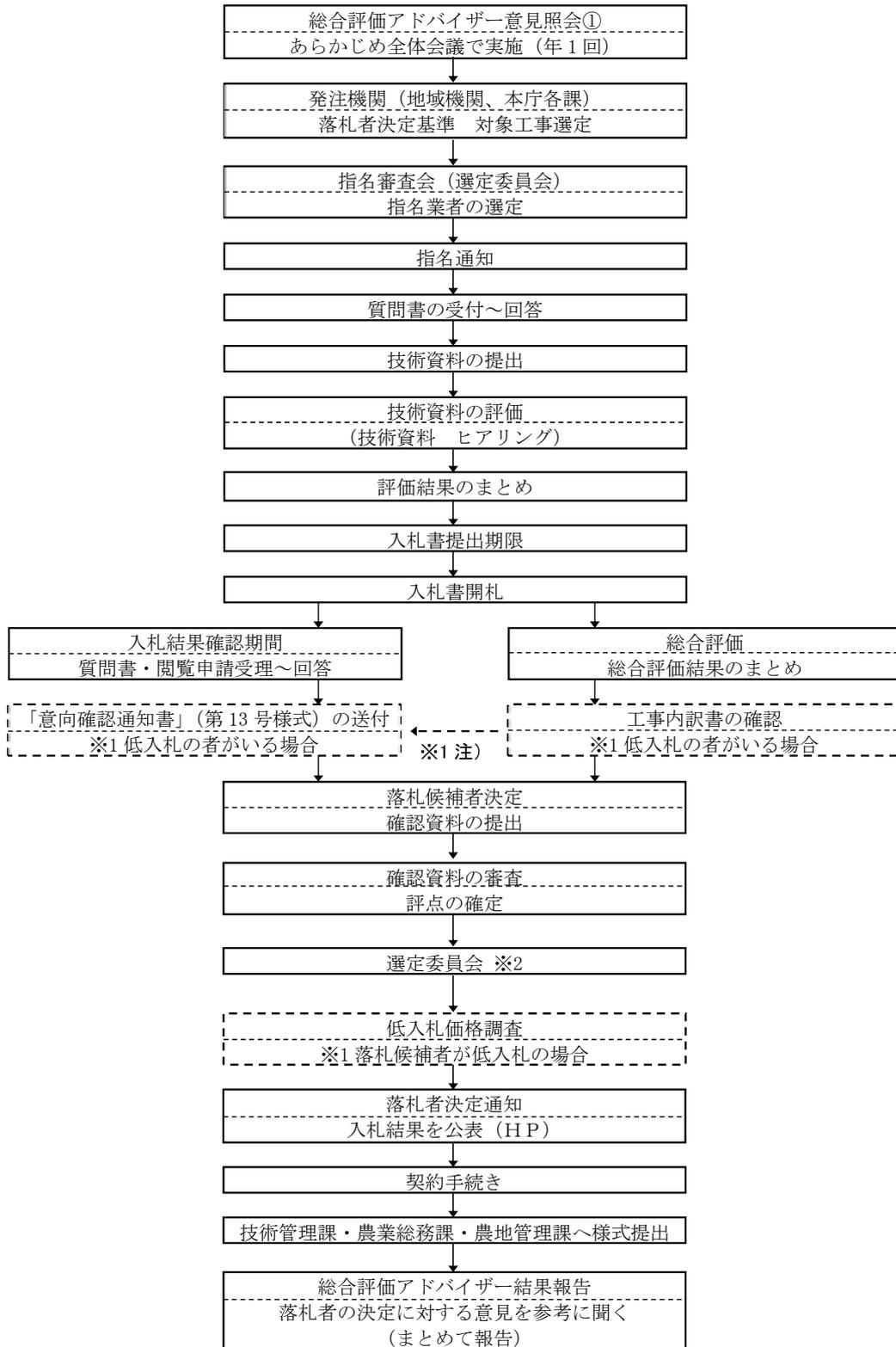
γ : 技術提案の当初の加算点 (点)

δ : 技術提案の達成度合いに応じて再計算した加算点 (点)

4 手続きフロー図

(1) 地域貢献担い手確保型・技術者実績型（通常型指名競争入札）

※ フローの [] 部分は、該当する場合に実施する。

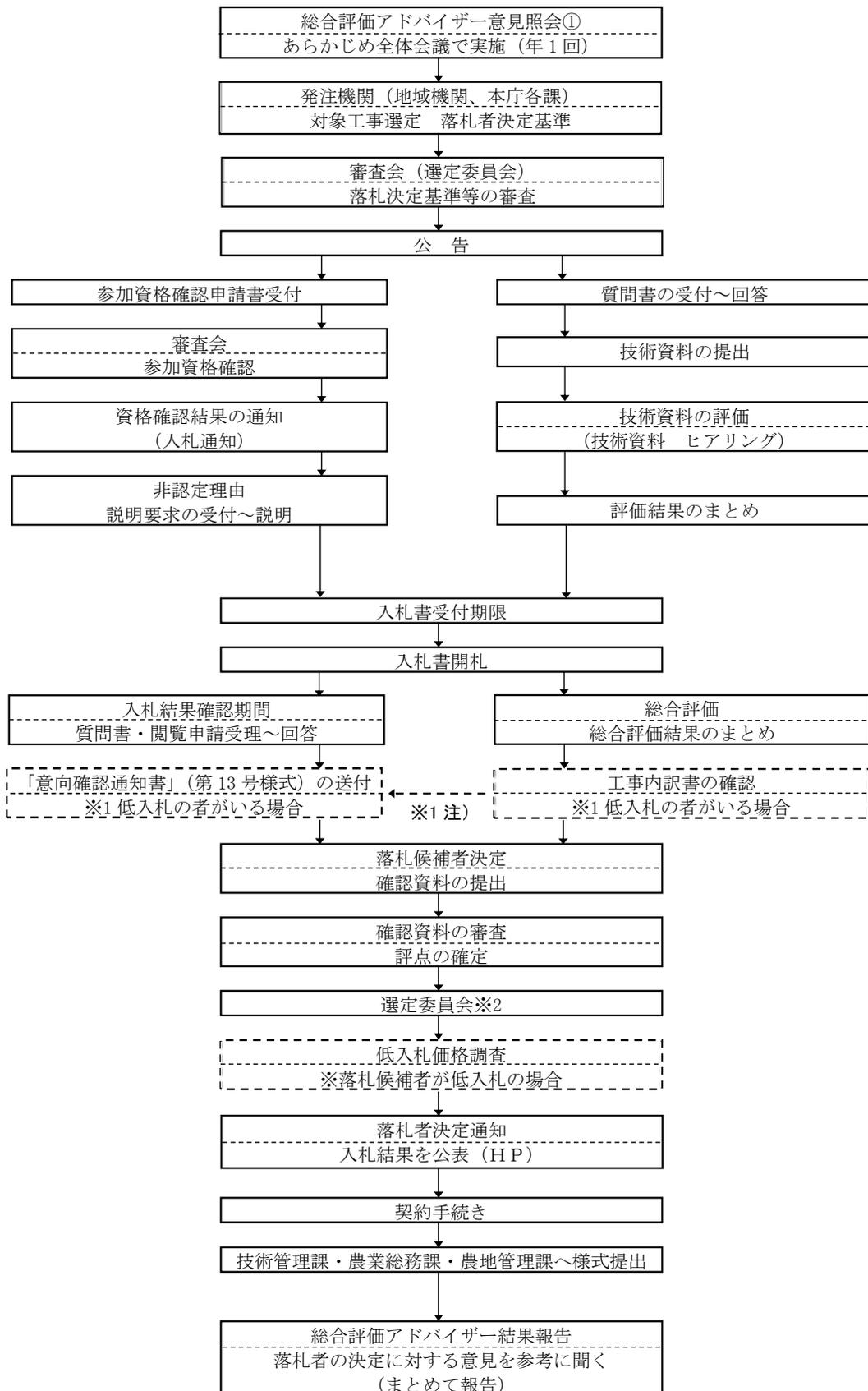


※1 注) 工事内訳書を確認し、予定価格に違算等がないことを確認し、「意向確認通知書」を送付する。

※2 1者入札(次点以降の者がいない)、かつ、技術資料の内容が適切な場合、省略可(実施要領第13第4項)

(2) 地域貢献担い手確保型・技術者実績型 (制限付き一般競争入札)

※ フローの [] 部分は、該当する場合に実施する。

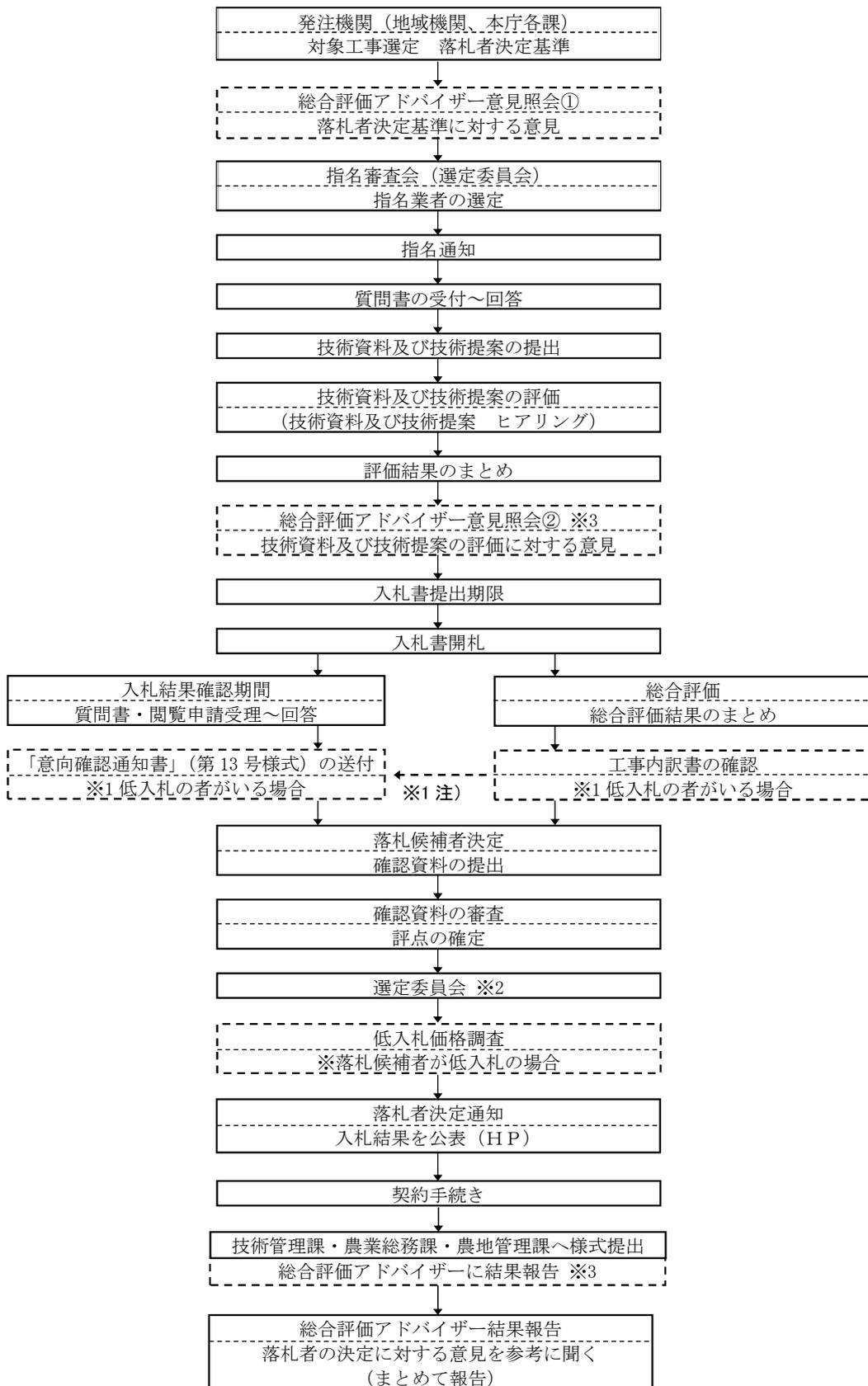


※1 注) 工事内訳書を確認し、予定価格に違算等がないことを確認し、「意向確認通知書」を送付する。

※2 1者入札(次点以降の者がいない)、かつ、技術資料の内容が適切な場合、省略可(実施要領第13第4項)

(3) 施工計画確認型・技術評価型 (通常型指名競争入札)

※ フローの [] 部分は、該当する場合に実施する。



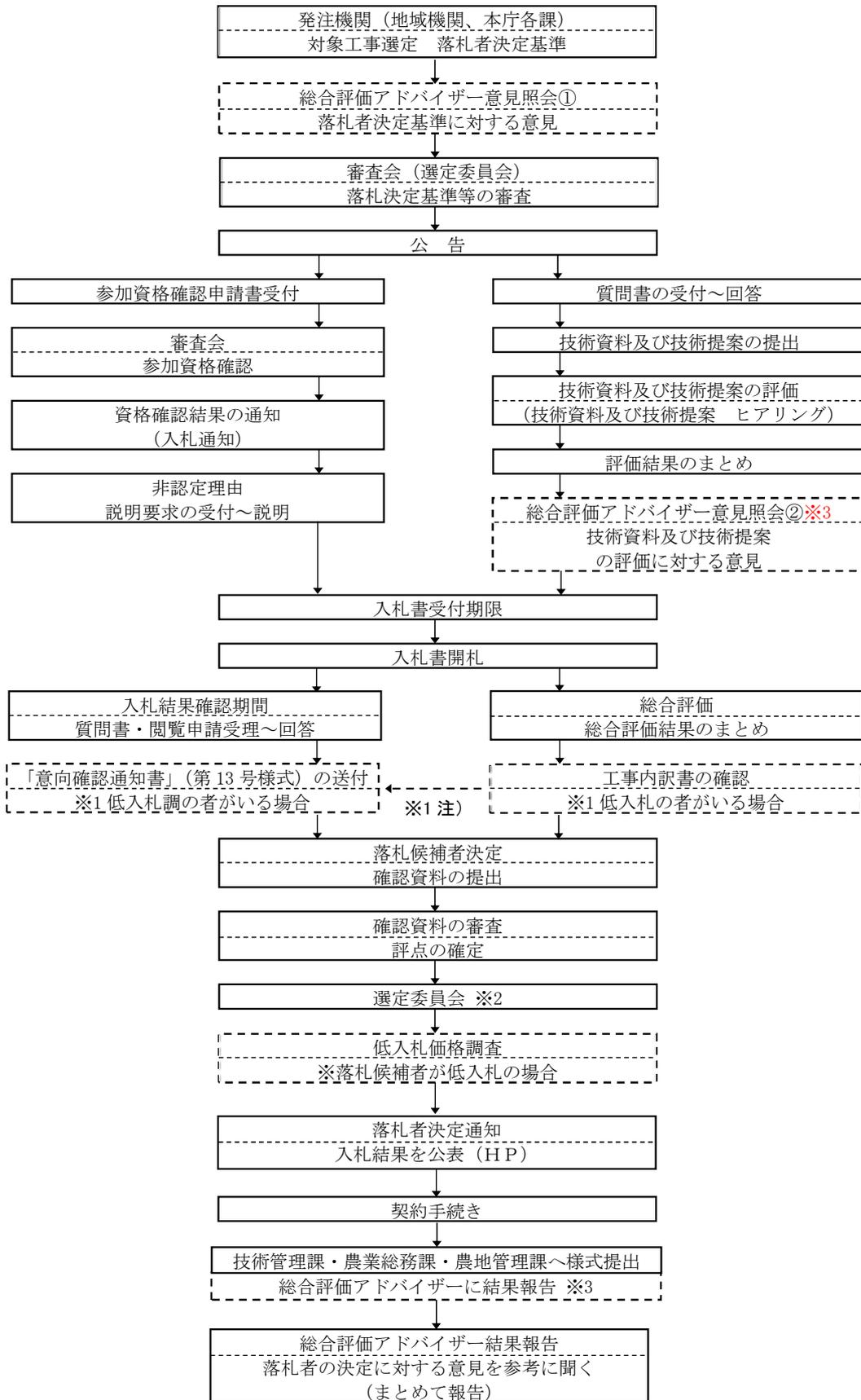
※1 注) 工事内訳書を確認し、予定価格に違算等がないことを確認し、「意向確認通知書」を送付する。

※2 1者入札(次点以降の者がいない)、かつ、技術資料の内容が適切な場合、省略可(実施要領第13第4項)

※3 入札参加者が1者の場合、アドバイザー意見照会②を省略し、落札者決定後、入札結果をアドバイザーに報告する。

(4) 施工計画確認型・技術評価型 (制限付き一般競争入札)

※ フローの [] 部分は、該当する場合に実施する。



※1 注) 工事内訳書を確認し、予定価格に違算等がないことを確認し、「意向確認通知書」を送付する。

※2 1者入札(次点以降の者がいない)、かつ、技術資料の内容が適切な場合、省略可(実施要領第13第4項)

※3 入札参加者が1者の場合、アドバイザー意見照会②を省略し、落札者決定後、入札結果をアドバイザーに報告する。

5 最短入札スケジュール (例)

(1) 通常型指名競争入札・総合評価落札方式(施工計画確認型)・アドバイザー意見照会なし・5日間短縮なしの例

○入札事務の期間は、総合評価落札方式の採用に伴い2日間追加となる。

	●月							●月							備考				
	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11	12	13	
1 入札執行	水	金	土	日	月	火	水	金	土	日	月	火	水	金	土	日	月	火	
・指名通知																			
・見積期間																			500万円以上5,000万円未満、短縮無は10日以上 予定価格5,000万円以上、短縮無は15日以上 (新潟県建設工事競争入札実施要綱 第21条、新潟県財務規則 第52条より)
・質問書(設計図書)の受付																			入札書受付締切日の5日前の17時まで (休日等を含みます)
・質問書(設計図書)の回答																			(電子入札運用基準 第19条より)
・入札期間																			入札書受付締切日の3日前の17時まで (休日等を含みます)
・開札																			(電子入札運用基準 第19条より)
・入札結果確認期間																			入札書受付締切日の2日前の9時から (休日等を含みます)
・落札候補者決定																			(電子入札運用基準 第5条より)
・落札決定・通知																			入札書受付締切日の翌日
2 総合評価																			開札日から起算して3日目の正午まで (休日等を含みます)
・技術資料及び施工計画提案の受付																			(入札結果確認期間設定実施要領 第4条より)
・質問書受付																			確認期間終了後に総合評価方式に必要な手続きを完了 施工計画確認型...10日前を標準とする (公告日・休日等を含みます) ※ 総合評価面落札方式を適用しない工事は、ここで(落札者決定)
・質問書回答																			(入札結果確認期間設定実施要領 第7条より)
・技術資料及び施工計画提案の評価 (意向確認通知)※低入札の者がいる場合 (意向確認回答書)※低入札の者がいる場合																			【QA3-2】 地産地消型・手確型・技術者集約型...5日間を標準とする (公告日・休日等を含みます) 地産地消型...10日前を標準とする (公告日・休日等を含みます) 技術者集約型...15日前を標準とする (公告日・休日等を含みます)
・事後確認資料の提出依頼																			【QA3-3】 地産地消型・手確保型・技術者集約型...技術資料提出期限の3日前の17時まで (休日等を含みます) 地産地消型・技術者集約型...技術資料提出期限の5日前の17時まで (休日等を含みます)
・事後確認資料の確認																			【QA3-3】 地産地消型・手確保型・技術者集約型...技術資料提出期限の前日の17時まで (休日等を含みます) 地産地消型・技術者集約型...技術資料提出期限の3日前の17時まで (休日等を含みます)
・第5号様式の公表																			開札前まで
・技術管理課・農業総務課・農地管理課へ報告(第5~9号様式)																			全ての低入札の者に行う
・監督員へ伝達(第1~4号、10号様式、資料編 監督員の業務について)																			通知日の翌日から2日以内 (休日等を含みます)【手引3-26】
																			入札結果確認期間が経過した時点(Q&A10-7)
																			【落札候補者決定日】の翌日から起算して2日以内 (休日等を含みます)※下記を参照
																			(新潟県建設工事競争入札実施要綱 第27条を参照)
																			【落札候補者決定後速やかに公表する(実施要領第18)
																			【落札候補者決定後速やかに提出する(手引4-13)
																			工事着手前【手引4-14】
																			(総合評価実施に伴う期間延長は2日間)

工事の技術的難易度や発注時期などを踏まえ、
入札参加者が技術資料及び技術提案の内容を
十分に検討できるよう、伸ばすことができる。

(4) 入札スケジュールの関係法令

○新潟県財務規則

(入札の公告)

第52条 契約担当者は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札期日の前日から起算して次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間において県報、新聞又はその他の方法により公告しなければならない。

(1) 予定価格（公告の際に予定価格を定めていない場合にあつては、実施設計額。次号及び第3号において同じ。）が500万円未満の契約 1日以上

(2) 予定価格が500万円以上5,000万円未満の契約 10日以上

(3) 予定価格が5,000万円以上の契約 15日以上

2 契約担当者は、やむを得ない理由があると認めるときは、前項第2号及び第3号に定める期間を5日以内に限り短縮することができる。

(令5規則26・一部改正)

○新潟県建設工事競争入札実施要綱

第6条3

3 参加資格確認申請書等の提出期限（以下、この項及び次条において「提出期限」という。）、提出場所及び提出方法は、次のとおりとし、入札の公告において明らかにするものとする。

(1) 提出期限 入札の公告を開始した日の翌日から起算し、普通タイプの場合は、おおむね10日（特定共同企業体による共同施工方式の場合は14日）、技術審査タイプの場合はおおむね14日を経過する日とする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

第7条

(競争参加資格の確認)

第7条 発注機関の長は、制限付き一般競争入札参加資格の有無について、審査会等の議を経て、提出期限の翌日から起算し、おおむね14日以内（技術審査タイプの場合は28日以内）に確認し、その結果を知事又は地域機関の長が申請者に通知するものとする。ただし、申請者が特定共同企業体であるときは、提出期限の翌日から起算し、おおむね21日以内（技術審査タイプの場合は35日以内）に確認し、その結果を申請者に通知することができる。この場合において、競争参加資格の確認は、提出期限の日を基準日として行うものとする。ただし、基準日を別に定めている場合はこの限りではない。

第21条

(見積期間)

第21条 発注機関の長は、入札参加者の見積に要する期間を確保するため、開札日（電子入札システムを用いる場合は、入札書受付締切日。）の前日から起算し、財務規則第52条第1項各号に規定する期間において、競争参加資格の確認結果に関する通知書又は入札実施通知書を発するものとする。ただし、急を要する場合においては、同条第2項の規定に基づき、その期間を短縮することができる。

第27条

(落札者の決定)

第27条 制限付き一般競争入札においては、開札後、最低価格入札者を落札候補者とし、落札は保留とする。落札決定については、第2項及び第3項による参加資格の審査を行った後実施する。

- 2 落札候補者の入札参加資格の審査を行い、審査の結果、資格を満たしている場合は当該落札候補者を落札者として、原則として、開札日の翌日から起算して2日以内に落札決定を行う（総合評価落札方式等を除く。）。
- 3 当該落札候補者が資格を満たしていない場合は、次順位の低価格入札者から順次適格者がでるまで審査を行い、適格者がでた時には当該適格者を落札者として、開札日の翌日から起算して7日以内に落札決定を行う。
- 4 前項の規定にかかわらず、第7条第3項及び第9条第2項の規定により非認定者の決定を取り消し、その者の参加資格を認定した場合は、その者を落札者として、その者が複数あった場合は、そのうちの最低価格入札者を落札者とする。
- 5 前3項の規定は、低入札価格調査基準価格を下回る額での入札があった場合には適用しない。
- 6 次のいずれかに該当する入札を行った者を落札者に決定しないものとする。
 - (1) 予定価格を上回る価格の入札
 - (2) 最低制限価格を設定した場合における当該最低制限価格を下回る価格の入札
 - (3) 強迫によるものと認められる入札
 - (4) その価格によっては、当該契約の内容に適合した履行が確保されないおそれがあると認められる入札

○新潟県電子入札運用基準（工事・維持管理・委託）

第5条

(電子入札対象案件における日時設定の原則)

第5条 発注者は、原則として次の各号の基準により電子入札対象案件における受付日時等を設定する。

(1) 入札参加意向書等受付開始日時	入札公告開始後で発注者が定める日時
(2) 入札参加意向書等受付締切日時	入札参加意向書等受付締切日の午後4時
(3) 入札書受付開始日時	入札書受付締切日の2日前の午前9時
(4) 入札書受付締切日時	入札書受付締切日の午後4時
(5) 工事費内訳書開封予定日時	入札書受付締切日の午後4時1分
(6) 開札予定日時	入札書受付締切日の翌日で発注者が定める時間
(7) 再入札書受付締切日時	開札予定日時のおおむね25時間後
(8) 再入札書開札予定日時	開札予定日時のおおむね25時間30分後

第19条

(設計図書に関する質問及び回答)

第19条 電子入札対象案件の設計図書等に対する入札参加者からの質問及び回答等については原則として次の各号の基準による。

- (1) 質問受付期限 入札書受付締切日の5日前の午後5時まで。ただし、その間に休日等を含む場合は、休日等を除いた5日前とする。
- (2) 回答期限及び方法 入札書受付締切日の3日前の午後5時までに入札情報サービスにて回答等を公開する。ただし、その間に休日等を含む場合は、休日等を除いた3日前とする。

第5章 総合評価落札方式に関するQ & A

目 次

1 学識経験者（アドバイザー）の意見聴取

- Q1-1 アドバイザーの意見への対応は？
- Q1-2 アドバイザーへの意見照会（説明）は誰が行うのか？
- Q1-3 アドバイザーへの意見照会時には業者名を明示するのか？

2 指名審査会

- Q2-1 指名審査会の資料は従来どおりのもので良いのか？

3 公告等

- Q3-1 公告日（通常型指名の場合は指名通知日）までに単抜設計書が必要か？
- Q3-2 技術資料及び技術提案の提出期限は？
- Q3-3 総合評価に関する質問受付や回答期限は？

4 評価項目

- Q4-1 評価項目を発注機関で追加（削除）してもよいのか？
- Q4-2 同種工事の実績の「国、旧公団、県、市町村」とは？
- Q4-3 地域調達において、特殊工法など県内（地域内）に専門業者が明らかに所在しない場合はどうするのか？
- Q4-4 例えば、PC橋上部工工事の場合、過去、“土木一式”と“とび・土工・コンクリート工事”で発注されたものがある。工事成績の発注工種（業種）はどのようにすべきか？
- Q4-5 工場製作を含む場合の配置予定技術者の評価はどのようにすべきか？
- Q4-6 施工計画確認型を適用し、隣接する箇所等で現場条件が類似する工事を同時発注する場合、簡易な施工計画の項目及び評価ポイントを同じにしても良いのか？
- Q4-7 ICT活用工事の実績を評価する対象は？

5 評価方法【共通】

- Q5-1 【共通】「簡易な施工計画」「技術提案」の評価で、確認する項目や課題の設定時に評価ポイントを設定したが、評価ポイント以外の優れた提案が提出された場合は評価するのか？
- Q5-2 【共通】工事成績の集計基準日・同種工事の実績や災害時における活動実績等の完了した日は、工事履行日か検査日か？
- Q5-3 【共通】「技術者実績型」の直近2件の工事成績について、同日の検査が3件以上あった場合の工事成績の取扱いは？
- Q5-4 【共通】共同企業体における工事成績の平均点を算出する際、構成員に工事の実績がない場合の取扱いは？

- Q5-5 【共通】優良工事と優秀技術者の表彰等の年度は、工事の施工年度と表彰された年度のどちらか？
- Q5-6 【共通】優良工事表彰、優良工事証は、対象工事と関係ない工事種別であっても対象としてよいか？
- Q5-7 【共通】技術者能力の「1級土木施工管理技士」は、大臣認定による「同等の能力を有する者」も該当するのか？
- Q5-8 【共通】技術者の同種工事の実績や、技術者実績型の直近2件の工事成績について、技術者が転社している場合の取扱いは？
- Q5-9 【共通】Made in 新潟 新技術の活用の評価は、請負者の任意により自主的に施工できるものを加点対象としているが、その考えは？
- Q5-10 【共通】継続教育（CPD）の対象である建設系CPD協議会とは？
- Q5-11 【共通】地域貢献における防災協定は、複数社が団体で県等と締結している協定や1社が単独で地域整備部や市町村と締結している協定も対象か？
- Q5-12 【共通】災害時における活動実績の「緊急性を要し指示書等で対応した活動」とは具体的には何か？
- Q5-13 【共通】災害時における活動実績にて災害復旧工事の実績は評価対象となるのか？
- Q5-14 【共通】企業が所在する地域振興局管外で行った災害応援の取扱いは？
- Q5-15 【共通】地域調達の下請企業にダンプトラック運搬業者は含まれるのか？
- Q5-16 【共通】従たる営業所10ヶ年継続はどのように確認するのか？
- Q5-17 【共通】「簡易な施工計画」において、仕様書・基準書等で配置を必須としている資格者を作業従事させる旨の記載があった場合、評価するのか？
- Q5-18 【共通】加算点がマイナスとなった場合又は簡易な施工計画や技術提案の評点が0点の場合でも落札者とすることはできるか？
- Q5-19 【共通】評価者3名のうち、1名ないし2名が簡易な施工計画や技術提案の内容を不適正と評価した場合の取扱いは？
- Q5-20 【共通】技術評価型でヒアリングを行った場合、業者名が必然的に分かり、マスキングの意味がなくなるのでは？
- Q5-21 【共通】技術評価点についても予定価格同様、厳正な保管が必要なのは？
- Q5-22 【共通】落札者決定の際の評価値の数値のまるめについては？
- Q5-23 【共通】技術資料の提出後、参加者から修正や訂正の申し入れがあった場合、可能か？
- Q5-24 【共通】第1号様式で、自己申告の評点と記載された内容に差違がある場合の評点の取扱いは？
- Q5-25 【共通】若手技術者の配置が申告され、確認資料で実際に若手技術者が配置されることを確認したが、配置予定技術者の評価（最も低い評価の者）が若手でない異なる者だった場合の取扱は？（配置予定技術者が複数申告された場合や共同企業体の場合で想定される）また、その他、若手技術者の配置の評価における留意点は？

6 評価方法【土木】

- Q 6-1 【土木】維持管理実績の「道路除雪実績」とは、具体的に何か？
- Q 6-2 【土木】維持管理実績の「単価契約等による日常的な維持管理活動」とは、具体的に何か？
- Q 6-3 【土木】維持管理実績の「指示書等による緊急的な維持管理活動」とは、具体的に何か？
- Q 6-4 【土木】指示書等による緊急的な維持管理活動とは何か？

7 評価方法【建築】

- Q 7-1 【建築】災害時における活動実績や維持管理実績について、入札後に当該実績を証明する書類として、どのようなものが必要か。

8 評価方法【農業土木】

- Q 8-1 【農業土木】地域貢献における活動の地域(範囲)内、その他の地域(県内)とは？
- Q 8-2 【農業土木】「農地・農業用水等の保全・耕作放棄防止活動又は維持管理活動実績」の保全活動とは、多面的機能支払交付金に関するものだけが対象か？
- Q 8-3 【農業土木】地域貢献度、実働拠点、地域調達において地域内、管内とは「当該地域整備部(事務所)管内等」となっているが、農業(農林)振興部管内と設定することも可能か？
- Q 8-4 【農業土木】地域活動の証拠書類、写真が未提出であった場合にはどのように評価するか？
- Q 8-5 【農業土木】維持管理実績の「単価契約等による日常的な維持管理活動」とは、具体的に何か？
- Q 8-6 【農業土木】維持管理実績の「指示書等による緊急的な維持管理活動」とは、具体的に何か？
- Q 8-7 【農業土木】農地・農業用施設の保全・耕作放棄防止活動の実績において、多面的機能支払交付金の活動計画に位置づけられていない活動は実績としてカウントできるのか？

9 評価方法【森林土木】

- Q 9-1 【森林土木】地域貢献の森林整備・緑化活動にはどのようなものが該当するのか？
- Q 9-2 【森林土木】地域貢献の治山・林道施設維持活動とは具体的にどのようなものか？
- Q 9-3 【森林土木】地域貢献の県産材の利活用はどのようなものが認められるか？

10 入札

- Q 10-1 入札後、事後評価で加点が認められなかった場合の落札者の取扱いとは？
- Q 10-2 入札後、事後評価で加点が認められず、評価点が変わった場合のペナルティーは？
- Q 10-3 最低制限価格制度、低入札価格調査制度の適用については？
- Q 10-4 不調随契は行うのか？

- Q10-5 入札中止となった場合には、アドバイザー意見照会からやり直すのか？
- Q10-6 評価値の最も高いものが2人以上いる場合、くじ引きとなるが、その方法は？
- Q10-7 入札結果確認期間について、開札後の落札候補者に対する必要書類の提出依頼はどの時点で行うべきか。また、この場合、開示情報の入札情報サービスへの掲示はどの時点で行えばよいか。
- Q10-8 落札決定までの間に、配置予定技術者を他の工事の主任（監理）技術者として配置した場合、ペナルティーの対象となるのか？
- Q10-9 複数の工事が同日開札で、1位が複数者おり、その中で同一人物が複数工事の配置予定技術者となっている場合の対応はどのようになるのか？
- Q10-10 第1号様式で配置予定技術者を複数人記載していた企業が落札候補者となった場合、確認資料の提出は実際に配置する技術者の分のみで良いか。
- Q10-11 辞退と無効の使い分けは？また、技術評価点は公表するか？ 低入札の場合は？

1.1 入札の特殊な事例

- Q11-1 参加資格確認申請書の提出が1社であった場合は？（一般競争の場合）
- Q11-2 10社の簡易な施工計画や技術提案を評価した結果、1社のみが適正であった場合は？（通常型指名の場合）
- Q11-3 10社指名したが、1社しか簡易な施工計画や技術提案を提出しなかった場合は？（通常型指名の場合）
- Q11-4 10社が入札した結果、1社のみが予定価格の範囲内であった場合は？（一般競争・通常型指名の場合）
- Q11-5 10社の技術資料や技術提案を評価した結果、1社の加算点合計が0点に満たない、又は簡易な施工計画や技術提案が不適正であった場合は？（一般競争・通常型指名の場合）

1.2 設計変更

- Q12-1 工期短縮の技術提案により、当初設計よりも交通誘導員の人数、仮設材の損料日数等が減となった場合等に設計変更は行うのか？

1.3 ペナルティー

- Q13-1 配置予定技術者の変更の対応は？

1.4 総合評価の履行義務と検査

- Q14-1 「Made in 新潟新技術の活用」、「簡易な施工計画」や「技術提案」で評価（加点）しなかった提案でも、履行義務はあるのか？
- Q14-2 技術提案等の内容が創意工夫・高度技術に当たる場合の対応は？

1.5 契約後VE

- Q15-1 総合評価落札方式で技術提案を求めた場合でも、契約後VE対象工事とするのか？

16 その他

Q16-1 ダム等建設工事請負基準約款を適用する工事が完了した場合の、工事成績評定点の登録について

1 学識経験者（アドバイザー）の意見聴取

Q1-1 アドバイザーの意見への対応は？

アドバイザーの意見は踏まえるが、最終的な判断、決定は各発注機関が自らの責任で行うこととなる。

Q1-2 アドバイザーへの意見照会（説明）は誰が行うのか？

個別工事の説明等は、各発注機関の評価者3名のいずれか1名以上が行う。

Q1-3 アドバイザーへの意見照会時には業者名を明示するのか？

客観性重視の観点から、意見照会時には個別業者名を伏せることとする。

（意見照会時の評価調書（第5号様式）等は、A社、B社、C社……と記載する。）

2 指名審査会

Q2-1 指名審査会の資料は従来どおりのもので良いのか？

従来どおりの資料に加え、総合評価落札方式に関する資料（落札者決定基準及びペナルティー等）を添付する。

3 公告等

Q3-1 公告日（通常型指名の場合は指名通知日）までに単抜設計書が必要か？

地域調達、新技術の活用、簡易な施工計画及び技術提案の検討のために、単抜き設計書は必要である。（公告日（通常型指名の場合は指名通知日）より閲覧を開始する。）

Q3-2 技術資料及び技術提案の提出期限は？

実績確認型 : 5日間を標準とする（公告日含まず、土日含まない）

地域貢献担い手確保型 : 5日間を標準とする（公告日含まず、土日含まない）

技術者実績型 : 5日間を標準とする（公告日含まず、土日含まない）

施工計画確認型 : 10日間を標準とする（公告日含まず、土日含まない）

技術評価型 : 15日間を標準とする（公告日含まず、土日含まない）

※提出期限は上記を標準とするが、工事の技術的難易度や発注時期などを踏まえ、入札参加者が技術資料及び技術提案の内容を十分に検討できるよう、伸ばすことができる。

Q3-3 総合評価に関する質問受付や回答期限は？

◆質問受付期間

実績確認型・地域貢献担い手確保型・技術者実績型

: 公告（指名通知）日から技術資料提出期限の3日前の午後5時まで（休日等は含まない）

施工計画確認型・技術評価型 : 公告(指名通知)日から技術資料提出期限の5日前の午後5時まで(休日等は含まない)

◆回答期限

実績確認型・地域貢献担い手確保型・技術者実績型

: 技術資料提出期限の前日の午後5時まで
(休日等は含まない)

施工計画確認型・技術評価型

: 技術資料提出期限の3日前の午後5時まで
(休日等は含まない)

4 評価項目

Q4-1 評価項目を発注機関で追加(削除)してもよいか?

運用基準 別紙の「3.評価項目の必須と選択」による運用を標準とし、原則、評価項目の追加(削除)は行わない。工事の種類、入札参加要件、地域特性等に応じて変更する際は、アドバイザー意見照会対象外の案件であっても照会が必要となる場合があるため、詳細は技術管理課へ確認すること。

Q4-2 同種工事の実績の「国、旧公団、県、市町村」とは?

「国」: 北陸地方整備局、北陸農政局など

「旧公団」: 東日本高速道路(株)(旧 日本道路公団)、

(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構(旧 日本鉄道建設公団)など

「県、市町村」: 都道府県、市町村、

一部事務組合等の地方自治法第1条の3で規定する地方公共団体

Q4-3 地域調達において、特殊工法など県内(地域内)に専門業者が明らかに所在しない場合はどうするのか?

可能な限り県内(地域内)企業の受注機会の増大に努める必要があるため、県内(地域内)調達が出来ない、または困難な工種を除いて評価する。よって、「地域調達」の評価内容欄に「○○工種を除く」等の条件を付け加える。

Q4-4 例えば、PC橋上部工工事の場合、過去、“土木一式”と“とび・土工・コンクリート工事”で発注されたものがある。工事成績の発注工種(業種)はどのようにすべきか?

近年、新設の橋梁上部工工事は、土木一式で発注している。

しかし、過去、とび・土工・コンクリート工事で発注したものがあるため、入札参加者を公平に評価するために、発注工種(業種)の設定の際は、適宜、“土木一式”及び“とび・土工・コンクリート工事”の両方を設定してよい。

また、上記の例に限らず、過去の類似工事で設定した発注業種を加味して、必要に応じて複数の業種を設定してよい。

なお、複数の業種を設定する場合は、公告文等で明らかにすること。

Q4-5 工場製作を含む場合の配置予定技術者の評価はどのようにすべきか？

工場製作後に現場施工となる場合で評価対象を現場技術者とする場合は、公告文等に評価対象を明示する。

なお、制限付き一般競争入札工事の場合、契約時には参加資格確認申請書に記載した主任（監理）技術者を配置する必要がある。

		参加資格 確認申請 書※1	総合評価 (第1号様 式)	工場作業 時	現場作業 時	
①	工場技術者 Aさん	○		○		
	現場技術者 Bさん	○	○		○	
②	工場技術者 Aさん	○ ※2		○		※2:現場技術者としての実 績が必要となる。
	現場技術者 Bさん		○		○	
③	工場技術者 Aさん					
	現場技術者 Bさん	○	○	○ ※3	○	※3:工場作業時もコリンズ登 録が必要である。

※1:現場技術者としての実績を求めることが多い。

Q4-6 施工計画確認型を適用し、隣接する箇所等で現場条件が類似する工事を同時発注する場合は、簡易な施工計画の項目及び評価ポイントを同じにしても良いのか？

現場特性等を踏まえ、工事ごとに簡易な施工計画の項目及び評価ポイントを設定することが基本であるが、現場条件が類似し、施工内容にも大きな差異がない場合は、簡易な施工計画の項目や評価ポイントを複数工事で同じにしても差し支えない。

ただし、各工事の特性等を十分に踏まえたうえで、その妥当性を判断すること。

なお、技術評価型の技術提案書についても同じ取扱いとする。

Q4-7 ICT 活用工事の実績を評価する対象は？

ICT 活用工事の実績は、前年度以前の過去3か年度に完了した実績の有無で評価を行う。

各発注機関や部局により ICT 活用工事に関する基準・要領等が異なるため、当面、土木工事は新潟県発注の土木工事の実績のみ、農業土木工事は新潟県発注の農業土木工事の実績のみ、森林土木工事は新潟県発注の森林土木工事の実績のみを評価対象とする。

5 評価方法【共通】

Q5-1 【共通】「簡易な施工計画」「技術提案」の評価で、確認する項目や課題の設定時に評価ポイントを設定したが、評価ポイント以外の優れた提案が提出された場合は評価するのか？

品確法の趣旨である「企業の積極的な技術提案を活用しながら、公共工事の品質を確保すること」を踏まえ、当初設定した評価ポイントに関わらず、優れた提案が提出された場合は評価する。また、その提案が複数だった場合は、内容に応じて分類し、それぞれを別の評価ポイントとして評価すること。

なお、確認する内容・意図や課題の内容と適合しない提案は評価しないこと。

例) 簡易な施工計画で、「施工方法」を求めている、「品質出来形管理」に関する記述は原則評価しない。

Q5-2 【共通】 工事成績の集計基準日・同種工事の実績や災害時における活動実績等の完了した日は、工事履行日か検査日か？

検査日である。なお、公共事業管理システムで出力される工事成績評点の基準日は検査日となっている。

Q5-3 【共通】 「技術者実績型」の直近2件の工事成績について、同日の検査が3件以上あった場合の工事成績の取扱いは？

検査日が同一であった場合は、すべての工事成績を対象とし、その工事成績の平均点を採用する。直近が1件あり、直近2件目に同日検査が2件ある場合も、同様にすべて（3件分）の工事成績の平均点を採用する。

Q5-4 【共通】 共同企業体における工事成績評定の平均点を算出する際、構成員に工事の実績が無い場合の取扱いは？

特定・経常JVにより入札参加する場合、実績がない構成員の工事成績については、1件65点と見なして評価します。

(例1) A社の実績が10件あり、B社の実績が0件の場合

	合計件数	合計成績	平均点
A社	10	790	
B社	1	65	
計	11	855	77.72

(例2) A社の実績が1件(86点)あり、B社の実績が0件の場合

	合計件数	合計成績	平均点
A社	1	83.5*	
B社	1	65	
計	2	148.5	74.25

※A社の実績が補正基準の工事成績平均を上回るため補正後の合計成績となる。

Q5-5 【共通】 優良工事と優秀技術者の表彰等の年度は、工事の施工年度と表彰された年度のどちらか？

表彰された年度である。

Q5-6 【共通】 優良工事表彰、優良工事証は、対象工事と関係ない工事種別であっても対象としてよいか？

業種に関わらず対象とする。

Q5-7 【共通】 技術者能力の「1級土木施工管理技士」は、大臣認定による「同等の能力を有する者」も該当するのか？

該当としない。該当資格を有する者を評価する。

Q5-8 【共通】技術者の同種工事の実績や、技術者実績型の直近2件の工事成績について、技術者が転社している場合の取扱いは？

技術者が転社した場合、転社前の実績は技術者本人の実績として取扱う。

Q5-9 【共通】Made in 新潟 新技術の活用の評価は、請負者の任意により自主的に施工できるものを加点対象としているが、その考えは？

総合評価落札方式（施工計画確認型・技術評価型）は、工事目的物の変更を伴わずに施工の確実性や施工方法等の工夫を求めるものであるため、仮設や施工方法等の請負者の任意により自主的に施工できるものを対象としている。また、工事目的物であっても、設計図書と同等以上の品質として、一般に監督員が承諾した材料を使用して施工され、設計変更の対象とならないものについても評価の対象とする。なお、契約後、請負者の発議により発注者が承諾したものの使用を拒むものではない。

Q5-10 【共通】継続教育（CPD）の対象である建設系CPD協議会とは？

建設系CPD協議会のホームページで確認できる。

Q5-11 【共通】地域貢献における防災協定は、複数社が団体に県等と締結している協定や1社が単独で地域整備部や市町村と締結している協定も対象か？

複数社が団体に締結している防災に関する協定の場合、その団体に属している社は、協定を締結していることになる。また、1社が単独で締結している防災に関する協定等（災害時に要請するもの）も対象となる。

Q5-12 【共通】災害時における活動実績の「緊急性を要し指示書等で対応した活動」とは具体的には何か？

国、旧公団、県、市町村の指示書その他、予め締結された災害協定などにより緊急的に対応したもので、当該団体が指示していない自主的な災害貢献活動は、社会的には評価できるものであっても総合評価落札方式では評価対象としない。

なお、評価の対象となるのは、国、旧公団、都道府県、市区町村と直接締結した契約に限り、下請契約により行った作業は、評価対象としない。

Q5-13 【共通】災害時における活動実績にて災害復旧工事の実績は評価対象となるのか？

災害（事業）対応についての評価は、災害発生から査定までといった活動時期や期間、負担法成立は問わず、緊急的に対応した活動かどうかの観点で評価行う。従って、災害時の応急工事、点検、パトロール等が対象で、査定後の災害復旧工事は対象とはならない。

Q5-14 【共通】企業が所在する地域振興局管外で行った災害応援の取扱いは？

県等の要請に応じ、企業が所在する地域振興局管外で行った災害応援については、管内での「災害時における活動実績等」とみなす。

なお、災害時における活動実績として認められる内容であれば、その契約形態は問わないもの

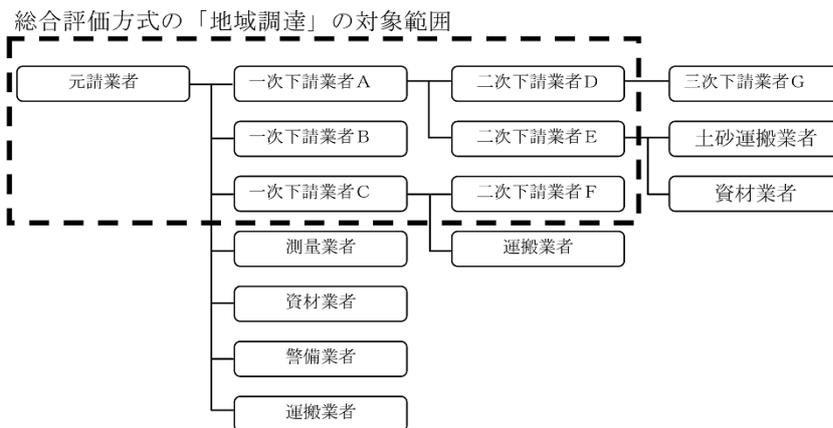
とし、当該活動実績を書面で把握できる資料（指示書、契約書など）により確認する。

【例】

A地域振興局管内に所在する企業が、県の要請に応じてB地域振興局管内で発生した災害の応援を行った場合は、A地域振興局管内での活動実績とみなす。（B地域振興局管内での活動実績とはしない）

Q5-15 【共通】 地域調達の下請企業にダンプトラック運搬業者は含まれるのか？

「建設工事の請負契約」における500万円以上の一次、二次下請負のことであり、「建設工事の請負契約」に該当しない調査業務や資材納入、警備業務、運搬業務等に係る下請負は評価の対象としない。よって、土砂運搬のみの契約は対象とならない。



Q5-16 【共通】 従たる営業所10ヶ年継続はどのように確認するのか？

指定書類は無いが、登記簿や契約書等により該当営業所の所在地、日付等から営業実態を確認する。

Q5-17 【共通】 「簡易な施工計画」において、仕様書・基準書等で配置を必須としている資格者を作業従事させる旨の記載があった場合、評価するのか？

必須条件の技術者を配置することだけをもって評価しない。当該技術者を配置した上で具体的な作業内容等が記載されており、その内容が評価に値すると判断できる場合は評価する。

Q5-18 【共通】 加算点がマイナスとなった場合又は簡易な施工計画や技術提案の評点が0点の場合でも落札者とすることはできるか？

加算点が0点に満たない場合は、落札者になることはできない。

Q5-19 【共通】 評価者3名のうち、1名ないし2名が簡易な施工計画や技術提案の内容を不適正と評価した場合の取扱いは？

評価者3名で協議し、取扱いを決定する。

Q5-20 【共通】技術評価型でヒアリングを行った場合、業者名が必然的に分かり、マスキングの意味がなくなるのでは？

ヒアリングは技術資料及び技術提案の評価後に行うこととし、ヒアリング結果から説明が不十分の場合は、評点から1点を減じる。

Q5-21 【共通】技術評価点についても予定価格同様、厳正な保管が必要なのでは？

技術資料及び技術提案の評価結果は、落札者決定の重要な要素であるため、予定価格と同様、厳正な保管が必要である。

Q5-22 【共通】落札者決定の際の評価値の数値のまるめについては？

「実施要領の運用基準」第6条による。

Q5-23 【共通】技術資料の提出後、参加者から修正や訂正の申し入れがあった場合、可能か？

受付期間内であれば、修正・訂正は受付けるが、提出期限後は修正や訂正は一切受け付けない。

Q5-24 【共通】第1号様式で、自己申告の評点と記載された内容に差がある場合の評点の取扱いは？

「技術資料及び技術提案の評価」の段階では、入札参加者の自己申告の評点と記載された内容に差がある場合、自己申告の評点を採用する。

開札後の「確認資料の審査」の段階で、落札候補者から提出された確認資料に基づき正しい評点に修正する。ただし、各評価項目において自己申告の評点を上回る修正は行わない。

Q5-25 【共通】若手技術者の配置が申告され、確認資料で実際に若手技術者が配置されることを確認したが、配置予定技術者の評価（最も低い評価の者）が若手でない異なる者だった場合の取扱は？（配置予定技術者が複数申告された場合や共同企業体の場合で想定される）

また、その他、若手技術者の配置の評価における留意点は？

若手技術者の配置と配置予定技術者の評価は、それぞれ独立して考える。よって、質問の答えは、若手技術者の配置を評価し、配置予定技術者は最も低い評価の者で評価する。なお、若手技術者の配置は企業の担い手育成・確保の取組を評価するものであり、配置予定技術者の評価とは観点が異なる。

その他留意点として、実際に配置するとは、工事着手届に記載する主任（監理）技術者を想定しており、確認資料は、これを前提として当該技術者の年齢を確認できるものを求める必要がある。なお、若手技術者の配置に係る確認資料は、複数の配置予定技術者が申告された場合やJVの構成員（代表以外）の者が申告された場合であっても、実際に配置する技術者のもののみを求める（個人情報であり、また、評価対象（実際に配置する者）以外の資料は、紛らわしいので求めない）。

また、具体的な取扱は次のとおり。

- ・確認資料で評価対象（若手：40歳未満）であることが確認できない場合：評点の修正（Q5-24参照）。ペナルティー対象外。
- ・第1号様式に複数の技術者を記載し、若手技術者の配置を自己申告したが、実際に配置する技術者を若手でない者とする場合：評点の修正（Q5-24参照）。ペナルティー対象外。
- ・確認資料の提出がない場合：評点の修正（Q5-24参照）。ペナルティー対象外。
- ・提出された確認資料で若手（40歳未満）を確認し評価対象としたが、落札者決定後、工事着手届で若手ではない別の技術者が配置された場合：ペナルティーの対象（工事成績の減点）
- ・若手技術者を配置し工事着手したが、この技術者が途中交代する場合：ペナルティーの対象外。ただし、配置予定技術者のペナルティーは別途（Q13-1参照）

6 評価方法【土木】

Q6-1 【土木】維持管理実績の「道路除雪実績」とは、具体的に何か？

シーズンを通じた道路除雪契約を締結し、除雪体制が維持されているものが評価の対象となる。一時的な契約による道路除雪は維持管理実績として評価対象外となる。

Q6-2 【土木】維持管理実績の「単価契約等による日常的な維持管理活動」とは、具体的に何か？

年間を通じ維持管理（修繕）契約を締結し、年間を通じた維持管理（修繕）体制が確保されており、道路や河川等修繕（補修）、除草、点検、パトロールが実施されたと認められるものが評価の対象となる。

道路や河川等修繕（補修）、除草等のそのものが目的で発注された修繕（補修）工事、除草委託業務等は評価の対象とならない。

Q6-3 【土木】維持管理実績の「指示書等による緊急的な維持管理活動」とは、具体的に何か？

当該地域整備部（事務所）の指示により緊急的に対応した当該地域整備部管理施設の維持修繕活動を指しており、指示書又は指示書に基づく契約書が存在するものを評価し、指示書又は指示書に基づく契約書の残存しないものや、当該地域整備部（事務所）が指示していない自主的な活動は総合評価落札方式では評価対象としない。

Q6-4 【土木】指示書等による緊急的な維持管理活動とは何か？

維持管理活動は、管理施設を良好な利活用に資するための活動や、施設の経年劣化による機能低下の抑制と回復を目的とした活動などである。

7 評価方法【建築】

Q7-1 【建築】災害時における活動実績や維持管理実績について、入札後に当該実績を証明する書類として、どのようなものが必要か。

落札候補者においては、当該実績に係る契約書、指示書・注文書、注文請書（いずれも写しで可）等、いずれかの提出が必要となる。

8 評価方法【農業土木】

Q8-1 【農業土木】地域貢献における活動の地域(範囲)内、その他の地域(県内)とは？

地域(範囲)内とは、当該地域整備部(事務所)管内をいう。またB項目の活動実績におけるその他の地域とは、それ以外の県内全ての活動とする。

Q8-2 【農業土木】「農地・農業用水等の保全・耕作放棄防止活動又は維持管理活動実績」の保全活動とは、多面的機能支払交付金に関するものだけが対象か？

国・県等の補助の有無に関わらず、農地や農業用水路、農道等の保全活動を行っているものは対象とする。

Q8-3 【農業土木】地域貢献度、実働拠点、地域調達において地域内、管内とは「当該地域整備部(事務所)管内等」となっているが、農業(農林)振興部管内と設定することも可能か？

地域の実情に応じて、農業(農林)振興部管内とすることも可能である。

Q8-4 【農業土木】地域活動の証拠書類、写真が未提出であった場合にはどのように評価するか？

証拠書類と写真のいずれかが未提出であった場合には、活動が行われなかったと見なす。ただし、集落代表者等の証明は、活動年月日が記載されていれば、証明の日付が最近のものであっても有効と見なす。

Q8-5 【農業土木】維持管理実績の「単価契約等による日常的な維持管理活動」とは、具体的に何か？

取水期間や耕作期間などの一定期間において、維持管理(修繕)契約(単価契約等)を締結し、一定期間を通じた維持管理(修繕)体制が確保され、農業用施設や管理道路のパトロール、除草、浚渫や農業用施設の点検が実施されたと認められるものが評価の対象となる。

除草、修繕等そのものを目的に発注された除草、浚渫、修繕(補修)委託や工事業務等は評価の対象としない。

Q8-6 【農業土木】維持管理実績の「指示書等による緊急的な維持管理活動」とは、具体的に何か？

当該農業(農林)振興部、市町村、土地改良区等の指示により緊急的(又は単発的)に対応した当該土地改良施設の維持修繕活動を指しており、指示書又は指示書に基づく契約書が存在するものを評価し、指示書又は指示書に基づく契約書の残存しないものや指示していない自主的な活動は総合評価落札方式では評価対象としない。

Q8-7 【農業土木】農地・農業用施設の保全・耕作放棄防止活動の実績において、多面的機能支払交付金の活動計画に位置づけられていない活動は実績としてカウントできるのか？

地域における農地の保全や農業・農村の振興に貢献する活動であると認められれば、地域貢献実績にカウントできると思われる。

なお、該当可否の最終判断は、所属審査会に対応願いたい。

9 評価方法【森林土木】

Q9-1 【森林土木】地域貢献の森林整備・緑化活動にはどのようなものが該当するのか？

森林・林業行事等(植樹、育林他)に会社として申し込みをし、参加した場合や会場整備への協力などが該当する。また、NPO法人等に参画して森林整備を進めた場合等も該当する。

Q9-2 【森林土木】地域貢献の治山・林道施設維持活動とは具体的にどのようなものか？

林道を整備する行事等に会社として参加・協力したり、治山施設の被災防止のための協力活動や地域防災のためのパトロールなどが該当する。

Q9-3 【森林土木】地域貢献の県産材の利活用はどのようなものが認められるか？

県産材での社屋建設、新たな看板の作成やペレットストーブ導入などのほか、積極的な県産材利用促進の取組が該当する。なお、設計で経費計上されている工事での使用は原則として該当しないが、仮設工などに任意で県産材を積極的に利用している場合は該当する。

工事名、工期、発注者、施工者名等を記載した「標示板」は、諸経費に率計上されているため該当しない。

10 入札

Q10-1 開札後、落札候補者が提出した確認資料の審査の結果、加点が認められなかった項目があった場合の落札者の取扱いは？

確認資料の審査の段階で加点が認められなかった項目があり、評価値を再計算した結果、当初2位の応札者の評価値の方が高くなった場合は、当初2位の応札者が落札候補者となる。

なお、評価値を再計算しても応札者の順位が変わらなかった場合は、落札候補者がそのまま落札者となる。

Q10-2 開札後、確認資料の審査で加点が認められず、評価値が変更となった場合のペナルティーは？

ペナルティーはない。

Q10-3 最低制限価格制度、低入札価格調査制度の適用については？

工事の予定価格に関係なく、総合評価落札方式による入札では低入札価格調査制度を適用する。

Q10-4 不調随契は行うのか？

価格評価と技術評価を総合的に判断する入札方式であるので、価格のみを対象とする不調随契は原則として行わない。

Q10-5 入札中止となった場合には、アドバイザー意見照会からやり直すのか？

工事内容、評価項目等の変更がない場合は、意見照会①を省略し、意見照会②を行う。

Q10-6 評価値の最も高いものが2人以上いる場合、くじ引きとなるが、その方法は？

落札決定は次のようにすることを基本とする。

- ①電子入札システムによるクジ → ②落札候補者の決定 → ③確認資料の確認 →
④不備がなかった場合、落札決定となる。

Q10-7 入札結果確認期間について、開札後の落札候補者に対する確認資料の提出依頼はどの時点で行うべきか。また、この場合、開示情報の入札情報サービスへの掲示はどの時点で行えばよいか。

入札結果確認期間が経過し、設計の誤り等により落札候補者に変更がないことが確認された時点で、落札候補者へ提出依頼をする。

開示情報の入札情報サービスへの掲示は、開札後直ちに行うこととする（総合評価の審査と同時並行で行う。）

Q10-8 落札決定までの間に、配置予定技術者を他の工事の主任（監理）技術者として配置した場合、ペナルティーの対象となるのか？

総合評価落札方式による案件では、配置予定技術者の他の案件へのエントリーを認めている。

落札候補者となり、当該工事で配置予定だった技術者を配置することができなくなった場合は、加算点の算出が不能となり、入札は「無効」という扱いになる。また、この場合の入札無効はペナルティーの対象とはならない。

ただし、落札決定後に、当該工事で配置予定だった技術者を配置することができなくなった場合は、原則、ペナルティーの対象となるので注意すること。

Q10-9 複数の工事が同日開札で、1位が複数者おり、その中で同一人物が複数工事の配置予定技術者となっている場合の対応はどのようになるのか？

配置予定技術者は、落札決定し、別の工事に配置できなくなるまでは全ての工事で配置可能であるため、次のようにすることを基本とする。

【例】道路工事と河川工事を同日開札したところ、B社の技術者である次郎さんが重複する可能性が発生した。

◆道路工事・・・評価値1位はA社（技術者：一郎）とB社（技術者：次郎）

◆河川工事・・・評価値1位はB社（技術者：次郎）とC社（技術者：三郎）

- ① 道路工事・河川工事にくじ引きにより、落札候補者を決定。
結果、道路工事と河川工事の両方でB社が落札候補者となった。
- ② 落札候補者となったB社に確認資料の提出を依頼する。
- ③ B社は、河川工事に「技術者：次郎」を配置、道路工事は「技術者なし」として確認資料を提出。
- ④ 確認資料を確認し、河川工事はB社に決定する。道路工事はB社が技術者配置不能であり入札無効となる。
- ⑤ 道路工事は、次点であるA社を落札候補者とし、A社に確認資料の提出を求める。

Q10-10 第1号様式で配置予定技術者を複数人記載していた企業が落札候補者となった場合、確認資料の提出は実際に配置する技術者の分のみで良いか。

配置予定技術者の評価は、第1号様式に記載してある配置予定技術者のうち最も低い評価となる者の自己申告の評価を採用していることから、自己申告の評価が正しかったことを確認するため、第1号様式に記載してある全員分の確認資料を提出する必要がある。

Q10-11 辞退と無効の使い分けは？また、技術評価点は公表するか？ 低入札の場合は？

1. 総合評価以外の場合

	辞退届の提出	入札書の提出	工事費内訳書の提出	工事費内訳書の内容		低入札調査	入札結果の記事の記載	備考
1	○	—	—	—		—	辞退	
2	×	×	—	—		—	辞退	
3	×	○	×	—		—	無効	開札対象外
4	×	○	○	×		—	無効	開札対象外
5	×	○	○	○		×	落札者ではない	

2. 総合評価の場合

	技術資料の提出	辞退届の提出	入札書の提出	工事費内訳書の提出	工事費内訳書の内容	意向確認回答書(低入)	低入札調査	入札結果の記事の記載	備考
1	×	○	—	—	—	—	—	辞退	
2	×	×	×	—	—	—	—	辞退	
3	○	○	—	—	—	—	—	辞退	「辞退」のため技術評価点(内訳含む)は公表しない
4	○	×	×	—	—	—	—	辞退	「辞退」のため技術評価点(内訳含む)は公表しない
5	×	×	○	○	—	—	—	無効	「配置予定技術者の申告が無い場合、簡易な施工計画や技術提案の内容が不適正な場合」となり、開札を行った上で無効とする。「無効」のため技術評価点(内訳含む)は公表しない。なお、入札が成立しているため、入札金額は公表する
6	○	×	○	×	—	—	—	無効	開札対象外。技術評価点(内訳含む)は公表しない
7	○	×	○	○	×	—	—	無効	開札対象外。技術評価点(内訳含む)は公表しない
8	○	×	○	○	○	×	—	落札者ではない	入札が成立しているため、技術評価点及び入札金額を公表する
9	○	×	○	○	○	○	×	落札者ではない	入札が成立しているため、技術評価点及び入札金額を公表する

1.1 入札の特殊な事例

Q11-1 参加資格確認申請書の提出が1社であった場合は？ (一般競争の場合)

入札は成立する。一般競争は、1社の場合も入札が成立する。

Q11-2 10社の簡易な施工計画や技術提案を評価した結果、1社のみが適正であった場合は？ (通常型指名の場合)

当該入札は中止となる。

Q11-3 10社指名したが、1社しか簡易な施工計画や技術提案を提出しなかった場合は？（通常型指名の場合）

当該入札は中止となる。

Q11-4 10社が入札した結果、1社のみが予定価格の範囲内であった場合は？
（一般競争・通常型指名の場合）

その1社が落札候補者となる。

Q11-5 10社の技術資料や技術提案を評価した結果、1社の加算点合計が0点に満たない、又は簡易な施工計画や技術提案が不適正であった場合は？
（一般競争・通常型指名の場合）

当該業者の入札は無効とする。

1.2 設計変更

Q12-1 工期短縮の技術提案により、当初設計よりも交通誘導員の人数、仮設材の損料日数等が減となった場合等に設計変更は行うのか？

高度技術提案型以外は、技術提案に基づく設計変更は原則として行わない。

1.3 ペナルティー

Q13-1 配置予定技術者の変更の対応は？

総合評価落札方式においては、提出された技術資料の配置予定技術者については契約事項であり、原則として変更は認めないが、変更が認められる場合及びその留意点は以下のとおりである。

- ① 配置予定技術者の変更が認められる場合
 - (ア) 死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等による場合
 - (イ) 受注者の責によらない契約事項の変更（工事中止、工期延伸等）に伴う場合
 - (ウ) 工場から現地へ工事現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合
 - (エ) その他、上記以外に交代を認めると発注者が特記仕様書や公告文に記載した要件による場合

- ② 配置予定技術者の変更における留意点

配置予定技術者の途中交代の申出があった際は、原則として、技術力が同等以上の技術者※との交代を求めるとし、総合評価における考え方としては、落札者決定時の配置予定技術者の評価（合計点）と同等以上の技術者を確保できない場合にペナルティー（工事成績評定点の8点減点）を課すものとする。ただし、受注者の責めによらない場合等は、ペナルティーを課さないこととする。

※ 「技術者に関する特記仕様書」における「同等以上の技術力を有する技術者」は、競争参加資格の要件とした技術力と解釈する。

【ペナルティー無し】

- ・死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等、技術者当人の事情によりやむを得ず交代するもの（受注者（＝企業）としてコントロールが困難なため）
- ・受注者の責めによらない工事中止や工期延伸等により、引続き当該技術者を専任させることが困難で交代するもの（契約変更は協議事項であり受注者のみで意思決定が困難なため）
- ・その他、発注者が社会通念上、交代がやむを得ないと判断したもの（例：大規模災害の発生による応援要請等）

【ペナルティー対象】（同等以上の技術者を確保した場合は、ペナルティー無し）

- ・工場から現地へ工事の現場が移行する時点の交代（受注者で予め想定し計画することが可能なため）
- ・複数年度工事等、工事工程上技術者の交代が合理的で交代する（受注者で予め想定し、計画することが可能なため）

14 総合評価の履行義務と検査

Q14-1 「Made in 新潟新技術の活用」、「簡易な施工計画」や「技術提案」で評価（加点）しなかった提案でも、履行義務はあるのか？

総合評価落札方式で提出された技術資料や技術提案は契約事項であり、「Made in 新潟新技術の活用」を除き、評価（加点）しなかった提案も履行の義務はある。

ただし、実施により工事品質の低下を招く恐れがある提案やオーバースペックの提案（ダンピングや下請業者へのしわ寄せ、工事品質の低下に繋がるため）等、実施させてはならない提案については、監督員より当該提案を施工してはならない旨を工事打合せ簿で指示するものとする。

Q14-2 技術提案等の内容が創意工夫・高度技術に当たる場合の対応は？

総合評価の提案に関係なく、創意工夫・高度技術に当たる内容が履行された場合に工事成績に加点するものとする。

15 契約後VE

Q15-1 総合評価落札方式で技術提案を求めた場合でも、契約後VE対象工事とするのか？

総合評価落札方式による工事であっても民間企業の技術力・創意工夫を生かす機会を広げるため、契約後VEの対象工事となる。なお、総合評価の技術提案で提案された事項は、契約後VEの対象とならない。

16 その他

Q16-1 ダム等建設工事請負基準約款を適用する工事が完了した場合の、工事成績評定点の登録について

平成26年6月4日付け技第468号の通知のとおり、全体工事完了時に工事成績評定点を公共事業管理システムへ登録する。

登録する工事成績評定点は、年度別工事の評点の平均点（小数点以下四捨五入、整数止め）とする。履行日、検査年月日、検査員は最終年度工事のものとする。

第6章 関係法令等

- 公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）

令和6年6月19日

- 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（品確法基本方針）

令和6年12月13日

- 発注関係事務の運用に関する指針（品確法運用指針）

令和7年2月3日

- 発注関係事務の運用に関する指針（解説資料）

令和7年3月31日

- 地方自治法施行令第167条の10の2

4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

- 地方自治法施行規則 第12条の4

普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第百六十七条の十の二第四項及び第五項（これらの規定を同令第百六十七条の十三において準用する場合を含む。）の規定により学識経験を有する者の意見を聴くときは、二人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。